



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol. 09 No. 534

2010年10月18日(月)

生物多様性条約第10回締約国会議

2010年10月18日 - 29日

生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP 10)は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第5回締約国会議(2010年10月11-15日)、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する地域間交渉グループ会合(ING)(2010年10月13-16日)およびABSに関するアドホック・オープンエンド作業部会の第9回再開会合(2010年10月16日)に続き、18日、日本の名古屋で開会した。

COPは2週間の会合期間中、戦略的、実質的、事務管理および予算問題を検討する予定である。この会議では、ABSに関する国際的な議定書の採択が期待されているほか、生物多様性喪失速度の大幅削減に関する2010年までの目標達成度を評価し、条約に関する新しい戦略計画および複数年度の作業計画を採択し、他の条約や組織およびイニシアティブとの協力問題を検討し、海洋および沿岸の生物多様性、生物多様性と気候変動、森林の生物多様性、バイオ燃料、第8条(j)項(伝統的な知識)など、実質的な問題も議論する予定である。

CBD COP 10と同時に一連の会議およびイベントも行われる予定であり、リオ条約の生態系および気候変動パビリオン、コミュニケーションや教育そして一般の知識向上に関する最善の実施方法や経験を紹介するフェア、その他300を超えるサイドイベント(2010年18-29日)、都市の生物多様性サミット(2010年10月24-26日)、議会関係者と生物多様性会議(2010年10月25-26日)、COP 10ハイレベルセグメント(2010年10月27-29日)が開催される予定である。

CBDのこれまで

CBDは1992年5月22日に採択され、1993年12月29日に発効した。現在、193の締約国が加盟し、生物多様性の保全、その持続可能な利用、遺伝資源の利用による利益の公平かつ衡平な配分の推進を目的とする。COPは条約の統治組織である。

COP 1: 第1回締約国会議(1994年11月と12月、バハマ、ナソー)では、条約の実施に関する全体枠組みを設定し、クリアリングハウスメカニズム(Clearing House Mechanism (CHM))を設置し、科学的・技術的助言のための補助機関(SBSTA)を設立し、暫定的資金メカニズムとして地球環境ファシリティーを認定した。

COP 2: COPの第2回会合(1995年11月、インドネシア、ジャカルタ)は、海洋および沿岸の生物多様性に関する決定書(ジャカルタ・マンデート)を採択し、バイオセーフティに関する議定書を策定するアドホ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

ック・オープンエンド作業部会を設立し、特に生物多様性に悪影響を与える可能性がある遺伝子組換え生物 (LMOs) の越境移動に焦点を当てた。

COP 3 : COP第3回会合 (1996年11月、アルゼンチン、ブエノスアイレス) は、農業部門および森林の生物多様性に関する作業計画を採択したほか、GEFと覚書を交わし、第8条(j)項および関連条項に関する会合期間のワークショップ開催を要請した。

COP 4 : 第4回会合 (1998年5月、スロバキア、ブラチスラバ) では、第8条(j)項に関する作業部会およびABSに関する専門家パネルを設置し、世界分類学イニシアティブ(GTI)、海洋および沿岸部の生物多様性に関する作業計画、ならびに各種決定書を採択した、決定書には内陸部水系、農業および森林の生物多様性、他の条約との協力に関するものが含まれた。

EXCOP : 1996年から1999年にかけて6回開催されたバイオセーフティに関する作業部会会合の後、COPの第1回臨時会議(ExCOP) (1999年2月、コロンビア、カルタヘナ) に出席した参加者は、バイオセーフティ議定書に関する交渉の最終決着のための妥協案で合意せず、この会議は中断された。ExCOP再開会合 (2000年1月、カナダ、モントリオール) は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を採択し、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の政府間委員会を設置し、COP/MOP 1に向けた準備作業を行うこととなった。この議定書は、人間の健康に配慮し、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性があるLMOsの安全な移動、取り扱い、利用を定めたものであり、特に越境移動に焦点を当てる。

COP 5: 第5回会合 (2000年5月、ケニア、ナイロビ) で、COPは、農業部門生物多様性に関する作業計画を検討し、ABS作業部会を設置し、乾燥地帯、亜湿潤地帯に関する作業計画およびインセンティブを採択し、各種決定書を採択した、この決定書には、第8条(j)項、生態系アプローチ、持続可能な利用、生物多様性とツーリズム、侵略的外来種(IAS)、GTIに関するものが含まれた。

COP 6 : 第6回会合 (2002年4月、オランダ、ハーグ) で、COPは条約の戦略計画を採択した、この計画には2010年までに生物多様性の喪失速度を大幅に削減するとの目標が含まれた。このほかこの会議では、森林の生物多様性に関する作業計画拡大、ABSに関するボン・ガイドライン、IASの指針原則、植物保全の世界戦略 (Global Strategy for Plant Conservation) 、GTI作業計画、インセンティブおよび第8条(j)項に関する決定書も採択された。

COP 7 : COPの第7回会合 (2004年2月、マレーシア、クアラルンプール) は、山岳地帯の生物多様性、保護地域(PAs)、技術移転と技術協力に関する作業計画を採択し、ABS作業部会に対し、ABSの国際的体制に関する交渉開始を命じた。COPは、実施のレビューに関するオープンエンドのアドホック作業部会を設置し、次の決定書等を採択した： 条約実施レビューに関する決定書、戦略計画および2010年目標達成の進捗状況、



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

文化、環境、社会的影響の評価に関するAkwé: Konガイドライン、持続可能な利用に関するアジスアベバ原則およびガイドライン、ならびに各種決定書、これには広報・教育・普及啓発(CEPA)、インセンティブ、内陸部水系、海洋および沿岸の生物多様性に関する決定書が含まれる。

COP 8 : COP第8回会合（2006年3月、ブラジル、Curitiba）は、島嶼部の生物多様性に関する作業計画を採択したほか、一連の問題に関する決定書を採択した、この中には、第8条(j)項問題、CEPA、他の条約との協力と民間部門の参加、外洋を含めたPAs、インセンティブ措置、生物多様性と気候変動、森林、海洋、沿岸部、農業の生物多様性に関する決定書が含まれる。COP 8は、遺伝子の利用制約技術の野外実験を禁止したCOP 5の決定を再確認し、ABS作業部会に対し、2010年に開催予定のCOP 10より前の可能な限り早い時期にABS国際体制に関する作業を終了させるよう指示した。

COP 9 : 第9回のCOP（2008年5月、ドイツ、ボン）は、2010年の交渉期限までの国際的ABS体制交渉に関するロードマップ、条約のための資源活用戦略（Resource Mobilization Strategy）、保護が必要な海洋区域の科学的基準やガイダンスを採択し、生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ(AHTEG)を設置した。

インターセッション・ハイライト

ABS交渉 : ABS作業部会は、専門家の協力および非公式協議、地域会合の支援を受け、国際的ABS体制の交渉で4回会合を開催した。（2009年4月、フランス、パリ；2009年11月、カナダ、モントリオール；2010年3月、コロンビア、カリ；2010年7月、モントリオール）最初の2回の会合では、草案のとりまとめが行われた。カリ会議では、作業部会共同議長が議定書の草案を配布したが、手続き上の意見対立で会議は中断された。モントリオールでの再開会合では、カリで定められたINGフォーマットが用いられ、協力的な精神の下、議定書草案の審議が行われ、意見対立の少ない条項については合意に達し、合意が困難な問題のうち特定の問題では進展がみられた、この中には他の制度との関係や国内ABS要求の遵守に関する問題が含まれた。また更なる妥協が必要な重要問題として、遺伝資源の範囲、病原性、誘導體、利用概念、そして遵守を助けるメカニズムなどが挙げられた。括弧書き部分がまだ数件残されたことから、作業部会は、2010年9月、モントリオールでINGの追加会合を開催した。この会合では、誘導體や利用概念に関する共有の理解に向け、一定の進展があったが、重要問題は保留のまま残された。

第8条(j)項WG 6: 第8条(j)項に関する作業部会の第6回会合（2009年11月、カナダ、モントリオール）は、一連の提案を採択した、この中には、先住民および地域社会の文化および知的伝統の尊重に関する倫理規定先行草案が含まれ、国際的ABS体制に関する詳細意見がABS作業部会に送られた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

GEF 5 : 地球環境ファシリティー(GEF)の第5回募金プロセスは、2009年および2010年に開催された6回の会合で進展がみられた、この会合では、GEFの第4回全体実績研究、GEF 5プログラム手法、政策提言、資金アレンジ、負担配分が議論された。交渉は2010年5月12日に決着し、GEFの新たな資金総額は、52.5%増額した。生物多様性の場合、資金額はGEF 4での9億4100万ドルからGEF 5では12億1千万ドルに増額された、生物多様性向け資金の増額割合は約29%である。

SBSTA 14 : SBSTAの第14回会合（2010年5月、ケニア、ナイロビ）では、世界生物多様性総合評価 第3版が発表され、COP 10に向けた18の提言が採択された、これには次の項目に関するものが含まれる：山岳部、内陸水系、海洋および沿岸部生物多様性、PAs、生物多様性と気候変動、10条（持続可能な利用）に関する作業計画の実施の詳細レビュー、農業部門生物多様性とバイオ燃料、乾燥地帯および準乾燥地帯、森林の生物多様性、IAS、ポスト2010年の成果本位の目標とゴール；インセンティブ措置、GTA；植物保全の世界戦略。

WGRI 3 : 条約の実施のレビューに関するCBD作業部会(WGRI)の第3回会合（2010年5月、ナイロビ）は、COP 10に対する12の提言を採択した、これには次のものが含まれる：ポスト2010年の期間における最新の改定された戦略計画、この計画ではABSの交渉および資金問題の解決を条件とする括弧書きが残された；2011年から2020年を国連の生物多様性に関する10年とする提案；ビジネス部門の参加；生物多様性技術イニシアティブの提案；2011年から2020年の複数年度条約作業計画；生物多様性の貧困撲滅および開発問題への統合；生物多様性、生態系サービス、人間の幸福と健康に関する科学と政策のインターフェース。

IPBES : 2回の会合（2008年11月、マレーシア、2009年10月、ケニア、ナイロビ）に続き開催された、第3回の生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の政府間および多利害関係者によるアドホック会議（2010年6月、韓国、プサン）は、そのようなプラットフォームを設立すべきと決議し、その主要な要素に関して合意し、生物多様性および生態系サービスに関する既存のイニシアティブと協力する一方、科学的には独立性を持つことを提案した。この会議では、国連総会に対し、この会議の結論を検討し、プラットフォーム設立に向けた適当な行動をとるよう求めることも提案した。

文化的、生物的多様性に関する会議 : UNESCOとの協力で組織された文化的、生物的多様性に関する国際会議（International Conference on Cultural and Biological Diversity for Development）は、生物—文化多様性宣言を採択し、生物多様性と文化の多様性との結び付きに関するCBD事務局とUNESCOとの合同プログラム案を採択した。

生物多様性に関するUNGAハイレベル会議 : 国際生物多様性年のための国連総会ハイレベル会議（2010年9月22日）は、CBDの3つの目標達成および国際的に合意された生物多様性のゴールと目標達成に向けた進路に関する一般的な議論と題目パネルの会議を開催した。参加者は特に次の点に焦点を当てた：ABSに関する交



渉において政治的な動きや柔軟性が必要なこと；野心的なポスト2010年戦略計画採択の機会；IPBES創設の重要性。

ABS交渉の報告

INGは、2010年10月13日から16日に会合を開催し、ABSに関する議定書草案の交渉を続けた。ABSに関する作業部会第9回会合の第2部再開会合は、10月16日の午後に開催され、INGの成果を承認しCOPに送った。

地域間交渉グループ

INGは、2010年9月18-21日、カナダのモントリオールで開催された会合の報告書に記載される議定書草案の条項のうちいくつかの条項の文言について共通認識を得た。(UNEP/CBD/WG-ABS/9/ING/1) 誘導体、利用概念、遵守、病原性など意見対立があった重要問題については、少人数のグループで突っ込んだ議論が行われ、COPでの今後の交渉に備えた。

このセクションでは、ING交渉で取り上げられたクロスカッティングイシューと議定書の条項の議論およびその結果の概要を説明する。

序文:序文について議論したが、あまり進展はなかった。序文のうち数件の節が括弧書きのまま残された。

誘導体:これまでの作業部会での議論およびINGでの協議に則り、さらには少人数グループでの議論を受け、遺伝資源利用の概念ならびに議定書草案第4条に規定する誘導体の利益配分に関して共通認識が出てきたことが指摘された。意見対立が残った分野は、5条の下での誘導体へのアクセスの条件、特に、生化学的分子など、遺伝の基本ユニットを含まない誘導体へのアクセスに事前のインフォームドコンセント(PIC)が求められるかどうかで意見対立が残った。COP期間中も議論が続けられる見込みである。

病原体:この問題は少人数のグループで議論された後、非公式協議にかけられた。10月16日土曜日、進行役のPaulino Franco de Carvalho Neto (ブラジル)は、緊急事態に関する6条に入れる文案をベースとする議論が続いているとINGに報告した。この文案の記述では、締約国は、生物多様性に深刻な損害をもたらすあるいは脅威となるような公共の健康および食糧安全保障に関する危機的事態、あるいは極めて緊急性の高い状況がおきた場合のアクセスに関する簡素化措置の必要性を考慮に入れることとする、この点で、世界動物健康機関 (World Animal Health Organization)、国際植物保護条約、世界保健機関など、関連する機関または条約の下で規定される規則、手運、実施方法に留意する。COP期間中も議論が続くものとみられる。

遺伝資源に関わる伝統的知識へのアクセス (5条BIS) :参加者は、非公式協議後、次のような明確な文案を承認した：各締約国は、それぞれの国内法に則り、ILCsが保持する遺伝資源に係る伝統知識 (TK) はPICまたはこれら先住民および地域社会 (ILCs) の承認と参加を得てアクセスすべく、適切な措置をとり、



MAT（相互に合意する条件）を設置する。ILCの代表は、このような文言で合意されたことは大きな前進であるとする一方、括弧書きされていた国連の先住民の権利に関する宣言への言及が削除されたことについては、ILCは反対であると記録するよう求めた。さらにILC代表は、国内法への言及に関する懸念も指摘したが、ILCsはこれを受け入れると述べた。

土曜日の午後開催された作業部会再開会合で、ILC代表は北米の7つの先住民組織に代わって発言し、これら組織との協議が行われていないと指摘し、これら組織は提案された文章に賛成していないと述べた。

他の括弧書きの条項は、後日の検討に回され、特に次の項目が残された：締約国は、パラグラフ1に則り、自国の管轄権内の伝統的知識へのアクセスを確保し、利用できるようにし；非遵守の状況に対応する措置をとり、違反が申告された場合に協力する。

伝統的知識（9条）：締約国が ILCsの慣習法や地域社会のプロトコル、手順そして／または慣習法など地域社会レベルの手順を、コンセンサスが得られない場合でも、考慮に入れるべきかどうか、議論された。このほか、関連する伝統的知識という表現にするか、遺伝資源に関連する伝統的知識にするかという、クロスカッティングイシューも議論され、議定書全体では遺伝資源に関連する伝統的知識とすることで合意した。

公的に利用可能な伝統的知識の利益配分についても長時間の議論が行われた。一部の締約国は、パラグラフの削除を求めたが、他のものは利益の配分を「要求する（requiring）」という表現を支持したが、利益配分を「奨励する（encouraging）」という表現を求めるものもいた。共同議長のFernando Casas（コロンビア）は、締約国が遺伝資源に係る公的に利用可能な伝統的知識の利用者に対し、そのような知識を所有するものと利益配分のアレンジを行うため合理的な措置をとることを奨励するという文案を提示した。ある締約国は、そのような伝統的知識は利用者がILC以外のものから合法的に入手したものと規定するよう提案した。COP/MOPの第1回レビューにおいては、国際的な発展の観点、特に世界的財産権機関の知的財産権と遺伝資源、伝統知識および民間伝承に関する政府間委員会での作業の観点から、この義務の実施を評価すべきだという文章を入れる提案は、強い反対意見を受け、文書に反映されなかった。

ABS情報センター（11条）：参加者は、機密情報の保護に言及することで合意し、関連する括弧を除いた。全ての二国間、地域内、または多国間の合意やアレンジに関する情報、ならびにMATの詳細をABS情報センターに提供するとの要求事項を削除した。参加者は、地域社会の法律、慣習法、または地域社会レベルの手順に関する情報の提出に言及した括弧書きを削除することで合意し、ILCsの関連する適格な権限に関する情報に言及することで合意した。残された唯一の保留事項は、PICの決定に関する情報の部分である。



この11条は、条約の情報センターメカニズムの一環としてABSの情報センターを設立するものである。またこの条項は、各締約国が提供すべき情報も記載し、利用可能であり適切な場合に提供される追加情報の例も記載する。

モニタリング (13条) : 参加者は、INGおよび少人数のグループの会議で、13条の遵守関連の条項について議論した。議論の焦点は、チェックポイントなど遵守を支援する措置の法的特性、当該措置の目的、遵守に関する国際的な認定であった。

チェックポイント : 参加者は、途上国が支持するとおりチェックポイントの設置を義務化すべきか、それとも先進国が総じて提案するとおり締約国の裁量に任せるかどうか、チェックポイントのリストを含めるかどうか、そのようなリストを義務とすべきかそれとも暗示すべきか、議論した。またチェックポイントの設置を一般的義務とし、合わせてリストを暗示して、締約国に柔軟性を与えるという、妥協案の可能性も議論した。

当該措置の目的に関し、参加者は、遵守への支援と当該措置を結び付けるべきかどうか、さらには透明性の向上と結び付けるべきかどうか、議論した。一部の先進国は、締約国の義務を明確にするため、透明性に関する表現が必要だと強調したが、途上国は、透明性への言及は当該条項の遵守への注目を薄めるものだと主張し、別な条項で透明性を扱うよう提案した。少人数グループの会合が開催され、チェックポイントの問題とチェックポイントのリスト案について突っ込んだ議論がなされ、その機能性や効果が検討された。議論は続く見込みである。

認定 : 概念に関する議論の後、少人数グループ会合の参加者は、遵守に関する国際的な認証の必要性を認める一方で、認証に含まれるべき最小限の情報について議論するだけの時間がないと発言した。少人数グループ共同議長のAlejandro Lago (スペイン) とSem Shikongo (ナミビア) の提案した文案に基づき、13条ならびに5条 (遺伝資源へのアクセス) における認証に関する表現の一部については合意に達した。共同議長のShikongoは、建設的な雰囲気と前向きな議論であったと報告した。議論は続けられる見込みである。

モデル契約条項 (15条) : 参加者は、国際機関および地域組織との協力で条項を策定するとの文案を取り下げた後、括弧書きのない条項を承認した。この条項の規定では、締約国は、適切な場合は、MATのためのセクトラルな、そしてクロスセクトラルなモデル契約条項の作成、更新、利用を進めるべきである。COP/MOPは、これら条項の利用について、定期的に評価する義務がある。

行動規則 (16条) : 参加者は、括弧書きの部分を削除することで合意し、その後、条項の明確なバージョンを承認した。この条項は次のことを要求する : 締約国は、適切な場合、ABSに関係する自主的な行動規則、



ガイドライン、最善の実施方法（best practices）そしてまたは基準の作成、更新、利用を推奨する；COP/MOPは、この利用を定期的に評価し、特定のものの採用を検討する。

啓発（17条）：参加者は、遺伝資源とともに言及された誘導体のクロスカッティングイシューに関して、括弧書きを残したが、当該条項の他の部分を承認した。この条項の規定によると、締約国は、遺伝資源および遺伝資源に関係する伝統的知識、さらには関係するABS問題について、その重要性の認識を向上させるべく、措置をとることが義務付けられた、この措置には、特に、ILCsおよび関連する利害関係者に対するヘルプデスクの設置と会議の開催；ILCsならびに関係する利害関係者と協議し自主的な行動規則、ガイドライン、最善の実施方法そして／または基準の推進；適切な場合、国内、地域内、国際的な経験情報の交換を推進；議定書の今後の実施におけるILCsおよび関連する利害関係者の参加が含まれる。

キャパシティ（18条）：参加者は、キャパシティビルディングにおける民間部門など利害関係者の役割に言及する括弧書きについて議論し、先進国はキャパシティビルディングでの民間部門の役割を強調し、途上国はキャパシティビルディングに関する先進国の義務の表現が薄められることに反対した。非公式協議後、参加者は、次の表現とすることで合意した：締約国は、関連する利害関係者、特にILCs、NGOs、民間部門の参加を推進すべきである。

その後、参加者は、議定書の義務を実施するまたは遵守するキャパシティに言及した括弧書きについて議論し、括弧を外して両方の表現を保持することで合意した。また参加者は、キャパシティビルディングイニシアティブに関する情報を情報センターに提供すべきことでも合意した。その後、遺伝資源の原産国または提供国への言及に関するクロスカッティングイシュー関連の項目を保留した上で、この条項を承認した。

この条項によると、締約国は、途上国締約国における議定書の効果的な実施のため、キャパシティビルディング、人的資源および制度能力の能力開発と強化に協力することが要求され、これには、既存の世界的、地域内、小地域内、国内の制度および組織によるものも含める。これを実行するには、関連する利害関係者、特にILCs、NGOs、民間部門の参加を推進すべきである。本議定書の実施に関係する適切な措置の基礎として、締約国は、自国の能力の自己評価を行い、国内のキャパシティ面のニーズや優先策を明らかにし、ILCsおよびその規定する関連の利害関係者のキャパシティ面のニーズや優先策に支援を提供し、女性のニーズや優先策を強調すべきである。

本条項は、キャパシティビルディングおよび能力開発で取り上げるべき分野を指摘しており、これには、議定書の義務を実施し、遵守する能力や、自国の遺伝資源の付加価値を高める内生の研究能力を向上する国の能力が含まれる。この条項には措置の暗示リストも含まれる。



技術移転と技術協力（18条BIS）：参加者は、先進締約国が国内の企業および組織にインセンティブを提供する措置をとるとの括弧書きを削除することで合意した。遺伝資源の原産国または提供国の国内の協力活動、またはこれらの国との協力活動を行うこととする（shall）との表現とするかそれとも行うべき（should）とするかに関する括弧書きは残された。この条項は、締約国に対し、技術的、科学的研究開発プログラムで協力し、協調することを求めており、これには、議定書の目的達成の手段としてのバイオテク研究活動も含める。

非締約国（18条TER）：締約国は、議論の末、非締約国に対し、議定書の遵守およびABS情報センターへの適切な情報の提供を奨励するとの明確な文章で合意した。

資金メカニズムと資源（19条）：参加者は、資金源の適格性を、適切で、予見可能、タイムリーで、新規かつ追加的なものとする表現のみを保留した上で、この条項で合意した。この条項によると、条約の資金メカニズムは、議定書の資金メカニズムとすることとする。キャパシティビルディングに関し、COP/MOPは、資金メカニズムに関するガイダンスを提供するにあたり、途上国、特に最後進国および小島嶼途上国の資金のニーズ、また経済移行国ならびに地域社会内の女性を含めたILCsの固有のニーズや優先策を考慮に入れる責任を有する、ただし、新規および追加的な資金源の適切、予見可能、タイムリーな流れへの言及を括弧書きとする。

COP/MOP（20条）：参加者は、保留されてきた唯一の問題である、議定書のCOP/MOP会合をCOP会合と合わせて開催することで合意し、問題を解決した。この条項は、COP/MOPの制度アレンジを提供する。

補助機関（21条）：参加者は、括弧書きされた2つの項目を削除することで合意した、一つは議定書の実施の評価およびレビューに関しCOP/MOPを支援する実施のための補助機関の設置、もうひとつは、この補助機関は実施に関し締約国が連絡する情報を検討し、適切な場合には、COP/MOPの決定書の作成および実施において、COP/MOPを補助するとの規定である。

この条項は、括弧書きがないものとなった。その規定によると：条約の下での補助機関は全て議定書に対しても、業務を行うものとし、その場合はCOP/MOPが当該補助機関の機能を特定する；CBD締約国で議定書の締約国でない締約国はオブザーバーとして参加することができる；議定書に関する決定は議定書の締約国のみがこれを行えるものとする；条約の補助機関の議長団メンバーで議定書の締約国でない国のものは、当該補助機関が議定書に関係する問題を取り扱う場合、議定書の締約国から選出されたメンバーに交代するものとする。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

作業部会共同議長のTimothy Hodges（カナダ）は、10月16日土曜日の午後、当会合を開会し、ABSに関する議定書草案の改定版（UNEP/CBD/WG-ABS/9/ING/2）に留意した。同共同議長は、この文書草案には括弧書きが残されているが、最近、極めて熱心な議論がなされていると指摘した。同共同議長は、作業部会に対し、INGでの作業に留意し、COPに草案を送るよう求めた。また同共同議長は、COP議長団が引き続き作業部会の議長団を務めると指摘し、Somaly Chan（カンボジア）が報告官を務めると述べた。

同共同議長は、議定書草案に留意するよう求め、この最終決定は目の前だとの評価を分かち合い、保留された問題の解決と残された括弧書きの排除のため、あらゆる努力をするようCOPに推奨することを提案した。作業部会は、その後、INGが改定した議定書草案を作業部会報告書に付して、これをCOPに送ることを承認した。カナダは、「全てについて合意されない限り何も合意しない」ことを記録にとどめた。

共同議長のHodgesは、最初、カリ会議の前に共同議長が配布したCOP決定書草案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/4)の議論に移った。同共同議長は、この草案についてまだ交渉されていない文書との理解の下でCOPに送るよう求め、了承された。

作業部会は、次に会合報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.1/Add.2)を採択した、ただし、報告官および事務局が完成させるとの理解の下での採択であった。

CBD事務局長のAhmed Djoghlaflは、共同議長のリーダーシップを称賛し、作業部会の達成事項も称賛し、13の括弧書きのない条項を含めた議定書草案は歴史的な成果であると指摘した。Jochen FlasbarthはCOP議長の見地で発言し、法的拘束力のあるABS制度に関するドイツ政府の約束に留意した。同氏は、ニューヨークで開催された生物多様性に関するハイレベルイベントにおいて、全ての閣僚がそのような制度への支持を表明したと指摘し、参加者に対し柔軟性を示すよう求めた。Hodgesは、作業の最終決定方法に関し、共同議長が議長団の協力を得てCOPに提案すると述べ、午後5時12分会合終了の槌を打った。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500
Fax : +81-3-3663-2301

Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol. 09 No. 535

2010年10月19日(火)

生物多様性条約第10回締約国会議ハイライト

2010年10月18日(月)

午前の総会では、開会の挨拶と会議の概要について話し合われた。午後は、ワーキンググループ I (WG I) では、内水域、山岳部、海洋・沿岸域の生物多様性について議論された。ワーキンググループ II では、以下について議論された：2010年の生物多様性の目標に向けて、地球規模生物多様性概況 (GBO)、改訂戦略計画、生物多様性の目標と指標。ABS に関する非公式協議グループ (ICG) 会合が短時間開催され、小グループでの議論に引き継がれた。

開会総会

伝統芸術のパフォーマンスが催され、デヴァ・ヨーコの篠笛 (日本式フルート) と劇団かかし座の手影絵が行われた。JOCHEN FLASBART 氏が COP9 議長の代理として開会宣言を行い、2010年の生物多様性目標が達成できなかったことに触れ、戦略計画と国際的な ABS 体制の最終化を求めた。その後同氏は、日本の環境大臣の松本龍氏に COP 議長の座を譲った。

COP10 の松本議長は、今、生物多様性を保存するために重要な時であると述べ、新しい現実的な世界的目標と国際的な ABS 体制の設定を求めた。愛知県知事の神田真秋氏は、COP10 でポスト 2010 年目標と国際的な ABS の体制を採択することを希望すると述べた。名古屋市長の河村隆氏は、自然と共生する生活を行う上での、自治体と市民の役割の重要性を強調した。

UNEP 事務局長の ACHIM STEINER 氏は、MEAS の並列的なガバナンス・事務管理の構造の短所の解決に取り組んでいることを表明し、COP10 が多国間協調主義の成功への鼓舞となる得ることを強調した。

CBD 事務局長の Ahmed Djoghlaif 氏は、戦略計画や ABS 議定書について議論されている COP10 は、国連の歴史上、持続的開発のための生物多様性に関する最も重要な会合であるとした。

参加者は、その後、日本政府が用意したビデオを鑑賞し、COP10 名誉大使の MISIA の「Life in Harmony」を聞いた。

本会合の構成に関して： 代表団はアジェンダと本会合の構成に関して採択し (UNEP/CBD/COP/10/1 and Add.1)、Snežana Prokić 氏 (セルビア) を会議の報告者として、Cosima Hufler 氏 (オーストリア) と Damaso Luna 氏 (メキシコ) をそれぞれ WG I と WG II の共同議長として選出した。代表団は、COP 11 まで、評価の規模に関して中断中の資金ルールの検討を延期することを合意した。

報告書： 代表団に下記報告書が提出された。 <責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書の採択を含めた、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 (COP/MOP 5)、GEF に関する報告書



(UNEP/CBD/COP/10/6)、Article 8(j)と SBSTTA に関するワーキンググループの会期間会合、実施のレビューに関するワーキンググループ(UNEP/CBD/COP/10/2 to 4)＞ これらの勧告は、関連したアジェンダ項目で決定草案として検討される予定である。

ABS の作業グループの共同議長である、Fernando Casas 氏（コロンビア）と、Timothy Hodges 氏（カナダ）は、ABS の交渉内容を照会した。同氏らの勧告に従い、総会は適切な場合に法的事項のドラフティング・グループの設定を含む、Casas 氏と、Hodges 氏を共同議長とするオープンエンドの ICG の創設を承認した。この ICG は、2 つのワーキンググループと平行して開催され、議定書と COP 決定の両方に関して交渉による最終化が目指される。当内容は、10 月 22 日（金）に総会で報告される予定である。

事務的事項および予算： AHMED DJOGLHAF 氏は、会議の事務的事項と予算について説明した (UNEP/CBD/COP/10/7 AND ADD.1)。提案されている予算増加の幅が非常に小さいことに注意を促し、同氏は（予算の）ゼロ成長や、インフレ率での増加であってはならないと強調した。その後、総会は AMB. CONRAD HUNTE 氏（アンティグア・バーブーダ）を議長とする予算に関するコンタクトグループを設置した。当内容は 10 月 22 日（金）に総会で報告される予定である。

ワーキンググループ I

内水域： Hufler 議長は、決定書草案について説明し、括弧書きのついた、水の安全保障に関する言及のみが唯一のペンディング項目であるとコメントした。スイスは、水の安全保障を「生態系サービスに対する（“for ecosystem services”）」ものとするよう提案した。ブラジルは、水の安全保障を「自然資源」、「水供給」、「持続的な水供給」、「水資源の持続的利用」、「水質と水の入手可能性（availability）」など、文脈に応じて表現するよう提案した（カナダとアラブ諸国を代理してエジプトが賛成）。ラムサール条約では、代表団が水の安全保障に関する用語の定義については合意しており、様々な類義語で置き換えないとことに賛成したと示唆される。アフリカグループを代表してコンゴ民主共和国は、「生態系サービスのための水」を提案し（ニュージーランドが賛成）、これが戦略計画に反映されるべきであると強調した。

ノルウェーは、内水域の生態系システムの価値を国民経済計算の上で考慮することを提案し、内水域の生態系の保全と再生の重要性を強調した（カナダが賛成）。EU は保全と再生の努力は、生物多様性のための水の安全保障を担保することで、強化されるべきだと提案した。

山岳部の生物多様性： Hufler 議長は、決定書草案を照会し、SBSTA14 は、括弧書きなしで提出したと述べた。スイスは、保全回廊（corridor）の設定においては、侵略的外来種の蔓延を防止する必要性を考慮すべきであると提案した。ブラジルは、決定（decision）の全般において、山岳部の生物多様性の保全と持続的利用について言及しつつ、利益配分（benefit-sharing）への言及を含めることを提言した。中国は、特に、山岳部の生物多様性に関する長期的な視点と生態系アプローチの観点で、国の現実の状況について言及すべきとした。

海洋の生物多様性： フィリピンは違法・無報告・無規制（illegal, unreported and unregulated : IUU）の



漁業に関する法律執行機構を、国家的・越境的スケールで強化し、これを担保する資金メカニズムを創設するよう要請した。ノルウェーは、ロンドン条約と海洋投棄に関する議定書における、海洋の富栄養化に関する決議に基づいた、各国政府の行動の要請を提案した。

ノルウェーはまた、生態系上・生物学上重要な地域 (EBSAs) の特定は、地域の適切な機関が行うべきとし、EBSAs の特定は「科学的でテクニカルなステップのみが必要であり、政策的・管理的機能はない」ということを明らかにすることを望んだ。メキシコは、国連総会の海洋の生物多様性に関するワーキンググループが、国家管轄権外の地域 (Areas Beyond National Jurisdiction : ABNJ) における EBSAs の特定と指定に関して中心的な役割を担っていることを改めて表明した (ブラジル賛成)。また、ABNJ において、EBSAs に関する CBD 版の地球規模インベントリを作成することに反対した。EU はこれに対して地球規模科学インベントリ (global scientific inventory) の創出を支持し、GEF が資金拠出をすべきと提案した。

ノルウェーとブラジルは、ABNJ における海洋保全地域 (marine protected areas : MPAs) の指定を目指すプロセスへの言及を削除することを提案した。EU は作業プログラムと戦略計画の整合の必要性を強調した。アルゼンチンは、CBD と UN Framework Convention on Climate Change の合同専門家ワークショップの開催を支持した。日本は、決定書草案のオキアミに関する記述を全て削除すべきであると提案した。

ワーキンググループII

2010 年目標と GBO に関する進展： 代表団は、戦略計画の実施、2010 年生物多様性目標に向けての進展、GBO 3 (UNEP/CBD/COP/10/8 and Add.1) の主要なメッセージに関するプログレスレポート、決定書草案について議論した。

メキシコ (ブラジル、マレーシアが賛成) は、途上国において資金が不足していること、CBD の 3 番目の目的である、利益配分 (benefit-sharing) に関する進展がないことを述べた。

メキシコ、ブラジル、エクアドル、インド、マレーシアは、CBD とのシナジーを達成するため、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) と連携をとるという記述の括弧書きを外すことを支持した。カメルーンは、アフリカグループを代表し、ABS に関する国際的な体制の欠如が生物多様性に負の影響を及ぼしてきたと述べた。EU は、生物多様性の損失を止めるため、パートナーシップを通じた今後 10 年間の一層の努力を求めた。ニジェール共和国は、2010 年目標は「部分的に達成された」のではなく、「まだ達成されていない」と述べることを求めた。

オーストリアは、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs) は、自然資源と生態系を持続的に管理することによっており、国家生物多様性戦略と行動計画 (National Biodiversity Strategies and Action Plans : NBSAPs) がその点で主要な手段だと述べた。カナダは、生物多様性の主流化の重要性を強調し、その点で、CBD が UNEP その他機関の作業と重複しないよう求めた。FAO は業務における生物多様性の主流化を約束した。国連大学は、新しい戦略計画と COP ガイダンスに基づき、包括的な NBSAPs をいかに開発するかを、提言した。

改訂戦略計画、目標、および指標： 戦略計画のミッションに関する 2 つのオプションに関して、ニュージ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

ーランド、アイスランド、タイは、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動をとる1つ目のオプションを支持した。これは、生物多様性、再生された生態系、生態系サービスへの圧力を減少させるためである。アフリカグループは、十分な資金が確保されるという前提において、2020年までに生物多様性損失を停止させる行動をとるといふ、2つ目のオプションを支持した。

CBD アライアンスは、2020年目標は、生物多様性損失を止めるためのものであるべきとし、資金源の動員と国際的なABS体制の採択次第であると述べた。中国は、2020年目標は科学に基づくべきであると述べた。ノルウェーは、生物多様性損失を止め、助成金、森林、漁業、淡水の目標に関して言及した戦略計画のために、強力な科学的基盤を要請した。ジャマイカは、戦略計画を実行するための追加的なメカニズムの開発が財務的に有する意味合いと必要性に関して、留保を表明した。

EU は、戦略計画は、条約間の国際的ガバナンスを高める上で、効果的で柔軟なフレームワークであると述べた。コロンビアは、地域的な協力と財政的・技術的サポートの強化を求めた。南アは、戦略計画実施のための追加的な資金源を求めた。ブラジルは、改訂戦略計画と資源の動員戦略の繋がりを指摘した。IUCN は、破局的な転換点を避けるため、生物多様性損失を止める緊急な行動が必要であると述べた。

Luna 議長は、コンタクトグループが火曜日に開催されると発表した。

ABS に関する非公式協議グループ： ICG はプロセスを進展させるため会議を持ち、次を合意した： 遵守に関する小グループ（第13条）は午後の残りの時間で協議する； 他の制度との関係を検討する小グループ（第3条 bis）は午後に協議し； ICG は火曜に進捗をレビューする。

遵守（第13条）： このグループは、共同議長の Sem Shikongo (ナミビア) と Alejandro Lago (スペイン) が作成した文書をベースに、チェックポイントの概念に関する議論を行った。チェックポイントは事前のインフォームドコンセント (PIC) を獲得したかどうか、相互合意の条件 (MAT) が確立されているかどうか、さらに遺伝資源の利用に関する情報、特に入手可能であれば、認可または国際的に認定された遵守証明書などの情報を収集することとし、さらに取得した情報を ABS の適格な国内当局に渡すこととする。参加者は、次の問題に関し意見を交換した： チェックポイントを通過する遺伝資源で、国内で利用されるため、あるいは PIC が要求されないため、議定書の範囲外のもの； 提供国の法律違反の申し立てに焦点を当てる必要性； 第12条（国内法の遵守）および第14条（MAT の遵守）との結び付き； どの当局が取得した情報を受け取るべきか。

廊下にて

印象的な開会セレモニーと活発な総会に続き、代表団はただちに、多様で複雑で非常に関連しあった議題に取り組んだ。あるベテランの交渉官は「これほど差し迫って意見を述べることはなかった」と述べた。

9月のモンリオールのABS会合の以後、ABS交渉が時間どおりに行かないことが心配されたが、何人かの代表団は「皆が結論を出すことを決意しているように見える」と名古屋での進展をみて驚きを表明した。

廊下と会議場の双方で、会議の成功はパッケージとして扱われるだろうと公言されていた。生物多様性



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

条約が発効してほぼ 20 年が経過し、途上国世界は、条約の 3 番目の目的である利益配分を実現するため、ABS 議定書を必要としている。ABS での現状打破が達成されて、実質的な資金拠出に関連した決定が伴なうということがなければ、戦略計画も IPBES も合意されないだろうと、複数の政府代表団が明言した。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500
Fax : +81-3-3663-2301

Vol.09 No. 536

2010年10月20日 (水)

CBD COP 10 ハイライト

2010年10月19日 火曜日

午前の全体会合では、地域別のステートメント発表が行われた。第1作業部会 (WG-1) では、海洋・沿岸域の生物多様性および保護地域に関する決定書草案、第2作業部会 (WG-2) では、条約の運用、資金メカニズム、資金動員のための戦略に関する決定書案の検討が行われた。ABS交渉では、その他の条約との関連や緊急事態、伝統的知識および遵守が焦点となった。

全体会合

イエメンは、G-77/中国の立場から、CBDの3つの目的を相互支援的な方法で実施すること；ABS議定書交渉の終結、戦略計画の改訂、資金動員戦略；世界各国のCBD加盟の獲得；CBD会議に途上国が参加するための資金源の最大化；UNEPとCBD事務局との事務的調整面の問題点への即時対応、等を求めた。

ブラジルは、メガ多様性同志国家 (LMMC)、アジア太平洋同志国家 (LMAP) およびGRULACの立場から、リオ+20サミットに向けて、ABSや戦略計画、資金動員戦略を盛り込んだパッケージ合意を求め、ABS議定書には派生条項や強力な遵守条項およびILCの権利の認識などを盛り込むよう提案した。マラウィも、アフリカン・グループの立場から、ABS、戦略計画、資金動員戦略を優先させることと、生物多様性の持続可能な利用を支援するための総合的で予測可能なABS体制を求めた。マレーシアは、派生条項や実効性ある遵守対策、伝統的知識 (TK) を分野横断的問題として含める必要があると強調しつつ、LMAPの立場から、ABSを「中身の無い議定書」としないよう釘を刺した。メキシコは、GRULACの立場から、道義にかなった国際協力枠組みを構築するべくCOP10での「個別パッケージ」採択を指摘した。

ウクライナは、CEEの立場から、ABS議定書の妥結と、実施のための十分な資金源と連動した戦略計画における明確で現実的な目標設定を強調した。EUは、戦略計画実施のための官民資金の効率的な資金活用の確保、有意義なABS議定書の採択；リオ+20地球サミットに向けた生物多様性と持続可能な開発に関する強いメッセージの発信；リオ条約間の協力強化；生物多様性の他セクターへの統合と民間セクターの参加、等が必要であると主張した。

インドは、戦略計画、資金動員戦略、ABS議定書およびIPBESを重点項目とし、IPBES事務局を国内に設置することを申し出た。また、途上国に十分な支援がない状況で、具体的な戦略計画の目標はあまりに野心的



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

であるとし、完全には科学に準拠しておらず、適切なモニタリングシステムも伴っていないと述べた。バヌアツは、太平洋諸島の立場から、戦略計画の実施のために十分な資金源と時間が必要と強調した。

IIFBは、交渉では先住民の貢献が正当に配慮されていないとし、すべてのCOP決議が、先住民の権利；先住民女性の役割；伝統的知識；CBD意思決定プロセスへの先住民の十分かつ効果的な参加、等を認識し、尊重するよう要請した。

第1作業部会 (WG-1)

海洋および沿岸域の生物多様性：インドネシアとフィジーは、サンゴ礁保護のための資金供給の重要性を強調する新たなテキストを提案した。ニュージーランドは、作業計画と戦略計画、PA作業計画を連携させるよう提案した。ザ・ネイチャー・コンサーバンシーは、作業計画、戦略計画およびミレニアム開発目標 (MDG) 間の関係強化を求めた。パキスタンは、原油流出による脅威について言及した。

IIFBは、伝統的知識および伝統的で持続可能な管理慣行；政策決定や実施およびモニタリングのあらゆるレベルにおけるILCの十分かつ効果的な参加；海洋の生物多様性と先住民の生活に及ぼす気候変動の影響に関する調査研究、等を求めた。国際漁民支援団体 (ICSF) は、海洋の生物多様性保護におけるコミュニティの関与と先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) の尊重をマニフェストとするよう求めた。UNUは、海洋の生物多様性保護に伝統的知識を盛り込むよう求めた。

気候変動：マレーシア、コンゴ民主共和国 (アフリカン・グループの立場)、東ティモールは、気候変動の海洋域への影響に関する専門家ワークショップの開催を支持した。タイ、エジプト、カナダ、インド、ホンジュラスは、共通の関心事項の理解を促進するため、CBD-UNFCCC共同の専門家ワークショップに賛成した。タンザニア、コスタリカ、ベネズエラ、ウルグアイ、グアテマラ、ハイチ、パキスタン、ジャマイカは、今後は、UNFCCCと連携して海洋と気候変動の相互作用をCBDに盛り込むよう要請するのが良いとの意見を出し、これについて、エルサルバドルは、緩和の代替策と適応オプションを含めるよう提案した。パプアニューギニアは、専門家ワークショップがCBD-UNFCCCの連携につながると述べた。

生態学的または生物学的に重要な地域 (EBSA)：カナダ、インド、ホンジュラス、グアテマラ、ウクライナ (グルジアおよびロシアの意見も代弁) は、国家管轄区域を超えたEBSA 特定作業の円滑化のため、国連総会の重要な役割を強調する案を支持した。アフリカン・グループ、ハイチ、ベネズエラは、CBDのEBSA特定と政策・管理対策の決定を切り離すことを強調する案を支持した。タイ、フィジー、エジプトは、2つのオプションの共用を示唆した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

アフリカン・グループは、地域漁業管理機関(RFMO)に対し、外洋および深海の生息域におけるEBSA特定に科学的基準を導入するよう求めた。IUCNは、締約国に対して EBSAに関するCBDの基準に立脚するよう要請した。

ジャマイカはCBDの国家管轄区域を超えたEBSAグローバル・インベントリの構築に関するパラグラフの削除を提案したが、バードライフ・インターナショナル、海洋生物のセンサス (CoML) およびWWFは、同インベントリの構築を支持した。FAOは、EBSA指定に関するCBD作業における、より多くの参加プロセスを求めた。

海洋保護区 (MPA): アフリカン・グループは、国連総会 (UNGA) という枠組みの中で、国家管轄区域を超えたMPA指定に向けたプロセスについて言及することを支持したが、ベネズエラはこれを削除するよう提案した。深海保全連合 (DSCC) は、産卵域の保護; CBD および RFMO間の強固な協力; 国家管轄区域を超えた区域におけるMPA設置を可能にするプロセスを最優先で構築するよう国連総会に要請することなどを勧告した。

Hufler議長は、RFMO周辺の括弧書き削除; 気候変動に関する決定の素案に関する議論が完了するまでUNFCCC と連携してテキストを「保留」し、残りの決議についてはRenée Sauvé (カナダ)を議長とするコンタクトグループを設置する等の提案を行い、出席者の承認を得た。

保護地域: Hufler議長は、気候変動、GEF、MPA、リオ諸条約間の協力に関する諸問題については他の議題項目で検討予定のため意見を控えることを提案し、参加者の同意を得た。

エジプトは、アラブ諸国の立場から、IPBESの作業に保護地域を含めるよう提案した。スイスは、保護地域や生物多様性、気候変動、および土地劣化に関するリオ諸条約間の合同プログラムを支持した。ブラジルは、インドの支持を得て、生態系ネットワーク (ecological network) および生態系コリドー (biological corridor) の定義を脚注に含めるよう提案した。ボツワナは、関係性を向上するため、「越境保護地域 (transfrontier PA)」を提示した。オーストラリアは、保護地域に関する様々なカテゴリーの差異を認めるような柔軟性を求めた。

持続可能な資金: ブラジルは、「援助国」という用語よりも、「先進国締約国」とすることを提案した。ベラルーシは、保護地域制定費用の推計手法に関するガイドライン整備を求めた。ノルウェーは、持続可能な資金供給に関するテキストと他の決議文と照合するよう提案した。

フィリピンは、途上国への十分かつ予測可能でタイムリーな財政支援の提供に関する条文についての括弧書きの削除を提案し、中国、アルゼンチン、インド、ホンジュラス、インドネシア、セントルシアもこれを支持した。ウルグアイは、保護地域に関する気候資金メカニズムに留意するため、UNFCCCを想起するテキス



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

トを提案した。EUは、GEF第5次資金補充に基づく資金へのアクセスをベースとしたNBSAP（生物多様性国家戦略）の役割、および戦略計画に基づく報告と保護地域の報告を一本化する必要性について強調した。ネパールは、保護地域の増加には資金供与の増額を要すると指摘した。

ガバナンス： フィジーは、太平洋諸島の立場から、先住民コミュニティによる保護地域の管理の重要性を想起した。EUは、国内法と国際的な義務を整合する形でのILCの十分かつ効果的な参加を支持した。IIFBは、保護地域の管理および統治について先住民の完全な参加を求めた。

インドネシアは、保護地域外の生態系の管理、先住民族およびコミュニティの保全区域、生態系回復および持続可能な慣習の利用についての注意を喚起した。FAOは、保護地域内およびその周辺での生物多様性の損失を最小限に抑えるための基準とベストプラクティスを求めた。ザ・ネイチャー・コンサーバンシー、WWF、バードライフ・インターナショナル、および CBDアライアンスは、適切な区域保護； 管理の改善； 気候変動の緩和・適応戦略への保護地域の統合； 伝統的および革新的メカニズムからの資金供与の増加を強調した。

第2作業部会 (WG-2)

条約の運用： 複数年度作業計画： EUは、国家および地域レベルでCBDと戦略計画の実施に焦点をあてるよう要請した。ノルウェーおよびアフリカン・グループは、ABSをCOP 11の主要アジェンダとするよう提案したが、フィリピンは、ABS 議定書がいったん採択されれば独自の運用体制となると指摘した。さらに、EUはWGRI 4までにリオ+20サミットに向けた強いメッセージを準備することを提案した。

会合頻度については、メキシコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジルは、COPを3年ごとに開催することを提案した。グレナダ、セントルシア、タイは、COP及びCOP/MOPを年2回開催し、会合間に2回のSBSTTA会合を開催することを提案した。カナダ、日本、マレーシア、およびEUは、この問題をCOP 11で再検討することを提案したが、ブラジルとアフリカン・グループはCOP12での再検討を主張した。パプアニューギニアは、太平洋諸島の立場から、島嶼部の生物多様性の作業計画の重要性を強調し、COP 11に先だってアドホック専門家会合において再検討を促進するよう求めた。

第5次国別報告書： キューバ およびアフリカン・グループは、GEFに対して、報告書作成用の資金供与に向けた明確なマンデートを付与するよう提案した。EUは、2014年までに国別報告書を提出する案を支持し、トレンド評価を可能にするため第5次と第6次報告書の様式を揃えることを支持した。ニュージーランド、オーストラリア、サモアは、報告に際して統一された総合的アプローチを求めた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500
Fax : +81-3-3663-2301

科学と政策のインターフェース： IPBESの設立案は多くの参加者の支持を受けた。カナダは、IPBES、SBSTTAと、CBDのその他機関の相乗効果と相互交流の可能性を指摘した。ブラジルは、資金供給やガバナンス等の主要問題はUNEP運営評議会で決定されるべきだと述べた。

SBSTTAの有効性： アフリカン・グループおよびニュージーランドは、SBSTTA及びIPBESの関係についての手続き素案をCOP 11に提出するよう事務局長に要請する案を支持した。中国は、UNEP運営評議会の成果を待ってIPBESとの関連性について議論するよう求めた。カナダは、自主的な報告書のための資金動員に関する記載はSBSTTAのマンドートを超えていると指摘した。ノルウェーは、追加的な報告制度を設置することに反対した。コロンビアは、SBSTTAは資金の最適配分に関する指針を与えるべきだと主張した。中国およびインドは、提案されているアドホック専門家会合案の詳細を求めた。ノルウェーが、科学的助言に関するリオ条約の諸機関との合同会合を支持する一方で、インドはマンドートの多様化による懸念を表明した。

新たな問題： フィリピンは、予防的アプローチの適用を求めて、合成生物学とジオ・エンジニアリングを（新たな問題として）提示した。

COP 決議の失効： インドは、決議の採択から失効検討までの期間を最低8年とするよう提案した。

資金メカニズム： GEFの代表からGEF報告書（UNEP/CBD/COP/10/6）の紹介があった。スイス、ニュージーランド、日本は、第5次資金補給の下で資金援助が増額したことを指摘した。EUは、戦略計画の改訂はGEFに対する将来の指針と成るべきであると述べた。カナダは、GEFには一貫した計画の優先順位が連絡されるべきであると主張した。メキシコおよび南アフリカは、NBSAP実施のための十分な追加支援を求めた。UNCCDは、リオ条約の目標達成を相互に支援するため、CBDとGEFの連携強化を求めた。IIFBは、資金メカニズムの下で先住民に関する政策の構築を求めた。

資金動員戦略： ブラジルおよびフィリピンは、資金源の不十分さと予測性の欠如がCBDの効果的な実施を継続的に阻んでいるとし、先進国は新たな資金提供の義務を履行しなければならないと述べた。ケニアは、それに関するモニタリングメカニズムを求めた。ブラジルは、量的目標と指数を戦略に盛り込むことを支持した。EUは、戦略計画の野心、資金的資源を含めた十分なキャパシティ、コミットメントとの間のバランスを確保しなければならないと述べた。マラウイは、資金動員にはABS実施に関する重点分野を含めるべきだと述べた。

革新的な資金メカニズムについて、アフリカン・グループ、EU、中国が、そうしたメカニズムは、資金メカニズムを補完するものであって、代替させるものではないと強調した。ボリビアは、資金的資源は先進国の公的資金に求めるべきだと述べ、途上国に対する「環境負債」への注意を喚起した。アフリカン・グルー



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

プ、マレーシアは、グリーン開発メカニズムの言及に反対し、日本は特定のイニシアティブに対する記載すべてに反対した。ノルウェーは、生態系と生物多様性の経済学（TEEB）の研究に係わるアプローチの活用を含めて、公的資金と民間資金にアクセスするための国家資金動員戦略の策定を求めた。日本は、改訂戦略計画の実施には革新的な資金メカニズムから引き出すことも可能な追加的資金供給が必要であると指摘した。IIFBは、提案されている革新的な資金メカニズムの案は先住民の土地と資源に負の影響を与えかねないとし、自決権の認識と自由なインフォームド・コンセント（PIC）を求めた。エコネクサスは、革新的な資金メカニズムの促進は、生物多様性保全のための公的資金確保と歪んだ補助金制度の根絶という現実の優先事項から目を転じさせるものであると述べ、グリーン開発メカニズム及びこれに類似したメカニズムがILCの権利と競合する新たなアクセスと所有権を促すのだと警告した。

資金問題について、Luna共同議長はM. F. Farooqui（インド）と Robert Lamb（スイス）にさらなる協議のための進行役を委任した。

ABSに関する非公式諮問グループ

他条約との関係（3条BIS）：非公式協議では、議定書は、それを実行することが生物多様性に深刻な脅威をもたらすものでない場合を除き、その他の条約の下での締約国の権利に何ら影響を与えるものではないと記載することで合意が得られた。また、この文言が議定書とその他の条約との間に階層をつくるものではないと記載することが合意された。相互支援的な実施という文言については、Hodges共同議長が、他条約に基づく現行の作業と慣行についての記載を削除することを提案した。アフリカン・グループ、GRULAC、およびLMAPはこれに合意したが、EU、カナダオーストラリアが反対した。小グループでは、他の関連条約の下で現行の作業と慣行の価値を認識する必要があるとの点で参加者の合意が得られたが、これらの記載方法については合意に至らなかった。緊急事態に関する懸案事項を解決した後で、小グループの議論を再開することとなった。

緊急事態（6条(b)）：Paulino Franco de Carvalho Neto（ブラジル）およびFrancois Pythoud（スイス）共同議長の提案が小グループで検討された。これは、締約国が、特に途上国において必要とされる手頃な処置へのアクセスという手段を含め、公正かつ衡平な利益配分があるならば、健康上の緊急性を十分に注意し、アクセスに関する迅速かつ簡略な手続きの必要性を考慮に入れると記載するというものである。各国から数多くの提案があがったため、大量の括弧付きのテキストとなったが、この条文が以下について記載するという合意が得られた。すなわち、人間および動植物の健康に関する緊急事態および/または関連国際条約の言及；簡略または迅速なアクセス手続き；および利益配分についてである。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

伝統的知識 (9条): 非公式協議の後、締約国は、遺伝資源に関連する伝統的知識について、国内法に従い規定どおり ILC の慣習法やコミュニティの慣習や手順を考慮に入れると記載することで合意した。

パブリックドメインにおける伝統的知識については、利益配分措置を講じるためにそうした伝統的知識を利用することを締約国が「奨励」するのか、あるいは「必要」とするのかという点について合意することができなかった。インドネシアと中国は、「必要」と主張したが、カナダがこれに反対した。両者とも、自らの文言が受け入れられない場合は削除する方が良いとした。

遵守 (13条): 条項の柱書きについて、Shikongo および Lago 共同議長の案文について小グループで予備的な議論を行った。草案は、締約国は、遵守を支援するために遺伝資源の利用を監視するための措置を適宜、講じると記されている。いくつかの代替案が提案されたが、議論で焦点となったのは、遵守について一般的に言及するか、途上国が支持している PIC や MAT とともに遵守について言及するかという問題や、先進国が提案しているとおり透明性向上のための記載を追加するかどうか、その場合テキストのどこに挿入するかという問題、遺伝資源の利用について締約国が監視の上、「報告」すべきかどうかという問題である。

チェックポイントに関しては、特に論点となったのは以下の通り。テキストは総論を記しておくか、詳細な各論を盛り込むべきか；国内法の遵守に関する第12条の下で定められた義務の履行のためには、どのような情報を関連国の監督機関に伝達するべきか；情報収集の負担は資源国か利用国のどちらに課されるべきか；必要な情報について COP/MOP が決定する可能性はあるのか、という問題である。草案作成の過程で挙げられた参加者の懸念事項すべてが文言または括弧の挿入という形で記録された。共同議長が非公開グループを設置し、夜まで審議が続けられた。

コンタクトグループ

戦略計画: Asghar Fazel (イラン) と Finn Katerås (ノルウェー) が共同議長を務める戦略計画に関するコンタクトグループで、2020年目標のための表現に関する議論が開始され、括弧書きの条項を含む、その他の目標の検討へと議論が移った。

予算: 予算グループでは、成長シナリオの提案や、実質または名目の事業予算を維持するかという3つの予算シナリオが検討された。また、ABSに関連した資金的な意味合いについても検討が行われ、事務局にはそれに沿った形で提案内容を調整するよう求められた。木曜日に討議がつづけられる。

廊下にて

月曜日には夕方の豪華なレセプション、火曜日にはプログラムに沿って地域からのステートメント発表



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500
Fax : +81-3-3663-2301

が行われたが、COP10 参加者は速やかに作業モードに入り、両作業部会で議題に対応しつつ、最初のコンタクトグループの会合も開催された。これまで行われた作業の有効性については評価が分かれた。多くの議題項目に関する最初の読み合わせ作業はすぐに終了したが、多くの課題で最終合意を出せるかは、主に資金や気候変動関連など他の項目での合意にかかっているという状況では過大評価すべき内容ではないという意見もあった。また、COP10が、「作業モード」というより「プロセス増加モード」に突入してしまったのではないかと心配する声もきかれた。しかし、できるだけ多くの課題をできるだけ短時間に処理していくという傾向がみられたことについては歓迎していた。

名古屋の会議場から遠く離れた「パラレル宇宙」のようなABS会合については、個別問題に関する小グループ会合が、一体いくつ開催されているのか、参加者もすでに数え切れないようになっていた。各会場を歩き来していた出席者の多くは、慎重ながらも楽観的な表情であった。「過去の交渉に比べると、今回は光の速度で進行している。しかし、我々を待ち受ける任務を考えると、まだまだ遅すぎる」という指摘がある一方、一部の国々が新しい指令を携えて来たため、合意のため新たに用意された枠がどんどん失われて、「遅かれ早かれ壁に当たるだろうが、そのとき、次の課題は、来週、自国の大臣たちが取り組む政治問題をはっきりさせることだろう」と他のものは語った。

その間、外の世界では、マスコミが、先進国と途上国の双方の閣僚の懐疑的な見解を報じており、すべての閣僚が名古屋で合意する用意があるのかという憶測を招いた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.

生物多様性条約COP 10ハイライト

2010年10月20日 水曜日

ワーキンググループIは、持続可能な利用、気候変動、乾燥地帯および亜湿潤地帯、森林の生物多様性に関する決定書草案を検討した。ワーキンググループIIは、科学的、技術的協力およびクリアリングハウスメカニズム(CHM)、技術移転、広報・教育・普及啓発(CEPA)、国際生物多様性年(IYB)、他の条約との協力、利害関係者の参加について議論した。ABSの交渉は、伝統知識、遵守、緊急事態、他の合意との関係に焦点を当てた。この日の昼および夜に入っても数件のコンタクトグループ会合、非公式会合が開催された。

ワーキンググループ I

持続可能な利用: ブラジルおよびアフリカン・グループは、持続可能な利用を他のCBDの目的と結び付けるべきだと強調し、アフリカン・グループは、地域内組織による実施を求めた。ナイジェリアは、インセンティブと市場ベース制度に関し、ABSに言及するよう要請した。IUCNは、決定書草案が過剰な開発の問題に十分対応していないのは遺憾であると述べた。IIFBは、持続可能な慣行的利用に求められるものとして、土地および資源を確保する権利や、慣習法および制度の法的な承認を挙げた。

技術専門家グループ: フィリピンは、農業の持続可能な利用、および材木以外の林業製品を含めた林業の持続可能な利用に関するAHTEGの設置を支持したが、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、アフリカン・グループは反対し、国連システム内での努力の重複に懸念を表明した。ロシア連邦は、資金面の影響に懸念を表明した。

ノルウェー、インドネシア、ニュージーランド、スイス、アラブ諸国の立場で発言したエジプトは、AHTEGの付託事項(TORs)は広範囲すぎると懸念を表明し、EUは慎重に検討するよう求めた。スイスは、持続可能な利用に関し、グッドプラクティスを共有するため地域アプローチにもっと焦点を当てることを提案した。IUCNは、AHTEGが漁業、農業、野生生物の管理も検討することを提案した。議長のHuflerは、AHTEGを保留するよりも、事務局に関連情報の取りまとめを要請し、SBSTTA 15の審議にかけることを提案し、参加者もこれに同意した。

里山(里山) イニシアティブ: 多数の参加者が里山イニシアティブへの支持を表明した。アフリカン・グループ、エクアドル、パラオは、このイニシアティブに関する追加情報を求めた。日本は、里山イニシアティブに関する国際パートナーシップの立ち上げに留意するよう提案し、ガーナもこれを支持した。ニュージー



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

ーランドは、「里山イニシアティブ」のタイトルの中に、「生物多様性の持続可能な利用促進ツール」を使うことを希望した。オーストラリアとフィリピンは、このイニシアティブが貿易や生産をゆがめる可能性があるとして懸念を表明し、オーストラリアは、このイニシアティブをテストするパイロットプロジェクトを提案した。ガーナは、世界貿易機関(WTO)の下での義務への言及に反対し、日本の資金供与分はGEFの小規模グラントプログラムを通して配分されると明記するよう提案し、このイニシアティブ実施について締約国を支援するよう事務局に要請すると付け加えた。BIOVERSITY INTERNATIONALは、里山イニシアティブは持続可能な農業生産のタイプの指標作成に役立つと述べた。議長はHuf1lerは、議長の友グループを結成した、Alfred Oteng-Yeboah (ガーナ) がこのグループの議長を務める。

気候変動：リオ条約間の協力：中国は、UNFCCCの専門性、独自のマנדート、ならびに共通だが差異ある責任の原則を尊重する必要があると強調し、リオ条約間の合同作業計画に反対した。EUはノルウェーと共に、3つの条約を「相互に支援しあう」ものにするよう提案した。メキシコ、ツバル、ボスニア・ヘルツェゴビナ、パキスタン、モーリシャス、パラオ、アフリカン・グループ、ネパール、スイス、東チモール、コスタリカ、GREENPEACEは、CBDがリオ条約に対し、合同作業計画など合同での活動の提案を伝えるよう求めた。フィリピン、コロンビア、南アフリカ、パプアニューギニア、インド、ブラジルは、締約国が合同での活動および合同作業計画の妥当性を検討するとの提案を志向した。

REDD+：グレナダ、パラオ、カナダ、スイス、インド、ボリビア (ALBAグループの立場で発言)、メキシコ、IIFBは、途上国での森林減少および森林劣化による排出量の削減ならびに保全の役割、森林の持続可能な管理および森林炭素貯留分の増加 (REDD+) における、ILCsの利益拡大に関する文章を支持した。アルゼンチンは、CBDのマンドートを超えるのではないかと注意を喚起した。

森林に関する協力パートナーシップ(CPF)とCBDとの協調に関し、パキスタン、インドネシア、タイ、アフリカン・グループ、カナダ、日本、スイス、ロシア連邦、マレーシア、GREENPEACE、IIFBは、CBDに対し、生物多様性への影響モニタリング・メカニズムおよび生物多様性のセーフガードに関する議論に貢献するよう求めた。モーリシャス、東チモール、ネパールは、CBDが締約国との協議に基づき、締約国の要請を受け、REDD+に助言する機会を探ることを希望した。ECOSYSTEMS CLIMATE ALLIANCE (ECA) は、京都議定書の土地利用関連条項で先進国に適用されるものには生物多様性セーフガードが入っていないと指摘した。

パキスタン、東チモール、スイス、タイ、ペルー、カナダは、森林の生物多様性に関する各国の国内措置と気候変動措置とのシナジーに関し、ガイダンス作成努力を支援するよう事務局に要請することを希望した。

地球工学(Geo-engineering)：ツバル、フィリピン、コスタリカ、アフリカン・グループ、スイス、ALBAグループ、グレナダ、GREENPEACE、ECA、ETCグループは、地球工学的措置の正当性について適切な科学的根



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

拠が出され、これに伴うリスクが検討されるまでは、このような措置を実施しないよう要請した。フィリピンは、地球工学的措置に関する透明性のある規制枠組みが緊急に必要なとの文言の挿入を提案し、ブラジルは、科学活動は小規模かつ各国の領域内においてのみ開発されると述べた。EUは、地球工学的措置については慎重に取り組むよう求めた。ノルウェーは、地球工学的措置に関し何らかの実験をする前に、強力な科学的根拠を得る必要があると強調した。日本は、特定の地球工学的活動は生物多様性や気候変動に有益である可能性があるとして述べた。ロシア連邦は、地球工学的措置に関する言及の削除を要請した。王立アカデミー（ROYAL SOCIETY）は、地球工学的措置における安全かつ責任のある科学研究を妨げることに警告した。

資金供与：アフリカン・グループ、アルゼンチン、グレナダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、パキスタン、ネパール、東チモール、CEE、パラオは、生物多様性と気候変動への資金供与に関するパラグラフ数件の括弧を取り除くよう求めた。

議長はHuflerは、地球工学的措置について議論する議長の友グループを設立した。この議長はHorst Korn（ドイツ）が務める。さらにREDD+とリオ条約間の協調を話し合うコンタクトグループも設立した。Hesiquio Benitez（メキシコ）がこのグループの議長を務める。

乾燥地帯および亜湿潤地帯：イランとアフリカン・グループは、UNCCDとCBDでの乾燥地帯の定義基準の違いを指摘する文章を支持したが、中国はこれに反対した。アフリカン・グループ、中国、グアテマラは、「実施し開発する」という表現を希望し、アルゼンチンは、生物多様性への配慮を災害防止の考えに統合するため、自然科学コミュニティと社会科学コミュニティの間の協力を促進する共同行動を「探求する」との表現を希望した。

森林の生物多様性：EUは、森林の法律施行、統治、貿易に関する文章を提案し、ノルウェーとスイスはこれを支持した、パキスタンは、生態系ベースの森林管理に関する文章を提案した。

UNFF（国連森林フォーラム）との協力：ベラルーシ、エクアドル、インドネシアは、CBDと他の森林関連の条約とのパートナーシップを強化するとの文言を含めるよう求めた。エクアドルは、UNFCCCとの協調、REDD+に関する情報の増加を求め、ケニアと共に、先住民の権利尊重を求めた。ノルウェーとカナダは、森林および森林のタイプの定義づけ作業を支持した。フィリピンは、「機能ベース、生態系ベースの森林の定義」への言及を含めるよう提案したが、ニュージーランドは反対した。オーストラリアは、国レベルでの柔軟性を持たせるため、国際的に合意される定義は広範なものにすべきだとし、UNFCCCでの今後の決定に予見を与えることに反対して警告した。

CPF（森林に関する協調パートナーシップ； Collaborative Partnership on Forests）との協力：アフリカン・グループとスイスは、生物多様性セーフガードおよびREDD+の生物多様性への影響をモニタリングするメ

カニズムの議論に貢献するよう事務局に要請することを支持した。コスタリカは、事務局が締約国との協議に基づき、要請に応じてREDD+に関し助言をする機会を探ることを希望した。

ワーキンググループII

科学的、技術的協力とクリアリングハウスメカニズム (CHM) : モロッコは、南-南協力を通しての情報交換推進を提案した。ブラジルは、NBSAPsの実施を推進するには質の高い情報をと強調した。ベニンとブルキナファソは、戦略計画実施におけるCHMの重要性を強調した。中国は、普及啓発の促進を、ニジェールは国レベルでの情報の普及を強調した。ブラジル、インド、フィリピン、マレーシアは、国内CHMsを実施し、維持するため、追加の財政支援が必要だと強調した。ヨルダン、GEFは資金供与を確保すべきだとし、アフリカン・グループは、キャパシティビルディングを求めた。EUは、国内での確実な実施を進めるため、締約国がさらに努力するよう求めた。太平洋諸島 (PACIFIC ISLANDS) は、CHMを利用しやすいようにし、地域社会が簡単にアクセスできるようにする必要があると述べた。

技術移転と技術協力 : キューバは、技術移転に関する強力な決議と具体的な約束を求めた。ハイチは、技術移転を地方の状況に合わせる必要があり、先住民や地方の技術と統合する必要があると強調した。ウガンダは、ABS体制の実施と技術移転との結合を提案した。

生物多様性技術イニシアティブ (BTI) : EUは、CBD事務局ではなく、すでに技術移転について作業を行っている組織・制度が、提案されているBTIのホストとなるべきだとし、BTIのガバナンスの細かいところをさらにつめていく必要があると述べた。アフリカン・グループは、事務局がBTIのホストとなるべきだとし、BTIは拘束力のあるものにすべきだと強調し、コロンビア、インド、フィリピン、シンガポール、ハイチ、ヨルダンはこれを支持したが、スイスと日本は反対した。ブラジルは、情報や技術へのアクセスでのアンバランスを是正するには、CBDの下に拘束力のあるBTIをおく必要があると主張した。カナダは、あとの段階で、BTIの付託条件 (TORs) の検討をさらに進めることを提案した。

CEPA (広報・教育・普及啓発) およびIYB (国際生物多様性年: International Year of Biodiversity) : アフリカン・グループは、ABS問題での関連する利害関係者の参加を求めた。EUは、普及啓発に関するベースラインの設置を提案し、資金源を増やすためのシナジーを進めるよう求めた。日本は、生物多様性を政策の本流に取り入れるよう求めた。カナダは、CEPAの達成度を測るため、指標を用いるよう求めた。マレーシアは、革新的な手法の利用と、インタラクティブな技術の利用を提案し、小島嶼諸国の作業には太平洋諸島手法を用いることを提案した。アラブ諸国は、市民社会の重要な役割を強調した。ブルンジは、政策立案者の普及啓発を求めた。IIFBは、先住民の参加を求め、決定書草案全体を通して、先住民の権利に言及するよう求めた。

多数の諸国が、国内のIYB活動について報告し、国際生物多様性の10年の提案を支持した。ペルーは、事務局が全てのIYB活動の影響評価を行うことを提案した。

他の条約との協力：EUは、戦略計画の実施では協力が重要であるとし、生物多様性関連の条約のリエゾングループではあまり進展が見られないと指摘し、そのマンデートの改定を提案した。ノルウェーは、WHOとの協力強化、国家保険戦略との協力強化に関する文言の追加を提案した。セネガルは、国際森林年への言及を含めるよう提案した。WTOは、生物多様性と関係しない合意との協力関係に関する文言を提案した。

利害関係者の参加：性別と生物多様性：カメルーンは、性差別解消行動計画の実施推進、実施のための資金源の追加、指標の策定を求めた。CBD WOMEN' S CAUCUSは、CBDにおいて性差別問題に関するスタッフをおき、性差別解消行動計画の実施を進めるよう求め、タイとタンザニアもこれを支持した。

ビジネスと生物多様性：カナダは、民間部門による生物多様性保全に関する報告書作成を推奨した。EUは、次の項目を支持した：ビジネス社会内での生物多様性および生態系サービスに関する情報交換を推進する；生態系サービスに対する報酬、戦略計画実施を支援するためのパートナーシップ構築など、革新的な資金メカニズムを探求する。

都市および地方自治体の参加：ブラジルは、生物多様性のための都市および地方自治体の行動計画案を提出し、都市やビジネスに対する言及を増やし、国内の政府当局および地方自治体の役割認識を提案した。EUは、WGRI 4での計画草案レビューを提案し、これは戦略計画実施に重要な役割を果たせる可能性があるとは指摘した。シンガポールはアジア太平洋グループの立場で発言し、CBDの根幹の活動を実施し、資金を調達する上で、都市は大きな役割を果たせると強調した。カナダは、都市に関する生物多様性指標開発を歓迎した。

南—南協力：アフリカン・グループは、南—南協力に関する問題として次のものを挙げた：ABS、TK、侵略的外来種、生態系の復活とモニタリング。EUは、生物多様性および開発のための南—南協力に関する複数年度行動計画案をWGRI 4でレビューするよう提案したが、中国はCOP 10での採択を求めた。ブラジルは、南—南協力は文化的、環境的に適切な形での技術交流を確保できることから、豊かな国がこれを阻止することがないよう求めた。

議長のLunaは、都市および南—南協力に関する保留問題の非公式協議での議論を提案した。

ABSに関する非公式協議グループ

伝統知識：アクセス(5条 bis)：小人数グループ共同議長のJanet Lowe (ニュージーランド) は、TKへのアクセスに関し、ILCsで実のある議論がなされたと報告し、違反申し立てがあった場合の協力についても報告し、この問題は初めて議論されたものであり、遵守にも関係することから、グループでは合意していないと指摘した。参加者は、違反申し立ての場合の施行、遵守、協力に関する括弧書きパラグラフを削除すると

いう ICG 共同議長 Casas の提案を検討し、結局、これらのパラグラフを遵守および TK 関連問題に関する新しい条項の 12 条 *bis* に移動することで合意した。午後、参加者は、Janet Lowe と Jorge Cabrera Medaglia（コスタリカ）が共同議長を務める TK に関する小人数グループに対し、新しい 12 条 *bis* について議論し、序文の中の TK 関連の文章について議論するよう要請した。小人数グループは、夕方に会合し、夜まで審議を続けた。

TK と 遵守 (12 条 *bis*) : 夕方、小人数グループは、TK へのアクセスおよび利用に関する国内法遵守の問題を議論した。参加者は、締約国の領域内で利用される遺伝資源関連 TK については PIC に則りまたは ILCs の承認および参加でアクセスされる措置を導入し、締約国ないし当該 ILCs がある締約国の ABS に関する国内法制または規制上の要求どおり、MAT を設置することで合意した。

利益配分 (4 条 (4)) : 参加者は、遺伝資源関連の TK の利用から生じる利益の配分に関する表現について、締約国は措置を導入し「それにより」そのような利益を配分するという妥協案をベースに議論した。参加者は、延長審議と追加協議の後、締約国は、遺伝資源関連の TK 利用により生じる利益が、当該知識を有する ILCs と公平かつ平等な形で配分されるよう、そして MAT に基づき配分されるよう、適切な場合、法的、行政管理上、または政策上の措置を導入するという表現を承認した。

公的利用が可能な TK (9 条 (5)) : ICG 共同議長の Casas は、ILC 以外の情報源から当該利用者が取得した TK 利用者に対し、正当な知識保有者と利益配分に関するアレンジを行うよう締約国に推奨するという妥協的文言を提案した。GRULAC、オーストラリア、日本は、この文言を承認したが、アフリカン・グループ、インドネシア、フィリピン、中国は、締約国は利用者に対しそのような措置をとることを「要請する (require)」という表現を要求し、フィリピンは、この規定は典型的なバイオ海賊行為に関係すると説明した。

その後、IIFB は、ILC 以外の情報源から TK を取得した利用者が利益配分のアレンジを行うよう、締約国は措置を導入するという表現を提案した。この提案は歓迎され、カナダは、この措置を、適切な場合には、法的、行政管理上、または政策的措置と規定するよう要請した。アフリカン・グループ、中国、インド、フィリピンは、公的に利用可能な TK との明確な表現を追加する限りにおいて、これを受け入れたが、この表現については、オーストラリア、カナダ、日本が反対した。EU は、第 1 回の COP/MOP レビューは、国際社会の展開、特に WIPO IGC での作業に照らし合わせて、この義務の実施を評価するとの表現にするという EU の要請を繰り返し、総体的な懸念を表明したうえで、パラグラフに括弧をつけるよう求めた。共同議長の Casas は、この問題の解決にむけ非公式協議開催を求めた。

遵守 (13 条) : ICG は、小人数グループ共同議長の Lago および Shikongo による前夜の交渉結果の報告を聞いた。両共同議長は、チェックポイントに関する全般的な表現の一部では合意がなされたが、チェックポイントのリストや強制的公開要請の問題では進展がなかったと強調した。夕方、小人数グループでの協議が続け

られ、チェックポイントはPICや遺伝資源の提供者、MATの設置そして／または遺伝資源の活用に関する情報を収集し、適切な場合、これを受け取るとの表現について議論し、そのような情報はどこから提供されるべきかに関する追加パラグラフについても議論を続けた。その後、強制的公開要求に焦点を当てて議論したが、各国の立場上の対立は残った。夕方、小人数グループは、この条項は次の項目を規定すべきことで合意した：公開義務；公開される情報は何か；公開を怠った場合の結果；PICに関するメカニズム；チェックポイント遵守証明との結びつき。

緊急事態（6条BIS）：夕方、小人数グループは、人間、動物、または植物の健康に脅威を与える、または損害を与える緊急事態に言及するか、それとも人間、動物、または植物の健康に対する切迫した脅威または損害を与える状況という表現にするか議論した。議論は深夜まで続けられた。

コンタクトグループ、非公式協議

海洋および沿岸域の生物多様性：参加者は、昼食時および夕方に会合し、事務局作成のノンペーパーについて議論した。合意された事項は次のとおり：EBSAsに関するCBDの基準に加えて、他の「政府間で合意された」科学基準にも言及する；海洋の生物多様性行動計画の実施を進めるため、社会経済的側面を含めた海洋の状態に関する世界的報告および評価（Global Reporting and Assessing of the State of the Marine Environment：GRAMME）の一般プロセス（Regular Process）とIPBES、CBDとの協力への言及は保持する。

その後、参加者は、次の文言を保持するかどうか議論したが、合意には達しなかった：底引き漁に関し、国連総会で採択された表現で、事前の環境影響評価（EIA）およびEIAで特定された脆弱な漁場の閉鎖を要請するもの、これについては2つの先進国が反対した；この内容においての各国の領域を超えた区域およびRFMOsへの言及。参加者は、次の問題についても議論したが、合意に達しなかった：MPAsの効果的な管理に関する予防原則または手法への言及；事務局に対し、関連国際機関と協力して、オキアミの乱獲が海洋生物多様性に与える影響に関する情報とりまとめを要請する文言は保持する。

夕方、参加者は、人間の非持続的な活動が海洋および沿岸の生物多様性に与える影響に関する新しい文章について議論し、海洋の空間利用計画、気候変動の適応および緩和における海洋および沿岸の生物多様性の役割に焦点を当てた。代表団は、提案を原則的には支持したが、協議する時間を求めた。参加者は、EBSAsの特定、海洋区域でのEIAsに関連する科学的、技術的側面を議論し、各国の領域を超えた区域への言及と削除について議論した。議論は夜に入っても続けられた。

資金問題：コンタクトグループは、一般的ステートメントの議論を開始し、資金メカニズム・ガイドラインのレビューに焦点を当てた。多数の締約国が、決定書草案で提案されている統合ガイドラインへの支持を表明したが、一部の締約国は、次のような提案を行った、生物多様性のためのGEF資金の利用に関する成果

本位の枠組みを戦略計画の目的と合わせて合理化するなど。次に、GEFの第6回資金募集について、この条約の実施に必要な資金額評価に関する議論に移り、夜まで議論を続けた。

戦略計画：コンタクトグループ共同議長のKateråsは、戦略計画全体を括弧書きの中に残すというWGRIの決定を想起した。その後参加者は、括弧書きは含まれていないが、ワーキンググループIIの議論で、締約国から追加の文言や別な表現が提示された目標に関する項目について議論した。議論は夜まで続けられた。

地球工学的措置：議長の友グループは、正確な定義づけが採択されるまで、太陽の日射量減少技術や、大気からの炭素除去量増大技術などへの言及を含め、地球工学的措置の予備的理解に関する記述にとどめるかどうか議論した。また参加者は、「生物多様性に有害な」地球工学的措置というパラグラフに限定し、炭素回収貯留は削除するかどうかも検討した。次に、参加者は、次のような科学研究に関する特例の資格基準について議論した：小規模、限定的、管理された環境内のもの、各国の領域内、潜在的な環境影響可能性の事前評価の対象、または特定のデータ収集が必要なため正当とされるもの。議論は夜に入っても続いた。

廊下にて

ABS会議の参加者は、徹夜での非公式協議後、水曜日朝5時に、遵守の問題で壁に突き当たった。この日は、ABS議定書の最終決定に関して全面的な権限を持たずに名古屋にきた締約国がいるとのうわさが飛び交い、廊下やワーキンググループ会合でも怒りのコメントが出てくる事態となった。数人の参加者は、全面的な権限を持たないというのは、不実の証と解釈されるとコメントし、この日一日はCOP 10で完全版議定書が採択されるかどうか、疑念を表明するものが多くなった。とは言え、多様な小人数グループの会議は、このような見方が間違っていることを証明しているようであり、TKに関するABS国内法の遵守や、緊急事態、病原体など、困難な問題で、一定の進展が見られた。夕方、遵守に関する小人数グループのチェックポイントに関する議論が初めて実質的な進展に向かっていくとのニュースが流れてきたときには、すぐに活気が出て、参加者は、「遵守で希望があるなら、議定書にも望みがある」といいながら、ホテルに戻っていった。

ABS+戦略計画+資金問題というCOP 10での採択が期待される「グランド・パッケージ」にはない、ホットな話題の一つの地球工学的措置の議論でも同じような前向きの姿勢が見られた。参加者は、地球工学的措置の定義づけや、科学研究の特例で広範に受け入れられるものを切り出すことでは進展が見られたが、一部のものは、小人数グループに特に参加していなかったNGOsや締約国で地球工学的措置に関するCBDの言及に反対しているもの達が、妥協案の表現の議論を蒸し返すのではないかと懸念するものもいた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

Vol. 09 No. 538

2010年10月22日(金)

生物多様性条約COP 10ハイライト

2010年10月21日木曜日

ワーキンググループIは、農業部門の生物多様性、バイオ燃料、侵略的外来種(IAS)、世界分類学イニシアティブ(GTI)、インセンティブ措置に関する決定書草案を検討した。ワーキンググループIIは、世界植物保全戦略(GSPC)、第8条(j)項(伝統的知識)について議論した。ABSの交渉は、緊急事態、伝統知識(TK)、遵守、序文に焦点を当てた。昼夜にわたり数件のコンタクトグループおよび非公式グループの会合が開催された。

ワーキンググループ I

参加者は、持続可能な利用および地球工学的措置に関する議長の友グループの報告を聞き、海洋および沿岸域の生物多様性に関するコンタクトグループからも報告を聞いた、いずれのグループも作業を終了するにはさらなる時間が必要であると述べた。

農業部門の生物多様性：議論で焦点が当てられたのは、CBDとFAO食料農業遺伝資源委員会(CGRFA)との合同作業計画第2フェイズであった。フィリピン、エクアドル、太平洋諸島、アフリカン・グループ、EU、ノルウェー、マレーシアは、特許および知的財産権(IPRs)の動向に関する作業を支持したが、オーストラリアは反対した。エチオピアは、途上国における自給自足の農業従事者の権利に留意するよう求めた。ノルウェーは、バイオ燃料および生物多様性に関するCBD-CGRFAの合同作業を支持したが、日本、インド、カナダは反対した。フィリピンとトルコは、この概念において「土地の安全保障に対する影響」という表現を求めたが、アルゼンチンは反対した。

参加者は、豊かな生物多様性を持つ農業地域の保全および持続可能な管理に言及する3つのオプションについて議論したが、合意には達しなかった。スイスは、小自作農および小規模農業従事者にもっと注意を振り向けるよう求めた。CBD同盟は、先住民の農業従事者の役割を強調し、土地の権利確保を求めた。IIFBは、食料安全保障と主権、気候変動との関係について質問した。

バイオ燃料：ブラジルは、世界バイオエネルギー・パートナーシップ(GBEP)が、バイオ燃料を議論するに最もふさわしい国際フォーラムであると述べ、CBDが国連エネルギーに政策ツールのとりまとめに貢献するよう提案した。アフリカン・グループ、日本、スイス、ジャマイカ、インドは、ILCsの土地の権利および持続可能な実施手法を確保し、ILCsへのマイナスの影響を是正するとの提案を希望したが、ブラジルは「土地の権利」という表現に反対した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ブラジル、太平洋諸島、ドミニカ共和国、日本、エルサルバドルは、CBDがバイオ燃料および生物多様性に関するツールの自主的な利用を可能にするため、これらの情報を広めるよう要請することを希望した。アフリカン・グループ、スイス、ケニア、キューバ、アラブ諸国は、むしろバイオ燃料および生物多様性に関する基準および方法論のツールキットを作成することを希望した。ブラジルは、「立ち入り禁止」区域のインベントリ作成に反対したが、アフリカン・グループとロシア連邦は支持した。

侵略的外来種 (IAS) : ブラジルは、バイオ燃料の生産および利用、そしてバイオ燃料生産でのIASの利用における予防的手法の適用に反対した。太平洋諸島、スイス、インド、ロシア連邦、アフリカン・グループは、バイオ燃料生産および利用におけるIASの利用に予防的手法を適用するよう希望したが、ドミニカ共和国、日本、パラグアイ、マラウイ、ジャマイカ、ニュージーランドは、バイオ燃料の生産に利用される生物種が侵略性を持ってきた場合、予防的手法を適用したいとのべた。

合成生物学 : ブラジルは、特別専門家会合 (AHTEG) の会議開催に反対し、締約国に対し、合成生物学で生産されたLMOsの環境放出を回避するよう求めた。太平洋諸島は、AHTEGの会議を招集するのではなく、合成生物学の評価を行うことを希望した。ニュージーランドは、合成生物学は新しく登場した問題としてインターセッションで議論することを提案した。議長のHuflerは、Ole Hendrickson (カナダ) とGiannina Santiago (コロンビア) が共同議長を務めるコンタクトグループを設置した。

侵略的外来種 : 議長のHuflerは、スペインがペットや水槽、飼育器用として、さらには生餌、生の食品として導入されるIASに関し、提案されているAHTEGのための資金供与を約束したと参加者に伝えた。EU、ベラルーシ、ノルウェー、タイ、韓国、コスタリカ、アルゼンチン、アフリカン・グループは、AHTEGが国際基準の作成に実務的な指針を与えることを提案したが、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランドは反対した。南アフリカは、AHTEGが「科学的、技術的な」国際基準を作成することを提案した。タンザニアは、ILCsがIASおよびTKの問題の議論に参加するとの表現を提案した。世界侵入種計画 (GISP) は、AHTEGを支持し、国内での実施に向けたガイダンスが必要だと強調した。議長のHuflerは、国際基準に関する意見の相違を解決するため非公式協議開催を勧めた。

世界分類学イニシアティブ (GTI) : 数名の参加者が、次の項目に関する表現に原則賛成であると述べた : 非商業的 생물多様性の研究、および地域や小地域の科学的、技術的協力では関連する国内法に則り、分類学上の証拠標本を交換する ; 生物多様性のインベントリおよびモニタリングでの分類能力支援への資金供与優先、これにはDNAのバーコード化など新しい技術の利用も含める。ABS議定書ならびに資金メカニズムの指針の交渉がまとまるまでは、これらの括弧書きを残しておくことが決定された。タンザニアは、専門の分類

学者に対するインセンティブの必要性を強調した。ブラジルは、途上国における国内分類収集活動を保護するよう求めた。

インセンティブ措置：多数の締約国が、既存の逆インセンティブを積極的に特定し、排除し、緩和するため、その努力を一層優先させ、大きく推進するよう締約国に求めるとの文章の削除を指示した。しかし、産業への特定の言及を含めることでは合意がなかった。また参加者は、持続可能な消費および生産パターンの実施に関する文章も検討した。カナダは、TEEBの研究への言及を提案し、スイスはこれを支持した。

ワーキンググループ II

世界植物保全戦略 (GSPC)：マレーシアは、GSPCと目標の更新を支持し、フィリピンとともに、戦略計画にあるポスト2010年の目標と対応させるべきだと付け加えた。日本は、より成果本位の目標を歓迎した。EUは、植物の多様性保護を国内政策に盛り込む必要があると強調し、多様な耕作地は食料安全保障に貢献すると強調した。メキシコとニュージーランドは、GSPCを国内および地方の優先策に合わせる柔軟な枠組みであるとして歓迎し、フィリピン、シンガポール、ベニンと共に、真菌類（キノコを含む）に目を向けるよう求めた。コスタリカは、GSPCとバイオ燃料および気候変動との結びつきに焦点を当てた。FAOは、GSPCと農業など関連分野との国内レベルでのシナジーを指摘した。ベニンは、花粉媒介者も含めるよう提案した。カナダは、GSPCの技術的根拠についてさらに作業するよう求めた。グアテマラは、先住民の知識とより全体的な手法との統合を提案した。インドネシアと南アフリカは、キャパシティビルディングを強調し、ジンバブエと共に、植物の利用や分類ではTKに焦点を当てるよう求めた。

ブラジル、東チモール、その他は、資金や技術移転の必要性を強調した。アフリカン・グループ、その他は、2011年以降、GSPCの調整を行う事務局の担当者のため、資金や人材を求めるとの提案を支持した。韓国は、分類学者の不足を指摘し、専門家や専門性の国際的な交流、交換を提案した。南アフリカは、重要な生物学的情報を一般にアクセス可能なデータベースに入れることを強調した。

第8条(J)項：ILCの参加：EUとアフリカン・グループは、全てのCBDの意思決定プロセスにおける、ILCsのキャパシティビルディング、および全面的かつ効果的な参加を強調し、ブラジルとともに、TK保存では先住民の女性が特別な役割を果たせると指摘した。ペルーは、ILCの管理体制の一環として、PICを強調し、特にABSのアレンジの交渉でのキャパシティビルディングを求めた。インドネシアは、TKに関するILCの権利を保護するよう求め、公平で平等な利益配分を求めた。アフリカン・グループは、ILCsがTKの利用による利益を受け取るべきだと述べた。

第8条(J)項 多年度作業計画 (MYPOW) : EUとカナダは次の項目に対する支持を表明した : CBD第10条 (持続可能な利用) の構成要素を取り入れ、特に第10条(c)項 (慣習的利用) に焦点を当てる ; この問題に関する国際会議開催 ; 主題項目やクロスカッティングイシューの議論を進化させる、さらにEUとカナダはノルウェー、ボリビアと共に、第8条(j)項ワーキンググループ7の最初の項目として気候変動を提案した。ブラジルはこれに反対し、UNFCCCのマネートを想起した。メキシコは、第8条(j) 項MYPOWに関する適切な資源の必要性を強調し、タイは、関係活動を支援するようGEFに要請することを提案した。EUとブラジルは、地域社会の効果的な参加と共通の特性に関するAHTEGを支持した。韓国は、TKとその範囲を定義づけるよう求め、ILCの法的な立場の定義づけも求めた。UNESCOは、言語学的多様性指標を提案した。

特別な (Sui generis) システム : EUは、ILCの全面的な参加を求め、ニュージーランドと共に、事務局がこの件に関するCDMでの作業について、WIPO IGCに連絡し続けるよう提案した。アフリカン・グループは、特別な (sui generis) システムを用いてアクセスする知識を保護すべきであり、それにより利益配分を確保すべきだと述べた。ボリビアとIIFBは、特別な (sui generis) システムの開発があまり前進していないことに留意するよう求め、先住民との共同作業を提案した。

倫理行動規定 : EUは、ILCsとのインタラクションの指針となり、TKを保護する規定の採択を求めた。インドは、ABS交渉の結果を待つよう提案した。ボリビアと国際先住民族フォーラム (IIFB) は、UNDRIPに則った先住民の自由なPICへの言及を要請した。ブラジルは、「ILCsの参加と承認」という表現ではなく、PICを含めることを支持した。また同代表は、ILCsに影響する全ての活動にこの規定を適用するため、伝統的に利用されてきたまたは占有されてきた土地や水系についての表現で保留されているものについて、慎重な議論が求められると述べた。モロッコは、ILC法、実施手法、プロトコルの検討を提案し、TKを保全のための1つのツールであると認めた。カナダは、保留されている問題を議論する非公式協議の開催を提案した。

ABSに関する非公式協議グループ

緊急事態 : 少人数グループ共同議長のde Carvalho Netoは、緊急事態の定義に関する保留された問題について報告し、人間や動物および植物の健康に損害を与える可能性がある問題を扱う特定の国際機関に言及する必要性についても報告した。午後、少人数グループは、緊急性の表現について、「現在の (present) 」緊急事態または「直近の (imminent) 」緊急事態にするという2つのオプションに絞り込んだ。

伝統的知識 : 少人数グループ共同議長のLoweは、遺伝資源に関係するTKについてのABS国内法の遵守を目的とする適切な措置についての進捗状況を報告し (12 bis) 、誘導体への言及や、締約国の法制とするか各

国の法制とするかなどが保留されていると報告した。参加者はカナダの提案を受け、「適切な場合、適切な措置」をとるよう締約国に要請することで合意した。

公的に利用可能なTKに関する第9.5条および第12条bisの効果の評価に関し、EUは、COP決定書の中に、「国際レベルでの開発に鑑み、特にWIPOで行われる作業に鑑み」、評価を行うべきとの表現を入れるよう要請した。全ての途上国地域は、WIPOへの言及に反対した。参加者は、この条項をさらに拡大するオプションについて議論し、結局「特にWIPOなど他の国際機関で達成された作業、ただしこれらが条約または議定書の目的と逆行しない限り」という表現で合意した。

公的に利用可能なTKに関する少人数グループは、保留された問題を解決できていない、これは次の項目について参加者の意見が一致しなかったためである：公的に利用可能なTKという表現を入れるかどうか；締約国がとるべき措置に関し、拘束力のある表現を用いるか拘束力のない表現を用いるか。

序文：午後、ICGは、序文のパラグラフに関する議論を中断した、これは水曜日に少人数グループで提案された新しい文書について、小数の地域グループから協議する時間がほしいとの要請があったためである。

遵守：午前中、少人数グループは、チェックポイントに関する表現を検討したが、合意には至らなかった、この表現には次のものが含まれた：関連する情報の提供を怠った場合の結果；利用者または提供者 (provider) に対し、MATでの報告書作成および実施対応を要求するか、それとも奨励するか；遺伝資源のモニタリングまたは、その利用の追跡および報告に費用効果の高いコミュニケーションツールの利用を奨励するとの表現方法。その後、参加者は、遵守の支援においてデータベースが有用かどうか議論し、大半の途上国は、この表現の削除を希望したが、合意にはいたらなかった。

午後、参加者は、PICを認める、さらにはMATを確立する決定の証拠となる認可または認証の発行に関し、アクセス関連の措置を議論した。(第5条(2)(d)項) 参加者は、この条項は国内の認可に関するものであり、遵守の国際的な認証と混同しないようにする必要があると認識した。認可の発行を「アクセス時」におこなうべきかどうか注目した議論が長時間続き、先進国は、法的明確性への言及保持を支持した。その後、第5条(2)(d)項の下での認可；ABS CHMで利用可能な認可は遵守の国際的認証になるとした第13条(2)項の下での認可、締約国に対しPICを行う決定はABS CHMが利用できるようにすることを要求する2つのパラグラフ (第5条(3)項と第11条(2)(c)項) との間で、重複の可能性がないか、一貫性をとる必要があるかに焦点を当てて議論した。参加者は、CHMでの登録に続く、第5条(2)(d)項の下での認可は遵守の国際的認証になると指摘し、各条項間の関係明確化を図った。一部のものは、混乱を避けるため第5条(3)項の削除を提案した。他のものは、この議定書は締約国に対し、PICに関する決定を公表し、国際的な認証発行の強制的義務を作ってほしいと希

望した。参加者は、非公開での協議の後、第5条(3)項および第11条(2)(c)項に脚注を入れ、これらの項目と第5条(2)(d)項および第13条(2)項との関係を考えて、この条項を最終決定する必要があると指摘した。

コンタクトグループおよび非公式会合

気候変動：参加者は、リオ条約同士の協力を進めるオプションについて議論し、次の問題に焦点を当てた：リードするよう締約国に要請するか、それとも事務局に要請するか；合同作業計画に言及するか、それとも共同活動のみに言及するか；合同予備会合を暫定的なステップとして紹介するか、それとも合同COPを要請するか。少数の締約国と非締約国の1国は、UNFCCCが既に過剰な議題を抱えていることへの懸念を表明した。

参加者は、次の項目について議論した：合同作業計画への言及削除；リオ条約のマנדートおよび加盟国の違いに言及；リオ+20サミットの準備プロセスについて議長団と協議、議題の作成、関係するCOPの成果報告提出を検討する。議長のBenitezは、少数グループを設置し議論を続けるよう提案し、REDD+の保留された文章について議論するためコンタクトグループ会合を金曜日に開催するよう提案した。

戦略計画：参加者は、戦略目標および2020年ヘッドライン目標について議論した。生物多様性の価値観を各国の国内および地方の開発ならびに貧困削減戦略および企画プロセスに盛り込むことから議論を開始した。一部の先進国は、生物多様性の価値を「国内アカウント」に入れることを支持したが、他のものは、「国内の算定および報告枠組み」への言及を提案し、さらに他のものは「システム」を希望した。多数の途上国は、国内アカウントへの言及に慎重な姿勢をみせ、他のものは、生物多様性の価値を算定する利点を指摘した。参加者は最終的に、「国内算定および／または報告枠組み」に言及することで合意したが、一部の先進国が「そして」も「または」も必要だと主張したことから、「or」は括弧書きのまま残された。

インセンティブの目標に関し、全ての国とも、プラスのインセンティブへの言及で合意した。途上国および多数の先進国は、助成金排除について強力な表現を希望したが、他の先進国は、これに反対した。最後に参加者は、「遅くとも2020年までに、助成金を含めた生物多様性を損なうインセンティブはこれを排除、段階的解消、または改革し、悪影響の抑制または回避を図る」という表現で合意した。国際的な義務との一致の表現は、少数グループの議論に委ねられた。交渉は夜に入っても続いた。

資金問題：このグループは資金メカニズムに関する共同議長提案を議論した、これにはWGRI 3で合意された文書も含まれた。参加者は、資金メカニズムに対するガイダンスのレビューについて議論したが、これには附属書に取りまとめられたガイダンスも含まれた。参加者は、資金メカニズムに関係するこれまでの決定および決定要素に言及した規定、決定の取り下げについて合意せず、金曜日にこのセクションに関し再度議

論すると決定した。その後、参加者は、GEFの第6回資金募集にあたり、CBD実施に必要な資金額の評価のTORsに言及する決定の一部について議論した。夜も議論が続けられた。

廊下にて

「危機だ。これは危機だ！ まだ認識されていないだけだ」と失望したABS交渉参加者は、木曜日夜の会議室へ向かいながらつぶやいた。ほとんど全ての問題に手を染めた一日が終わり、参加者は、金曜日のプレナリー報告の締め切り時間が迫る中、いらだっているのは明らかであった。遵守に関する夜の会議が、認可や認証の相互参照問題で中断されると、緊張感はさらに高まった、一部のものは、先に進むためにはこの決議は「不可欠」と理解したが、他のものは、「戦略的な動き」だと形容した。名古屋に夜の帳が下りる中、参加者は「脚注に救われ」、今後も議論が続けられることになった。ある参加者は、今夜も遅くまで会合する覚悟をしながら、「どちらで死ぬかの話だ。遵守でなければ病原体問題で殺される」と言い、金曜日午前中に最終決定されるべき最も意見対立の根深い問題、他の条約とABS議定書の関係という問題に言及した。

TEEBの研究開始を受け、廊下では、算定方法が最も良く話題にのぼった。国内アカウントでの生物多様性の価値の算定は、戦略計画に含まれていた。別なところでは、CBDの本予算の中で支援すべきABS活動は何かが議論された。国際ABS体制の運用に必要な予算は、体制自体が採択されたところで、補正予算の中で扱ってほしいとの願望から、本予算には入れないとする提案が出されたが、一部のものはこれを「楽観的」と決め付け、他にも「不適切」というものがいた。しかしABS活動については、だれもが、次の2年間予算期間の間に何らかの形で相当な額が必要になるだろうということで、みな意見が一致したようだ。

他方、WG Iでは、草案作成グループが、各国の領海を越えた海洋地域の生物多様性を議論する国連総会に対するCBDの役割を規定した一連の条項と取り組んだ。参加者は、各国の主権や領海を越えた海域で、保護の必要があるところの世界インベントリを作成するという提案が目の目を見るかどうか、憶測していた。地球工学的措置のモラトリアムの可能性についても非公式な意見交換が行われ、世界的な規制枠組の設置という、モラトリアムを外す条件の一つがどうなるかをめぐって憶測が交わされた。

GISPRI仮訳



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



生物多様性条約COP10ハイライト

2010年10月22日 金曜日

第1作業部会（WG-1では山岳地の生物多様性および内陸水に関する決定書草案の検討が行われ、第2作業部会（WG-2）ではGBO3、条約および戦略計画の実施、国別報告書、多年度作業計画（MYPOW）に関する決定書草案が取り上げられた。ABS交渉は、緊急事態、伝統的知識（TK）、遵守、および前文が焦点となった。また、様々なコンタクトグループおよび非公式の会合が日中から夜遅くまで開催された。

第1作業部会 (WG-1)

山岳地の生物多様性: 参加者は決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.1)について検討した。EUは、作業計画はCBDの3つの目的に沿って実施しなければならないと強調する前文を追加し、本文中の利益配分の記載を削除することを提案したが、後者についてインドネシア、ブラジル、中国が反対した。非公式協議の後、「3つのCBDの目的をバランスのとれた方法で」実施すると記載する前文を新たに盛り込み、さらにこれを決定書本文中にある、保全や持続可能な利用、利益配分に関する記載と置き換えて使用することが合意された。

ニュージーランドは、締約国に対し、持続可能な山岳地開発と両立しうる農業、林業および酪農業の慣行を促進するよう「要請」というより「奨励」することを提案し、参加者の合意を得た。中国は、「人間と競合しうる動物、特に大型捕食動物」に関する地域戦略策定についての記載を削除するよう提案し、カナダ、コスタリカ等がこれに反対した。非公式協議の後、地域協力を奨励する幅広い規定の中に同文を盛り込むことで合意された。

ニュージーランドは、人間の福利 (well-being) に関する記載を削除するよう提案し、EU、アフリカン・グループがこれに反対を唱えた。結局、「それゆえに人間の福利の確保に寄与する生態系サービスの提供」と記載することで合意となった。こうした点やその他の些少な修正を経て、決定書草案が承認された。



内陸水: 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.2)の検討が行われ、脚注に生態系サービスのための支払いを定義することが決定した。ニュージーランドは、貧困緩和はCBDのマンドートの範囲を超えているとの懸念を表明した。Hufler議長は、貧困緩和に寄与するCBDの役割について言及することを提案し、参加者もこれに同意した。ペルー、ジャマイカは、各国の算定に関する議論は戦略計画の下で進行中であると、各記載を括弧書きにするよう要請した。

その後、「水の安全保障」の定義が議論の焦点となり、脚注に全般的な定義を挿入することが検討された。ブラジル、EUをはじめとする国々は、この問題をケースバイケースで取り扱うことを提案し、これが合意された。オーストラリアは、アジェンダ21の文言を使用することを提案し、アフリカン・グループがこれを支持した。増大する都市人口向けの水の供給を扱ったパラグラフについては、「高効率の適切な品質の水を供給し、それにより都市部の水供給に寄与する」と修正された。科学と政策の連係に係わるパラグラフ中に、「水の安全保障」をどうやって盛り込むかという点で合意に至ることができず、一週目のWG 1は閉会となった。

第1作業部会 (WG-1)

生物多様性2010年目標の進捗状況とGBO: 参加者は、GBO 3に関する決定書案

(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.1)の検討を行った。EUは、資金問題について平行して行われている議論を中断し、事務局がGBO関連の活動を行うよう要請する規定部分に括弧をつけるよう求めたが、ブラジル、メキシコ、南アフリカは、こうした活動は資金源の利用可能性に左右されるとして、これに反対した。その後の議論で、同規定は資金問題に関する平行した議論に従うと記した脚注を挿入することとなった。

EUは、IPBESが設立される場合は、IPBESとの連携および相乗効果に関する規定を括弧で囲むよう求めたが、ブラジル、メキシコ、エクアドル、南アフリカが反対した。オーストラリアは、決定書のIPBES運用に関するすべての記載を条約に移行するよう提案し、EUが支持を表明した。議論の後、EUは「設立される場合」という記載が削除された場合は括弧を削除することということで同意した。

条約および戦略計画の実施: 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.2)が検討された。ガーナは、生物多様性関連の他の国際条約の戦略計画の実施における役割、およびフォーカルポイントのNBSAPの改正への関与について、前文に記載することを提案した。EUは、キャパシティビルディング活動、2010年目標未達の詳細分析、および生物多様性の関連部門との一本化に関する諸ガイドの作成は「資金源の利用可能性を前提とする」との案文を提案したが、ブラジル、ヨルダン、マレーシア、ケニア等がこれに反対した。ケニアは、野心的な目標を実施するための実質的な資金源が必要だと強調した。ガンビアは、対応すべき課題を限定するための資金源の検討を利用することに釘を刺した。EUは、自らの懸



念は予算グループ内の議論を予断することではないと説明した。メキシコは、優先順位は作業部会で設定されたものであり、予算グループで設定されたものではないと主張した。すべてのCOP決議は資金の利用可能性が前提とされていると指摘しつつ、ジンバブエは、資金の利用可能性についての記載を「保留」することを提案した。決定書草案については時をあらためて検討される予定だ。

各国の報告: 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.3)に関する議論の中で、EUは、第5回国別報告書のためのガイドラインはCOP 11からの追加的指針によって補完されうると示唆した。

報告様式については、ニュージーランドが、まず共通様式を参照するものとし、適宜、ナレーション方式を利用することを提案した。カナダは、柔軟性の必要性を指摘し、共通方式の利用に懸念を示した。ヨルダン、資金の利用可能性に左右される報告書作成マニュアルの翻訳版作成の記載に反対し、EUは、それを削除することに合意した。締約国ができるだけ速やかに作業を開始するよう要請されることに関して、リベリアは、時宜にかなった方法で資金メカニズムから必要な資金を獲得することが困難だと指摘した。Luna議長は、事務局が決定書草案をしかるべく修正すると示唆した。

MYPOW および 会議の頻度: 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.4)が検討された。COP 11 および 12の議題について、南アフリカ、マレーシア、ベニン、ブルキナファソが、ABS 議定書周辺の括弧書きを削除し、その実施という記載を追加するよう要請した。

EU、メキシコ、ウクライナ、日本、マレーシア、グルジア等は、2015年以降のCOP会議の頻度については、再検討の対象とするという案を支持した。EU、日本は、資金問題に関する議論の結果を待つて、COP 12までの会合間に2回のSBSTTA会合を開催するという一節を括弧でくくるよう要請したが、メキシコ、マレーシア、グルジアがこれに反対した。その後、今週のWG 2は閉会となった。

ABSに関する非公式諮問グループ

前文: ICGの議論のなかで、カナダは、反対という指示に変化はないことを示しつつ、UNDRIPに関するパラグラフを括弧書きのまま維持するよう求めた。議定書はILCの既存の権利について減少または廃止させると解釈されえないことを再確認するパラグラフについては、カナダ、ニュージーランド、およびGRULACが提唱している代替修正案に関する議論を回避するため、「既存の」および「または廃止」という文言を削除することが決まった。

遵守: Shikongo および Lago 共同議長案が少人数グループで討議された。この議長案は、遺伝資源の利用国は、国内法が義務付けている通り、指定されたチェックポイントで情報提供を行うものとし、関連情報の提供を怠った場合は、さらなる加工に関連する適用に影響を及ぼすと記載するものである。案文には、脚注として、同提案は合意または交渉されていないが、今後の作業のたたき台となると認識さ



れ、チェックポイント(第13条(1)(a)項)、国際認証(13条(3))、および強制的な情報公開義務の非遵守に関する規定(第13条bis)の下での文言を今後、置き換えると説明することで参加者の合意をみた。国際ABS オンブズマン制度(14条bis)の規定に関する予備会合が開かれた。一部の参加者はそのコンセプトを歓迎し、国家レベルの類似ツールを強調しつつ、技術的、法的支援が必要だとし、同制度の設置をめざし、採択後の運用ルールの詳細を詰めるよう提案した。一方、ある途上国の参加者は、国際オンブズマンと国内事情との関係や遵守関連の第12条~14条との関連と重複の可能性などの法的問題を指摘した。

チェックポイントや情報公開義務、国際認証などの懸案事項を取り上げるためのクロズドグループが設置された。

公知となっている伝統的知識(TK)：締約国は、伝統的知識の利用者が利益配分の協定を締結するため「必要に応じて、措置を講じる」が、細かい問題や新たな改正事項の多くで合意に至らなかったため、さらなる非公式協議が必要となった。

全体会合(プレナリー)

WG-1のHufler議長は、海洋の生物多様性、気候変動、バイオ燃料およびジオエンジニアリングについてはコンタクトグループと非公式グループでの作業が続けられるが、山岳地の生物多様性に関する決定書草案は採択されたことを報告した。WG-2のLuna議長は、決定書草案がいくつか採択され、戦略計画および資金動員戦略で進展がみられたと報告した。ICG共同議長のCasasは、ABS議定書案と、分野横断的テーマや遵守、適用範囲などを含む懸案事項での進展について概要を報告した。Hodges共同議長は、ICGの期限延長を提案し、議長からの指示を再考するよう参加者に求めた。

韓国は、国際的なABS議定書の締結に向けて努力を倍加させるよう呼びかけた。EUおよびGRULACは、ICGのマンデート延長を支持し、アフリカン・グループとともに、皆が合意できる議定書について緊急に作業する必要があると強調した。その後、全体会合でICGのマンデート延長案が承認され、週末の議論が可能となった。予算グループのHunter議長からは、2つの主要な会議のため任意の資金拠出が必要と指摘しつつ、着実な進展と懸案事項について報告があった。

シビルソサエティ(Civil Society)の代表は、強い執行力と遵守措置を備え、ILCやUNDRIPの尊重を担保するABS議定書の採択を求め、歪んだインセンティブやグリーン開発メカニズム、ジオエンジニアリング等のリスクを伴うアプローチは回避するよう求めた。青年(Youth)の代表は、生物多様性の損失に歯止めをかけ、野心的な2020年までのターゲットを採択するために、追加的で十分な資金供給を求めた。



組織的な問題: 下記のCOP 10ビューロー候補者が全体会合の承認を得た。: CEEグループ代表 : Snežana Prokić (セルビア)および Ioseb Kartsivadze (グルジア)、アジア太平洋代表 : Akram Eissa Darwich (シリア)および Chan-woo Kim (韓国)、GRULAC代表 Spencer Thomas (グレナダ) および José Luis Sutura (アルゼンチン)、WEOG代表 Andrew Bignell (ニュージーランド)、アフリカン・グループ およびEU : 後の段階で推薦者名を提出予定。その後、全体会合で信任状について報告が行われた。

コンタクトグループおよび非公式会合

ジオエンジニアリング: ジオエンジニアリングの定義に関して進展があり、定義を脚注に入れることが検討された。その後は、COP 11での検討をめざしてジオエンジニアリングの透明かつ効果的な管理および規制枠組みを築くためのメカニズムについて検討するよう事務局に要請するという新たなテキストが検討に付され、そうしたメカニズムが既に存在しているのか、それらが生物多様性に関連した気候重視のジオエンジニアリングに特化しているのか等という点を討議した。

さらに、管理された設定の中で実施されるような小規模な科学研究を例外とすることを検討しつつ、今後の猶予期間（モラトリアム）に関する表現についての議論が進められた。また、「制限された」環境で実施すべきかという点、国家管轄権または国家監督機関の監督に従うべきか、越境的な害悪が生じないように確保すべきか等という点も討議された。ある締約国は、「実質的な」越境的害悪の回避と言及することを提案したが、他の国々がこれに反対した。NGO代表らは、国際法の侵害にあたと警告した。Korn議長は、CBD締約国の管轄または管理または管理下での活動が、他国またはいずれの国の管轄にも属さない区域の環境に損害を与えないよう確保する件に関するCBD第3条に言及することを提案した。また、CBD COPの決議が各国の管轄が及ばない区域におけるジオエンジニアリングへの対応の範囲についても簡単な討議が行われた。Korn議長は、さらなる検討のための改訂版ノンペーパーの作成を事務局に提案した。

気候変動: リオ条約間の協力に関する文言についての審議が続けられ、以下の点について合意が成された。すなわち、他のリオ条約の事務局に共同活動を展開するための提案を伝えるよう事務局に要請することや、Rio+20 サミット前に予備的な合同会合を開催する可能性を模索するよう各COPに招請し、そうした作業に関するサミット準備局に相談することである。その後、REDD+に関するテキストについて、土地保有や、ILCの権利、生物多様性の共同便益および生態系サービスに関する記載についての議論を行いつつ、討議された。一部の参加者からは、「生物多様性セーフガード（保護条項）」の記載について、これはUNFCCCの下で合意されておらず、処方的な文言によって現在進行中のUNFCCC交渉を予断しかねないと懸念する声があがった。ある先進国代表は、ILCへの負の影響を予防することは



CBDのマンデートの範囲外であると論じた。その後、政策決定および実施におけるILCの参加を確保する必要性を考慮しつつ、REDD+からの生物多様性に対する利益を拡大し、負の影響を予防するという修正テキストが検討に付され、国内法に従って土地所有と土地保有についても検討した。ILC代表と先進国グループは、代替案として原文の文言維持を求めた。

戦略計画: 戦略目標および注目される2020年までのターゲット が取り上げられた。すでに知られた絶滅危惧種の減少や絶滅の防止について言及するという目標については、種の絶滅および/または減少について盛り込むかという問題や、国家レベルでの2020年ベースラインか、地球規模のターゲットを盛り込むかという問題について意見の一致が見られなかった。また、ターゲット自体も意見がまとまらなかった。一部の途上国は、生息域外保全によるお粗末な結果を考慮に入れつつ、国家レベルで種の絶滅を防止する野心的なターゲットの実現に向けた課題を指摘した。交渉は夜にも続けられた。

資金問題: 資金メカニズムに関する共同議長提案についての議論がつづけられた。付属書の総合指針を含めた、資金メカニズムへの指針の再検討が取り上げられた。一部の途上国は、総合的な指針の修正を提案したが、COP 9 およびWGRI 3で合意されたテキストを改めて検討することはしないよう警告した。先進国は、締約国およびILCを含む関連する利害関係者に対し、今後の計画の優先順位策定に関する情報提供や意見提出を招聘する文言を追加することが提案され、締約国もこれに合意した。次に、GEF第6次資金補充に向けたCBD実施に必要な資金の完全なアセスのための委託条件（TOR）の議論へと移った。議論は夜も続けられた。

第8条(J): 議長の友グループでは、ABS交渉の結果を待つ間、ABS議定書制定のための特殊なシステム (*sui generis*) の言及については括弧書きを残すことで合意となった。慣習的な利用についてのワークショップに関しては、本件に関するサブミッション提出要請や会合文書の作成およびワークショップの成果を第8条(j) 項MYPOWに盛り込むべきかどうかという点が議論された。第8条(j)項 ワーキンググループ 7での突っ込んだ対話については、ある政府代表から利益配分のための手続きに焦点をあてることが提案されたが、参加者の多くが気候変動を重視する方が良いとの意見だった。その点から、緩和を適応と一緒に検討すべきかどうかという議論がなされた。また、適応に関してTKを参考にするという規定の表記の書き換えや気候変動の緩和についてのILCの見解が議論となった。その後、ILC によって「伝統的に占有されていた土地および海域」 について言及する倫理行動規定案における括弧書きおよびかれらのPICあるいは代案として「承認」について夜遅くまで議論された。



廊下にて

金曜日の中間全体会合では、ABSや戦略計画、資金問題以外の「ホットな問題」が明らかになった。それが、REDD+、バイオ燃料、**ジオエンジニアリング**のいわゆる「気候トロイカ」問題で、それぞれが個別の小グループで討議された。こうしたグループ会合の雰囲気については、ABSプロセスでの「一言一句、1コンマずつ」という交渉に類似しているとのことで、「ここでは現実の問題が危うい状況にある」との感想を漏らす者もあった。他方、「こうした問題に対してCBDで出来ることには限界がある」ため、実際はそれほど硬直したムードになく、誇張されているとの意見もあった。現実の決定は、UNFCCCを中心とした他の国際会議の場で行われるのだろう。しかし、**ジオエンジニアリング**やリオ条約間の協力に関する動きは、「堂々めぐりをしている」と称されることが多い、国家の管轄域外の海洋の生物多様性やREDD+、侵略的外来種などに関する議論と対照的であった。

夕方からは少人数グループでの作業が続けられたが、ABS交渉の参加者は共同議長から「美味しいディナーを食べて少し休むように」という指令を受けていた。これは、夜間の追加会合によって第1週のABS交渉を特徴づけた積極的なムードが減退することを心配した議長の計らいによるものである。情報公開義務やチェックポイント、緊急事態などの中核的問題の他にも、前文でのUNDRIPの記載の括弧書き等の当たり障りがなさそうな問題についても、本国政府との相談が求められる政府団には絶対に小休止が必要なのだとの数名の出席者は示唆していた。しかし、ILCにとって重要なそうした記載は条約において「頭を悩ますような問題」ではないと指摘し、この問題の議論を繰り返すことでレジームの要の問題の解決に費やすための貴重な時間が無くなってしまおうとの懸念があがっていた。ABS交渉がつかずくとすれば、それは遵守絡みの問題だと見る向きがほとんどだったが、それでも、その他の問題の議論での参加者の苛立ちがつのれば、手強い交渉と信頼醸成というデリケートなバランスがあっけなく壊されかねないとの不安視する声も聞かれた。

GISPRI仮訳



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

Vol. 09 No. 540

2010年10月26日(火)

CBD COP 10ハイライト

2010年10月25日月曜日

午前中のプレナリーでは、ABSに関する週末の協議の結果が報告された。ワーキンググループIおよびIIは、数件の議題項目に関する決定書草案について議論した。ABSの交渉の焦点は、遵守、序文と緊急事態（第6条）であった。日中、少数のコンタクトグループ会合、非公式グループ会合が開催され、夜に入っても続けられた。

プレナリー

ICG共同議長のCasasは、ABSに関する週末の協議について報告し、特に次の点を強調した：アクセス（第5条）に関し大きな進展があった；利用と誘導体に関する未解決の問題では用語の問題が議論された（第2(c)条(c)項）；スコープに関しては一定の進展があり、文書構成が短縮され改善されたが、時間的範囲および管轄区域の問題に関しては保留問題が残った（第3条）；遵守関連の問題では進展があった（第13-14条bis）。その後、プレナリーは、ICGの マンデート延長を承認した。

ワーキンググループ I

参加者は、海洋生物多様性およびバイオ燃料に関するコンタクトグループ、ならびにジオエンジニアリング的措置に関する議長の友グループの報告を聞いた、いずれも審議を終わらせるにはさらに時間が必要だと述べた。気候変動に関するコンタクトグループ議長のHesiquio Benitezは、コンタクトグループの成果をワーキンググループに提出することを提案し、リオ条約との協力に関する文書およびREDD+の3つのオプションに関する文書での進展を指摘した。議長のHuflerは、REDD+の議論を継続するため、議長の友グループを結成した。

内陸部水系：参加者は、決定書草案の議論を続け、生態系サービスに対する報酬の支払い、内陸部水系生物多様性と乾燥地帯および亜湿潤地帯の生物多様性の関係、水系の安全保障に関する記述に焦点を当てた。ブラジルは、「水系の安全保障」を定義づける必要があると繰り返した。EUは、「適切な量と質の水の供給」という用語に置き換えるよう提案した。参加者は、結局、科学と政策の協調、および自然科学と社会経済学との統合、特に生物多様性の学際的主題、たとえば、適切な量および質の水の安全保障、貧困削減、持続可



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

能な発展およびMDGsの達成における統合の必要性を認識することで合意した。参加者は改定された決定書草案を採択した。

保護区域：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.3）について議論した。

実施の強化：EUは、ドミニカ共和国およびアルジェリアとともに、PAsにおいて持続可能な利用を求めるパラグラフの中に「管理目的に則り」という表現を入れるよう要請した。PAの利益に関する認識啓発に関し、参加者は、気候変動の適応と緩和、および貧困撲滅を含めたMDGsの達成に関し記載することで合意した。

持続可能な資金：締約国の資金的ニーズ表明の要請に関し、参加者は、LifeWebイニシアティブについて記載し、資金提供国および資金が提供できる立場にある諸国に対し、資金的ニーズを支援するよう求めることで合意した。参加者は、GEFに対するガイダンスを提案する全ての文章を、資金問題を議論するグループにまわすことで合意した。

気候変動：参加者は、次の点で合意した： PAネットワークの計画および気候変動適応および緩和措置の計画作成に関し、関連する各国の政府当局および利害関係者が利用できる開発ツールを求めた文章から、括弧を取り除く；事務局に対しPAsの役割に関する合同連携グループの特別会議を開催するよう要請する文章に代わり、リオ条約間の共同活動開発の提案を伝える際は PAsの役割を確実に入れるよう求める文章とする。

その他の問題：参加者は、海洋生物多様性コンタクトグループの成果が出るまで、MPAsに関する文章を括弧書きとすると決定した。PA生態系および生育地の回復に関しては、生態系回廊（corridors）の範囲に関する議論の後、ペルーは、ブラジルと共に、PAシステムの効果を高めるよう締約国に求める文章の中に「保全措置」を入れるよう提案した。PAsに関するIUCN世界委員会および他のパートナーと協力し、PAsの価値、コスト、利益を計算する既存の方法論およびガイドラインの探求、評価を行う件に関し、ベラルーシは、事務局に方法論の指標開発を要請すると付け加えるよう提案した。参加者は改定された決定書草案を承認した。

持続可能な利用：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.4）について議論した。カナダは、野生動物の肉（Bushmeat）に関するリエゾングループの提案を「歓迎する（welcome）」のではなく「留意する（take note of）」とし、この提案を決定書の附属書にするのではなく、関連するSBSTTA文書（UNEP/CBD/SBSTTA/14/7）に言及することで合意した。LifeWebイニシアティブをPAsの資金調達に関するクリアリングハウスとして利用するよう締約国に求める件では、ブラジル、中国、EUが、IUCNカテゴリーまたは他の分類に特に言及する箇所を「適切ならば（as appropriate）」と置き換えるよう提案し、参加者も結局はこれに同意した。

ペルーは、生物多様性と、開発、貧困根絶を結びつけるイニシアティブおよびUNCTADのBioTradeイニシアティブを歓迎し、これを強化するよう提案した。EUは、景観の観点から生物多様性の持続可能な利用を改



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

善する方法、たとえば、セクター別政策、国際的なガイドライン、認証スキーム、持続可能な林業や農業のベストプラクティスなどの情報を取りまとめるよう、事務局に要請することを提案した。参加者は、この提案に同意したが、ブラジルが反対した認証スキームへの言及は除かれた。参加者は、次の問題について議論したが、意見の一致には至らなかった：効果的な市場ベース手法およびそのような手法を示したリストの作成、特に汚染者負担原則、トレーサビリティメカニズムに言及するものの作成推進の要請：生態系規模での持続可能な利用に関する実験モデルへの言及。火曜日にも審議が続けられる。

ワーキンググループ II

資金問題に関するコンタクトグループ共同議長のRobert Lamb（スイス）は、資金メカニズムおよび資源動員戦略の議論で進展があったと報告した。同共同議長は、共同議長の友グループが、資源動員戦略の指標および目標に関する議論を続けたと述べた。

戦略計画に関するコンタクトグループ共同議長のAsghar Fazel（イラン）は、生態系サービスの保持への言及や9つのヘッドライン目標など、2050年ビジョンに関して合意に達し、まだ保留されている目標問題に関する議論を続けたと報告した。同共同議長は、少人数グループが2020年ミッションに関する議論をしていると報告した。SBSTTA議長のSpencer Thomas（グレナダ）は、SBSTTA 14でのヘッドライン目標に関する熱心な議論を想起し、参加者に対し、SBSTTAの成果の健全性を損なわないよう、また作業を重複させないように求めた。

GBO 3：参加者は、将来のCBD実施におけるGBO 3の影響に関する決定書草案

(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.1) を、前回のワーキンググループでの議論で改定されたとおり採択した。

条約の実施および戦略計画：参加者は、改定された決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.2/Rev.1) について議論した。序文におけるCBD 第16条（技術移転）、第20条（資金源）への言及について議論し、第21条（資金メカニズム）への言及を加えることで合意した。ブラジルは、資源動員戦略への言及を要請し、参加者もこれに同意した。参加者は、資金源に関する言及を括弧書きとした決定書草案を採択した。

国別報告：参加者は、改定された決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.3/Rev.1) について、調和のとれた報告ではなく、統合された報告に言及するとの些少の改定を加えて、採択した。

多年度作業計画 (MYPOW) および会合周期：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.4) の協議を続けた。パラグアイとカナダは、2015年以降のCOP会議の周期を検討することを支持した。SBSTTA 会議の周期に関する項目に括弧を残し、決定書草案は承認された。

生物多様性と貧困根絶：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.5）について議論した。コロンビアは、UNCTAD BioTradeイニシアティブへの言及を提案し、スイス、ノルウェー、ウガンダはこれを支持した。ブラジルは、生物多様性と開発そして貧困根絶を結びつける現行のイニシアティブを「歓迎する（welcome）」のではなく「留意する（note）」ことを提案したが、EUは、そのようなイニシアティブ同士のシナジーへの言及を提案した。EUは、さらに、追加の資金を必要とする提案は全て、利用可能な資金源を条件とするよう要請し、ノルウェーもこれを支持した。アフリカン・グループは、これに反対し、この言及は括弧書きのまま残された。その後、決定書草案は改定されたとおりで採択された。

新しく登場した問題：参加者は、合成生物学およびジオエンジニアリング的措置に関する情報を提出しSBSTTAの審議にかけるよう締約国に求めるパラグラフを除いた決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.7）を採択した。

決定の取り下げ：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.8）の審議を行った。ノルウェーは、決定書V/5（農業生物多様性）のパラグラフ24、細胞質の安全かつ持続可能な利用のための国際的および国内的アプローチにおける遺伝子の利用制約技術に関するジェネリックな懸念の扱い方を検討するよう締約国に求めるパラグラフは保持するよう提案した。ブラジルは、決定書IX/29（条約の運用）のパラグラフ16、全ての決定書の全文を、既に取り下げられた要素を明示した上で、CBDのウェブサイトに掲載し続けるよう事務局に要請するパラグラフへの言及を提案した。この決定書は改定されたとおりで承認された。

技術移転および技術協力：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.9）について議論した。EUは、現在の活動およびギャップに関する情報の分析および普及を行うよう事務局に要請することは、利用可能な資金源を条件とするよう提案したが、ウガンダはこれに反対し、この項目は括弧書きで残された。さらにEUは、ギャップ分析の結果は、締約国が提出する技術的なニーズ評価の取りまとめと共に、COP 11に提出することを提案した。決定書草案は改定されたとおり採択された。

国連生物多様性の10年：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.10）を改定せずに採択した。

性差別問題の主流化（GENDER MAINSTREAMING）：参加者は、事務局が性差別問題行動計画の実施に関して行う作業は利用可能な資金源を条件とするとの記述を括弧書きとし、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.11）を採択した。

CEPAおよびIYB：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.12）について議論した。タイは、地域および小地域の評価への言及を含める要請を繰り返した。参加者は、ABS関連の言及を括弧書きとし、決定書草案を改定されたとおり採択した。

ビジネスの参加：参加者は、EUが要請したとおり、全ての作業は利用可能な資金源を条件とするとの記述を括弧書きとし、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.13）を採択した。

科学的、技術的協力およびCHM：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.14）について議論した。中国は、インターネットベースのコミュニケーション改善、および全ての国連公用語への翻訳を確保するとの自国の要請を繰り返した。conservation commonsに関し、EUは、生物多様性関連のデータに対する自由かつオープンなアクセスを「推進する（promote）」よう要請し、ブラジルは、これとは異なり、保全目的の情報およびデータに言及することを求めた。改定された決定書草案は、資金源への言及を括弧書きとしたまま、採択された。

成果本位のゴールと目標：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.15）について議論し、EUは、適格な締約国のキャパシティビルディングを支援するようGEFに要請することは支持できないと指摘した。参加者は、EUのコメントに留意した上で、改定されないままの決定書草案を採択した。

第8(J)条：ILCの参加：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.16）について議論した。EUは、資金源の利用可能性を条件に、地域社会の教育および啓発の資料ならびに電子的なコミュニケーションメカニズムの開発努力を続けるよう事務局に要請することを求めた。資金源に関する言及を括弧書きとした決定書草案が採択された。

各国の特別な制度（Sui generis システム）：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.17）について議論し、ABS議定書とCBDのsui generisシステムに関する作業との関係に焦点を当てたが、合意にはいたらなかった。本決定書は、ABSに関する記述を括弧書きに残し、採択された。

GSPC：参加者は決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.18）について議論した。EUは、予算グループでの議論に留意し、GSPCに事務局の職（ポスト）を置くために必要な資源探求を事務局に要請した箇所の削除を提案した。ブラジルとヨルダン、これに反対し、ブルキナファソとメキシコは、資金は本予算以外の資金源から獲得できると指摘した。このパラグラフは括弧書きのまま残された。

GSPCの目的に関し、EUは、植物の多様性の保全および持続可能な利用や、植物性遺伝資源の利用により得られる利益の公平かつ平等な分配に言及するのではなく、3つのCBDの目的に関する一般的な表現にとどめることを提案した。ブラジル、マレーシア、その他はこれに反対した。シンガポールは、GSPCに真菌類（fungi）を入れるよう提案し、インドネシアもこれを支持した。決定書草案は、後日検討される項目は括弧書きで残り、改定されたとおり採択された。

南-南協力：参加者は、南-南協力のMYPOWに関する決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.19）について議論し、韓国は、南-南協力のロードマップに関するCBD事務局との合意に焦点を当て、2011年に専



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

専門家会合を主催する用意があると表明した。日本は、南一南生物多様性協力基金を設立するよう GEF に要請する運用パラグラフについて、これを支持する権限を有していないと指摘した。参加者は、日本の懸念を指摘した上で、決定書草案を採択した。

ABSに関する非公式協議グループ

午前中、遵守に関する少人数グループの共同議長 Alejandro Lago は、週末の交渉結果について報告し、次の項目では限定的な進展があったと強調した：遵守の国際認証における最小限の中身；チェックポイントへの情報提供要項；チェックポイントの可能なリスト。同共同議長は、締約国に対し、これまでの各国の立場、地域の立場に立ち戻らず、合意した共通の土台の上に築く努力をするよう求め、議定書において、全ての問題の詳細を記載する必要はないと指摘した。ICG 共同議長の Hodges は、利用や誘導体に関して行われている協議の内容について報告し、合意にはいたっていないと指摘した。同共同議長は、遵守に関するグループに対し、非公開の締約国のみの会合で審議を続けるよう求めた。

午後、日本の近藤昭一環境副大臣は、交渉の最終決着を図るよう参加者に求め、生物多様性に関する国連総会ハイレベルイベントで、全ての国が COP 10 での ABS 議定書採択に合意したことを想起した。

遵守に関する少人数グループ共同議長の Sem Shikongo は、同グループでは「危機 (crisis)」があったが、合意された文書の議論を再開せず、追加された問題は別なパラグラフで扱うことで合意し、この危機を克服したと報告した。

アフリカン・グループは、時間範囲に関する同グループの立場を繰り返した、すなわち、議定書の発効前に入手された材料の継続利用により生じる利益は分け合うという道義上の義務がある。議定書はそのような利益配分を「奨励 (encourage)」すべきであり、そのような材料の新たな利用から生じる利益については、二国間の PIC や MAT メカニズムと並行して、可能な多国間のメカニズムを通して、配分する法的義務があるという立場である。

夕方、遵守に関する少人数グループの共同議長 Shikongo は、同グループがチェックポイントの議論の中でおきた新たな「危機」を克服する方法がまだ見つからないと報告した。同共同議長は、妥協案をベースにした交渉継続について、特に途上国では行為が継続しているが、交渉グループはこれに反対していると述べた。ICG 共同議長の Hodges は、「小地域 (sub-region)」の問題は、妥協案がなぜ受け入れられないのか、交渉継続には何が必要かを示していると示唆した。その後、同共同議長は、少人数グループ共同議長に対し、遵守に関する交渉推進を続ける意思があるかどうかたずねた。Sem Shikongo (ナミビア) は受け入れたが、Alejandro



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

Lago (スペイン) は拒否した。アフリカン・グループは、合意する余地がある限り交渉を続ける意思があると強調した。

非公式協議後、Hodgesは、少人数グループの両共同議長が、遵守に関する交渉推進を続けることで同意したと発表し、ICG 共同議長は、火曜日午前中、今後の進め方に関して一連の二者間協議を行うと述べた。Lagoは、満場の拍手の中、拍手をするのではなく、解決策を打ち出すよう参加者に求めた。

序文: René Lefeber (オランダ) と José Luis Suter (アルゼンチン) が共同議長を務める少人数グループは、次の項目を決定した：一般的な導入部分、マンデート、関係、TKに則り、序文を書き直す；ワーキンググループのマンデートに関するパラグラフをCOP決定書に移す；議定書の該当する運用規定が最終決定されたところで、TKおよびスコープに関するパラグラフを検討する。参加者は、生物多様性の経済価値に関する啓発や配分は保全や持続可能な利用の重要なインセンティブであると認識し、CBD第15条（遺伝資源へのアクセス）を想起し、MATの交渉における公平性と公正さを推進し、食料および農業の遺伝資源に関する相互依存性、これらが食料の安全保障上で重要であること、ITPGRの役割、農業部門の特性や明確な解決策を認識することで合意した。また参加者は、現行プロセスへの言及および他の条約との関係についても議論したが、意見の一致には至らなかった。

緊急事態 (第6条) : 参加者は、食料や農業での遺伝資源の重要性、これらの資源が食料安全保障や気候変動の適応および緩和で果たせる役割についての記述を保持することで合意した。セクター別アプローチに関し、同グループは、締約国は実施におけるセクター別アプローチを「適切な場合、また可能な場合は奨励する」べきだとの記述で合意した。参加者は、多少の議論の後、「遵守および公平かつ公正な利益配分へのアクセスに関する規定を含める」と付け加えたとのGRULACの提案に同意した。参加者は、取引され商品として利用される生物資源に影響を及ぼさないABS法に関する言及を、スコープの中で取り上げるとの理解に則り、削除することで合意した。

コンタクトグループおよび非公式協議

ジオエンジニアリング的措置: 提案されているモラトリアムに関し、参加者は、結局次の言及をすることで合意した：生物多様性に関する顕著な影響または悪影響ではなく、CBD 第14条（影響評価と悪影響抑制）に言及する；モラトリアムの条件としてジオエンジニアリング措置を管理規制するメカニズムを設置するのではなく、ジオエンジニアリング的措置を科学ベースで、透明性があり、効果的に管理、規制する世界的メカニズムがないことを考慮に入れるとの表現にする。参加者は、この内容において各国の領土領海への言及を排除することでも合意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

参加者は次の点について合意した： COPで審議する前に、SBSTTAにおいて既存の世界的メカニズムにおけるギャップの研究に焦点を当てて審議する；結果を関係機関に連絡する；そのようなメカニズムをCBDの下に置かないのが最善である可能性に配慮する。

バイオ燃料：参加者は、週末に共同議長が作成したペーパーをベースに審議を続けるかどうか、議論し、先進国および途上国の数カ国は、このペーパーではなく、以前に事務局が作成したノンペーパーを用いるよう要請した。参加者は、結局、事務局のノンペーパーをベースに審議を続けることで合意し、適切な場合は、共同議長文書の要素を取り入れることとなった。

序文に関し、参加者は、共同議長文書にある新しい表現を、多少の修正を加えて用いることで合意した、たとえばバイオ燃料が気候変動の緩和に貢献できる可能性についての記述、バイオ燃料技術の応用がバイオマス需要の増大を招く懸念の記述などである。

運用文書に関し、参加者は、共同議長文書の新しい表現を入れることで合意し、社会経済的条件の中に、土地保有に関する安全保障が含まれると説明し、ある途上国は、土地所有権の安全保障について国際的定義がないことへの懸念を繰り返した。数カ国は、水問題を含めるよう提案したが、一部の先進国が反対した。

その後、参加者は、「適切な場合は各国の政策、法制、慣習法を条件として」バイオ燃料の影響に関する科学的評価を行う場合には、ILCsの持続可能な農業手法および食料安全保障を尊重するため、ILCsと協力するよう各国政府に求めるかどうか検討した。参加者は、「生物多様性の価値が高い分野およびILCsにとり重要な分野」では、生物保全措置を行うよう求めることで合意した。

REDD+：参加者は、昼食時に会議を開催し、REDD+に関しCPFと協力するよう事務局に要請するオプションの3件について議論した。焦点が当てられたのは第3のオプションであり、このオプションでは事務局に対し、REDD+の議論に助言をし、それによりCBDの目的と合致させるよう要請する。ある地域グループは、生物多様性セーフガードに特に言及するよう要請したが、他の多数の国は、この概念はまだ受け入れられておらず、火曜日に開催されるREDD+の特別閣僚会議セグメントの議論に予断を与えるべきでないとして強調した。結局、参加者は、第3のオプションをベースに作業することで合意し、この箇所全体を括弧書きとして残し、さらに次の特別な記述も括弧書きとした：締約国との効果的な協議およびILCsの参加；「関連のセーフガード」の作成、促進、支援；生物多様性に関する影響をモニタリングするメカニズム。一部の参加者は、依然、「生物多様性セーフガード」の開発可能性に言及する第1のオプション保持を求めている。

戦略計画：午後、少人数グループは会合し、ABS、第8(j)条、資源動員に関するヘッドライン目標を検討した。夕方、コンタクトグループが会合を再開したが、助成金を含めたインセンティブに関する第3目標では合意に達せず、2つのオプションが残された；一つは、CBD第22条（他の条約との関係）との一貫性に関するも



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

の、もう一つは、他の関連する国際的義務との一貫性に関するものである。2020年までに決定されるべきPAsの%目標および2020年までの自然生息地喪失を削減する目標は、保留のまま残された。後者に関しては、一部の国が「少なくとも半減する」とし、「実施可能な場合には、ゼロに近づける」との記述を希望したが、多数の途上国が、「ゼロに近づける」との記述を主張した。ある地域グループは、森林に特に言及するよう要請したが、多様性の大きい（megadiverse）諸国の一部は、他の生態系への言及を求めた。他の諸国は、特定の生息地に関する記述を全て削除するよう提案した。参加者は、意見対立のあった目標を後日の議論にゆだねることで合意し、他の目標の議論を夜まで続けた。

資金問題：コンタクトグループは、午後、会合し、資金メカニズムに関する共同議長案の議論を続け、TORsの効果性に関する第4回レビューのためのTORsの改定に焦点を当てた、この中には、実施に関する基準および手順も含まれた。ワーキンググループIIでの議論のため決定書草案が作成される。

海洋および沿岸域の生物多様性：昼食時、コンタクトグループは、海洋の肥沃化を抑制し、その結果に関する研究や知識の向上を図るよう求める表現について議論し、多数のものが、海洋肥沃化に関する決定書IX/16Cに則り、海洋の肥沃化は起こっていないとする表現の再挿入を要請した。

MPAsの世界システムのネットワーク特性改善に関し、ある途上国は、「各国の領海、領土の下、またはそのような措置を採択する資格を有する国際体制を条件とする区域での」MPAsで、生態系を代表し、効果的に管理されるものを確立するよう求めたが、別な途上国は、「領海、領土」との用語を避けるよう求めた。議論は夕方から夜まで続いた。

廊下にて

ABS交渉は、少人数グループが危機モード突入を阻止しようと繰り返し努力してきたにもかかわらず、夕方早く、遵守に関して危機モードに突入した。少人数グループの共同議長は、行き詰まりを打開する方法が見つからず、「危機をICGの手に戻す」と発表した。これはABSプロセスの崩壊が近いとの憶測に新たな火をつけた。主な疑問は、チェックポイントに関する妥協案の議論を拒否しているある小地域グループが、「リスクのある賭け」に出たのか、それとも実際にマンデートの底を打ったのかどうかである。後者だと確信するある参加者は、交渉の継続に対する深刻な懸念を表明した。一部のものは、ABS議定書が採択されないなら、これらの項目についてもボイコットするとの途上国の脅しが本気なら、COP 10が、ABS議定書も戦略計画、あるいは資金関連の決定も行うことなく終わるという終末的シナリオさえ描いていた。他のオブザーバーは、ABSでの実質的な何かを欲しいと求めるものが、海洋生物多様性など、「パッケージ」を越えた他の議題項目まで人質にとっていると指摘した。別な参加者は、閣僚レベルでのABSの交渉に向け、切り札が隠



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

されている可能性があるとし、CBDの第3の目的実施のため、一生で一度の機会をつかもうと、途上国閣僚を支援するトップクラスの交渉担当者数名が到着したことを指摘した。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

Vol.09 No. 541

2010年10月27日(水)

生物多様性COP 10ハイライト

2010年10月26日 火曜日

第1作業部会では、持続可能な利用、森林の生物多様性、乾燥地および亜湿潤地、GTI、インセンティブ、IASについての決議案が取り上げられた。第2作業部会では、新たに生じている問題や、他の条約との協力、IPBES、都市行動計画についての決議案が検討された。ABS交渉では、遵守、TK、COP決議案が争点となった。夕方からの全体会合ではこれまでの進捗を振り返った。いくつかのコンタクトグループおよび非公式グループの会合は日中から夜遅くまで開催された。

第1作業部会 (WG-1)

海洋の生物多様性、およびバイオ燃料に関するコンタクトグループの議長、およびIASに関する非公式協議の議長らが報告を行ったが、作業を完了させるための より多くの時間を全員が要請した。Robyn Bromley (オーストラリア)、REDD+に関する議長の友グループの議長は、REDD+に関する閣僚級会合後にあらためてグループ会合を行うことを提案した。

持続可能な利用: 市場ベースの手法について、EUは、汚染者負担の原則 (PPP) の適用を奨励し、生物多様性の派生品のトレーサビリティも含めた加工流通過程の管理 (COC) 改善を奨励するとの譲歩的な案文を提示し、これに関して、ニュージーランドおよびブラジルも、CBDの3つの目的や関連する他の国際条約上の義務との整合に言及するよう要請した。さらに、EUは、生態系アプローチを考慮に入れつつ、持続可能な利用に関するパイロットプロジェクトの実施を支援するという妥協案の文言を提起した。修正されたとおり決議案が採択された。

森林の生物多様性: 特定の森林タイプを選別しないとの同意のもとで決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.5)が検討された。Hufler議長は、議長の友グループおよびREDD+に関する閣僚級会合の成果が出るまでREDD+ に関するパラグラフを「保留」とすることを提案した。

ノルウェーは、REDD、森林炭素吸収源の保全および持続可能な森林管理と森林炭素吸収源を含めた、気候変動の緩和に対する生態系ベースのアプローチから生物多様性の影響を監視する将来的なメカニ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

ズムの評価を行うようCPFパートナーに呼びかける新たな文言を提案した。Hufler議長は、REDD+に関する議長の友グループで本件を議論することを提案し、EU、ブラジルが、これを支持した。

森林関連の報告書の簡素化に関するCPFタスクフォース会合の開催を求める意見については、ノルウェーが、EUおよびフィリピンとともに、森林生物多様性の監視における不適切な箇所の調査を要請するとともに、森林および森林種別の定義改善を提唱したが、ブラジル、マレーシア、オーストラリアがこれに反対した。非公式協議の後に、ノルウェーは、地球規模の森林資源の評価に関する生物多様性の構成要素のさらなる改善という目的を有し、定義に関する作業にも関連していることから、決議 IX/5 (森林生物多様性)についてフォローしていく必要性について言及するという妥協案を提示した。森林法施行と貿易の促進措置に関する情報交換の呼びかけについては、ブラジルが、森林減少に対処するための相乗効果と取り組みを最大化させるというより作業計画の実施に貢献するという記載を提案した。その後、これらの意見や他の修正が反映された決議案が採択された。

乾燥地および亜湿潤地： 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.6)が検討された。Hufler議長は、リオ条約間の合同作業計画に関する括弧書きの記載をUNFCCCおよびUNCCDの合同活動策定のための提案を伝達する際に作業計画の支援を確実に盛り込むための事務局への要請と書き換えることを提案した。UNCCDおよびCBDの下での乾燥地の定義の基準に違いがあると認識するテキストについて参加者の意見が一致しなかったため、Hufler議長は、これを削除し、乾燥地および亜湿潤地の説明部分を修正したものを採択、これをUNCCDに送致することを提案し、参加者の合意を得た。

イランは、各国のキャパシティに関する自己評価で特定された活動に対する締約国の支援を要請した。乾燥地および亜湿潤地の管理におけるUNCCDおよびCBD間のさらなる協力を求める新たなテキストが合意された。Hufler議長は、資金源の利用可能性にしたがって生物多様性と持続可能な土地管理の統合に向けて共同活動の整備と実施により自然科学および社会科学のコミュニティー間の協力強化を提案した。イスラエルは、乾燥地および亜湿潤地、乾燥および半乾燥地域について、それぞれ定義する決議 V/23および IX/7を参照した脚注の削除を求めた。これらが修正された決議案が採択された。

世界分類学イニシアティブ (GTI)： 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.7)が検討された。分類上の障害に関して定義している脚注について、生物多様性の特定のための知識の不十分さと分類学上の能力不足について言及する記載を追加することが合意された。アルジェリア、カナダ、ブラジル等は、自由に利用できる分類学情報の作成に対する懸念を示したが、「情報の共有」については賛同した。生物多様性インベントリについては、EUが資金供与を「要請」ではなく「招請」することを提案した。また、動植物インベントリについて「微生物」を含めて記載することが合意された。

ABS交渉の成果にしたがって科学技術的な協同作業を奨励するというパラグラフについて詳細に検討したが、ABS交渉の結果を待つべきと主張する意見があったため、本件について解決することはできなかった。ILCの分類学の知識の把握と保持におけるILCの支援については、ペルーが、ILCのPICという記載を挿入することを提案したが、EUがこれに反対した。ブラジルは、「PICおよび/または国内法に沿ったILCの承認および関与」についてABS交渉で出てきた文言を使用することを提案したが、合意が得られなかった。水曜日にも議論が続けられる。

インセンティブ: 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8)が検討された。理屈に合わないインセンティブについては、EUが、既存の有害なインセンティブによる悪影響を最小限に抑えるか回避するため、これを積極的に廃止、段階的廃止、あるいは改正することを提案した。カナダは、理屈に合わないインセンティブの影響を受けるセクターのリストを削除するよう提案したが、EUとドミニカが反対した。最終的に「生物多様性に潜在的な影響を及ぼしうるセクター」と記載したリストと交換することが合意された。持続可能な消費と生産パターンについては、EUが、条約の目的に沿った政策の実現を確保するため、決議 IX/26 (企業の参加促進) を参照することを提案したが、ブラジルがこれに反対した。Hufler議長は、本件を非公式協議にかけ、水曜日に審議再開とすることを提案した。

侵略的外来種 (IAS) : 決議案(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8) が検討された。現在の国際基準ではカバーされないIASの拡散を防止するため、適切な機関で設置された国際レベルで利用できる基準整備の可能性について科学技術上の情報、助言と指針の提供を目的としたAHTEG設置に関する非公式協議が行われた結果、妥協案での合意に至った。水曜日にも議論が続けられる。

第2作業部会 (WG-2)

資金問題に関するコンタクトグループのM.F. Farooqui共同議長(インド)から、資金メカニズムおよび資金動員戦略での進展について報告があり、以下の項目の合意が伝えられた。すなわち、資金メカニズムの3つの構成要素、指針の再検討、GEF第6次増資に向けてCBDで必要とされる資金額の評価、GEFの効果に関する第4回点検のためのTORの項目である。資金動員戦略については、指標とターゲットの問題が未解決となり、グループでの討議が続けられる。

戦略計画に関するコンタクトグループのFinn Katerås共同議長(ノルウェー)からは、以下の未解決のターゲット； 主要な要素がすでに特定されている2020年のミッションの「修正オプション」；目的、ターゲット、計画を達成するための資金源の連携などの項目について作業を続けることが報告された。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

新たに生じている問題: 合成生物学とジオエンジニアリングに関する情報の提出を求める、懸案の
パラグラフは、合成生物の自然界放出に対する予防措置の適用については何ら修正せず、採択された。

他の国際条約との協力: 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.20)が取り上げられた。CITESは、国
連総会 (UNGA) の生物多様性に関するハイレベル会合、特にリオ条約や生物多様性に関連する条約の
一貫した実施によって得られる実質的な利益に言及した議長サマリーについて想起するよう提案し、締
約国の合意を得た。リオ条約間の協力については、UNFCCC および UNCCDに合同活動を策定するた
めの提案を伝えるよう事務局に要請する とのWG-1で合意されたテキストを含めることが合意された。

CITESは、生物多様性に関連して既に存在している戦略とそれらの監督機関の独立性に配慮するよう
提案し、ブラジルの支持を得たが、ノルウェー および EUが反対したため、この文言は括弧書きが残さ
れた。生物多様性関連の条約間の連携強化に向けたプロセスの決定については、EUが、特別合同作業
部会の設置に代えてWGRI 4 が作業を受け継ぐよう要請することを提案した。これらの点と他の修正を
もって、決議案が採択された。

IPBES: 決議案 (UNEP/CBD/COP/WG.2/CRP.6) が検討された。ノルウェーは、第65回国連総会で韓
国・釜山で開催されたIPBES第3回会合(2010年6月)の成果を検討するよう求められたと明記する前文を
提案した。釜山の成果に係わる状況について懸念を示しつつ、ブラジルは、予見的な文言を採用すべき
ではないと述べた。前文のパラグラフは撤回された。その後、UNEPのIPBES 設置における役割につい
て言及する前文パラグラフの削除が合意された。ノルウェーは、国連総会に2010年のIPBES 設置を勧め
る重要なパラグラフを提案した。EUは、これを非現実的だとして、2010年はIYBであり、現実的にでき
るだけ早い時期にIPBESを設置するよう国連総会に働きかけると記載することを提案し、これが参加者
の合意を得た。

ベネズエラは、ALBA諸国の立場から、管理の欠如が心配されるとしてIPBESの独立性に関する記載
に反対した。ブラジル、ガーナ、モロッコは、過去の交渉と科学的独立性の重要性を指摘した。釜山
の成果について全般的な記載するというブラジル案が合意された。

ノルウェーは、CBDがSBSTTAビューローと連動してIPBESの有効活用を図る手段について検討し、
SBSTTAとCOP に報告するよう事務局に要請することを提案し、これが参加者の合意を得た。修正どお
り、決議案が採択された。

都市行動計画: 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.21)が議論された。シンガポールは、強制的で
はない文言を使用することが議長の友グループの中で合意されたと伝えた。その後、これらの点や他修
正点とともに決議案が採択された。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ABS非公式諮問グループ

午前、ICG のHodges共同議長が一連の二者会談で「前向きな意思がみられる」ことに注目し、締約国と利害関係者のニーズをともに満たすような意義ある議定書を取りまとめるためのバランスを図る必要があると強調した。一方、ICGのCasas共同議長からは、遵守および利用と派生品の問題に関する非公式協議、TKに関する括弧書きの重要なテキストに対応するクロズドグループ、およびCOP決議案に関する少人数グループ会合で、最初のテキスト読み合わせが行われたことを伝えた。

午後にICGは再度会合を行い、進捗状況を見直した。COP 決議に関する少人数グループのFrançois Pythoud共同議長 は、そこで進展した項目と未決の項目について報告した。

TK に関するクロズドグループのJanet Lowe 議長(ニュージーランド)は、利益配分(第4条)、アクセス(第5条) および 遵守(第12条、第12条bis および第14条)、および公的に利用可能なTK に関する未決項目の進展(第9条(5))における括弧書きのテキストで進展があったと報告した。ICG のHodges共同議長は、TK関連の問題について協議を継続するよう呼びかけた。

夕方、ICGのHodges共同議長は、遵守に関する少人数グループ共同議長が一連の二者会談を行い、各地域グループの代表によって遵守関連問題についての各地域のポジションが開陳されたことが伝えられた。水曜午前に少人数グループの共同議長から妥協案が提示される予定で、ABSの活動に必要な資金に関して予算グループに明確な指針を与えられるようICGで決議案を再検討することが伝えられた。利用と派生品およびTKに関する非公開の協議が夜も続けられた。

COP 決議: François Pythoud (スイス)と José Luis Suter (アルゼンチン)が共同議長を務める少人数グループでCOP決議案が取り上げられた。ここで特に争点となったのは、文書のタイトルでABS議定書の採択あるいは国際的なABS体制について記載すべきかどうかという問題であったが、「遺伝資源の取得の機会および遺伝資源の利用から派生する利益の公正かつ衡平な配分」という一般的な言及とすることが合意された。また、決議の最初のセクションで議定書の採択を記載するが、これを「名古屋議定書」とするか「名古屋-カリ議定書」とするか議定書の名前を明記しないということとなった。その他の未決事項としては、国際体制における議定書と他の条約との関連や、交渉結果を待っている諸問題に関するパラグラフ、予算問題などがある。

全体会合

WG-1のHufner議長は、ジオエンジニアリングおよびリオ条約間の協力について進展があったことを強調しつつ、6つの決議案がまとまったことを伝えた。WG-2のLuna議長は21の決議案の採択を伝え、資金



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

メカニズムに関する3つの決議は修正待ちの状況であり、戦略計画、第8条(j) および 資金問題については未決となっていることを強調した。

ICGのCasas共同議長は、ABS議定書の前文、TKおよびCOP決議で進展がみられたと報告し、遺伝資源と派生品の利用、および遵守に関しては非公式協議が現在行われていると伝えた。ICGのHodges共同議長は、締約国にもっと歩み寄りの精神をもつよう訴え、ICGのマンドートのさらなる延長を要請した。

予算グループの Hunte議長は、本予算での合意成立、自主的な貢献について進展中であること、一部の国々がABS および 第8条(j)に関する主要活動向けに誓約を掲げたこと、保護区域の追加支援、最終合意はABS交渉次第であること等を報告した。

コンタクトグループおよび非公式協議

戦略計画: コンタクトグループ会合が終日行われ、朝方の会合では、戦略計画の実施、監視、点検、評価について合意が成立した。支援メカニズムについては、途上国が資金動員戦略および戦略計画の実施のための十分かつ予測可能でタイムリーな新規および追加的資金の供給についての文言を盛り込むことを提案し、一部の先進国がこれに反対を唱えた。

また、戦略計画の改訂・点検のための提案(UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2/Rev.1)が取り上げられ、特に、以下の点が議論された。すなわち、戦略計画に沿った適格な締約国のNBSAPを改訂するため迅速な方法での支援提供をGEFに「要請」または「招請」するかという問題や、ILCおよびUNDRIPについて記載するかという点、SBSTTAおよびWGRI 4で検討するよう、事務局に技術的な根拠や提案されているマイルストーンの策定を進めるよう要請するかという点、戦略計画とIPBESおよびMDGとの連携、などの問題である。

2020年のミッションについては、ある先進国の締約国が、ターゲットが合意され次第、ミッションの合意に取り組むことを提案した。2020年までに生物多様性喪失を止めるための行動を講じるという案、十分な資金が利用できるという条件付きで2020年までに生物多様性喪失を止めるための行動を講じるという案、機能的で回復力ある生態系を確保するために生物多様性喪失を止めるための行動を講じるという少数グループ作成の第3の妥協案など、選択肢について討議がなされ、妥協案を整理して作業のたたき台とすることとなった。これについて、ある締約国が「止めるための」という言葉を括弧に入れるよう求めた。また、ある先進国の地域グループは、臨界点についての記載を入れ、健全な生態系について言及するよう求めた。科学、貧困撲滅、効果的な政策措置および生物多様性の考え方を採り入れることの記載が合意されたが、資金源には括弧が残された。生物多様性喪失による負の社会経済的影



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

響の最小化など、争点となっている記載部分が特定され、少人数グループでこれらをさらに討議するよう要請された。

ターゲットについては、生物多様性の価値を必要に応じて各国のプロセスとアカウンティングに統合；条約および関連国際義務に沿って、これに即した、生物多様性に有害なインセンティブの廃止および有益な措置の策定；既知の絶滅危惧種の絶滅防止とそれらの保全状況の改善などの目標が決まった。

自然生息地喪失の減少または半減というターゲットについては、ある先進国地域グループが、その他の生息域やベースラインの記載とともに、特に森林についての記載を括弧書きのままにするよう求めた。保護区の創設に関するターゲットについては、国家の管轄域内および域外の区域についての%標記と記載が括弧書きで残された。こうした案件は少人数グループでさらに検討することとなった。

遺伝的多様性の著しい低下/喪失を最小化、停止、減少に関するターゲットについては検討中である。生態系サービスを提供する生態系の保護に関するターゲットについては、水に関する個別の記載が維持される限り、国内法に従って、生態系サービスの公平な取得の機会という記載を削除することが合意された。また、ABSに関するターゲットについては、資金動員とTKが並行して行われている議論を待って保留となった。夜も議論が続けられる。

バイオ燃料: 昼食時間に、生物多様性の価値が高い分野や危機的な生態系およびILCにとって重要な分野でのインベントリを整備しようという呼びかけが検討され、「各国で認識された」生物多様性の価値の高い分野、または「国別インベントリ」という表記法、「立ち入り禁止区域」、これについてはNGO代表が低負荷の小規模バイオ燃料生産地も特定するプロセスを構築することが重要だと指摘；バイオ燃料用穀物生産に加えて飼料用作物の生産などについて記載するかどうか等の点が討議された。ある地域グループが、この点で生態系サービスを念頭に置いた生物多様性を提唱し、あるNGOも生物多様性の価値について言及する案を支持した。

その後、バイオ燃料の生産に関連した検討事項と土地利用・水・その他の関連政策および戦略の策定および実施での使用に対処するよう締約国に奨励する共同議長案文を使うことで合意した。土地および水の利用に対する直接・間接的変更や生物多様性に対する直接・間接的影響、および関連する社会経済的な留意事項について記載するか討議された。

夕方、CBD実施に関連して、社会経済的条件や土地保有の安全保障、資源権が討議され、議論は夜も続けられた。

海洋の生物多様性: 昼食時に、EBSAおよび海洋域のEIAに係わる科学的技術的側面を特定するための今後のステップに関するパッケージ条項の議論が開始された。論理的な順番でパッケージを整理する

よう少人数グループの作業に付託された。夕方からは、EBSA関連の次のステップや、国家管轄権が及ばない地域での海洋保護区の指定に向けたプロセス設置という具体的な観点から、または作業部会の議題項目すべての観点から、国家管轄権が及ばない海洋域の生物多様性について国連総会に向けた今後のメッセージ発信などが議論された。

第8条(j): 議長の子グループがPrudence Galega (カメルーン) および Martin Wikaira (ニュージーランド)共同議長によって行われ、最初に第8条(j) MYPOWに基づく括弧書きの記載事項が議論された。第8条(j) WG 7での密な対話のテーマとして、多くの参加者は生物多様性と気候変動を挙げていたが、どの程度、緩和について検討するかという点で意見の相違が残った。ある先進国地域グループは、保護区および他の締約国の利益配分手続きが良いとの意見を出した。

倫理行動規約案については、ある先進国が、倫理行動規約の「諸要素」の記載を残すよう求め、ある途上国地域の反対に遭って、「規約」の語を括弧に入れるよう求めた。

「ILCが伝統的に使用または占有した土地および水」という前文の記載については、ある途上国が「各国の法律に従って」という一文を追加することを提案した。原文の記載では各国の土地保有制度が適切に反映されないことに留意して、ある先進国は、原文の代わりに「土地と水」と記載するよう提案した。多くの参加者がAkwe: Konガイドラインで既に使用されているように本来の言い回しを残すよう求めた。2つの先進国が「ILCが伝統的に使用または占有した彼らの土地および水」と記載することを提案した。伝統的に占有された土地および水という表記に反対している締約国は、規約が現存する法律やその他の構成要素たる取り決めを変更するものと解釈されるべきではないと明記する一文が合意されるならば、この提案を検討すると述べた。多くの途上国が、規約承認前に存在する法文の記載を提案した。後者の問題について非公式協議が開かれた。

ILCのPIC および/または承認および関与について、多くの政府代表やILC代表者らがPIC支持に回っているのに対し、2つの先進国が第8条(j) に定められた「承認および関与」の方が良いとの意見で、一方の国がPICよりも強力だからだとの根拠を示していた。「ILCのPIC および/または承認および関与」についてはABS交渉からの文言を使用することで合意したが、「すべてが合意されるまでは何も合意されない」という状況になった。水曜日も議論が続けられる。

廊下にて

作業部会、コンタクトグループ、議長の子グループ、少人数グループ、どの会合も混迷の状況となり、COP 10閉幕までの時間が刻々と経過する中、ますますもつれ合う議論の糸口を見出そうとする参加者は



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

それぞれの疲労とストレスの表情を見せていた。戦略計画に関する審議のなかでも、海洋の生物多様性や第8条(j)、ABS、および資金動員戦略に関する議論が複雑に絡み合っていたが、これらの分野横断的な議題が解決すれば、ドミノ効果で主要議題が進展するかもしれないとの期待をつなぐ参加者もいた。

月曜日の危機は、ABS交渉官の気分を引き締める効果があったようで、粛々と決議案やTKでのクローズドグループでの作業が行われた。遵守に関する少人数グループの共同議長が実施した地域グループ代表者の「告白」会合の結果が水曜日午前に紹介される予定となっているが、多くの参加者はその内容に気を揉んでいた。はたして妥協案は提示されるか？ ある参加者は、妥協案を出さなければならないのは明らかだとしながらも、「妥協案が一方に偏っていないかと双方とも疑念を抱いて、不信と厳しい発言につながっている」と不安視していた。また、別の参加者は、交渉進展が難しくなっている背景に、グループの内部分裂があると指摘する。グループ代表の広報官が発表しているポジションを同じグループの交渉官が支持しないといった事態が起きているという。COP 10閉幕を3日後に控えて、COP 10でABS議定書が採択される可能性は「まだ可能」という評価から「非現実的」という評価まで幅が広がった。

閣僚級会合を見据えて、各国の閣僚がどうすれば核心問題で政治的な指針を与えることに専念できるかと多くの政府代表が頭をひねる一方で、「あまりジャマにならないよう」手綱をしめるべく方策をめぐらせている者もあった。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-25

Vol. 09 No. 542

2010年10月28日(木)

CBD COP 10ハイライト

2010年10月27日水曜日

ハイレベルセグメントがこの日一日開催された。ワーキンググループ Iは、GTI、インセンティブ措置、IAS、農業部門生物多様性および気候変動に関する決定書草案を議論した。ワーキンググループ IIは、資金メカニズム、SBSTTAの効果性、戦略計画に関する決定書草案を検討した。ABS交渉は、遵守、TK、およびCOP決定書草案に焦点を当てた。少数のコンタクトグループ会合および非公式グループ会合も日中から夜に入っても会合した。

ハイレベルセグメント

開会： 日本の松本龍 環境大臣は、ハイレベルセグメントの開会を宣言した。国連総会議長のJoseph Deissは、生物多様性に関する国連総会ハイレベル会議はABSの合意、戦略計画の採択、IPBESの時宜を得た設立を期待すると伝えた。

国連事務総長のBan Ki-moonも、ビデオメッセージの中で、締約国に対し、国際的なABS体制と戦略計画を採択するよう求め、国連生物多様性の10年という日本の提案を称賛した。ガボン大統領のAli Bongo Ondimbaは、生物多様性と貧困撲滅に関する汎アフリカ会議について報告し、IPBESの設立を支持し、アフリカの科学面、技術面の能力向上へ貢献するアフリカ委員会の設置を提案した。

イエメンのAli Mohammed Mujawwar首相は、G-77/中国の立場で発言し、改定された戦略計画を採択する必要があるが、適切な資金源がなければ成功は望めないと述べた。世界銀行総裁の Robert Zoellickは、グローバル・タイガー・イニシアティブ (Global Tiger Initiative) を、政府および地域社会の利害関係者が広範に参加する保全の成功例として指摘した。

UNEP専務理事のAchim Steinerは、科学や経済は、客観的な助言をし、従来の成長モデルが驚くほどの貧困化をもたらしたことを示す上で、重要な役割を果たすべきだと強調した。GEF CEOならびに議長のMonique Barbutは、GEF資金は50%増額されるとし、広範な新しいパートナーシップを通してGEF資金へのアクセスを容易にするイニシアティブを指摘した。CBD事務局長のAhmed Djoghlaifは、締約国に対し、将来の世代のために行動し、ABS議定書での合意を図るよう懇願した。日本の菅直人首相は、生命の調和イニシアティブ (Life in Harmony Initiative) を発表し、これは途上国によるNBSAPの開発と実施を支援するため、3年間で二十億ドルを拠出すると述べた。

ステートメント：午後、スウェーデン、ナミビア、ポルトガルなど数名の参加者が、2010年目標を達成できなかった代わりに、改定版戦略計画およびABS議定書を採択する機会であると指摘した。ルクセンブルグとオーストリアは、合意に達しなかった場合は、CBDへの信頼が危うくなると付け加え、メキシコはCOP 10をこの条約の歴史的な転換点だと説明した。英国、ブラジル、フィンランド、タイ、インドネシアは、改定版戦略計画、ABS 議定書、資源動員は、相互に支えあう目的を持つものだと述べた。

スウェーデン、日本、韓国、ポルトガル、その他は、ABSでの合意をキーになる重要問題だと指摘し、メキシコ、その他は、有効なABS遵守体制が不可欠だと述べた。カナダは、ABS議定書は合理的で 透明性があり、利用者の義務と遺伝資源提供者の義務のバランスをとるものであるべきだと述べた。フィリピンとフィンランドは、新しい戦略計画は強力で野心的であるべきだと提案し、インドネシアと英国は、明確で計測可能な目標をベースにすべきだと述べた。

ブラジル、EU、モーリタニア、その他は、資源動員のための効果的な戦略策定の重要性を指摘した。マレーシアとパラオは、将来目標を達成するには、適切かつ効果的な資源動員が必要であると強調した。フィンランド、英国、米国は、自国がGEFへの拠出金を増額したと指摘した。日本は、里山イニシアティブに焦点を当て、これに対し、スーダンとチュニジアは感謝の意を表した。数カ国が、官民双方からの資金など、革新的な資金メカニズムを探求する必要があると指摘した。

EU、シンガポール、スリランカは、TEEBに焦点を当て、生物多様性および自然資源に影響を与える決定には経済的な側面を取り入れる必要があると強調した。韓国、ベニン、米国は、IPBESを科学と政治的意思決定との間のギャップを埋める価値のあるツールだとして、これを支持した。

EUを含めた数人の参加者は、交渉を進めるため妥協の精神を発揮するよう求め、ブラジルとグレナダは、今後果てしなく会議することがないようにするには、柔軟性や相互理解が必要だと付け加えた。多数のものが生物多様性の喪失は部門別の問題ではないと強調し、気候変動や砂漠化、貧困削減、その他の問題と並行してこそ取り組める問題であると強調した。アンゴラ、パナマ、その他は、CBDと他の国際的な合意とのシナジーを追求する必要があると指摘した。

ワーキンググループ I

参加者は、海洋生物多様性およびバイオ燃料に関するコンタクトグループの報告を聞いた。議長のHuflerは、両グループの議長に対し、議長の友グループでの議論を続けるよう求め、REDD+に関する議長の友グループの再結成を求め、日本に対し、火曜日のREDD+に関する閣僚級パネルの成果を報告するよう求めた。

GTI：ペルーは、ILCsの分類学的知識にアクセスするにはPICを求める必要があるとの発言を繰り返した。参加者は審議後、CBDの目的に言及することで合意し、適切な場合は、PICそして／または ILCsの承認およ

び参加、さらには関連する国内法に言及することで合意した。非商用の研究を目的とする分類用の証拠標本生物種の交換に関し、アフリカン グループは、この言及はABS議定書の採択まで括弧書きで残されると繰り返し返した。ペルーとグアテマラは、分類学以外の利用でもPICへの言及を追加するよう求めた。議長のHuflerは、ABS議定書が採択され次第、括弧が取り除かれるとの理解を前提に、「利用および目的の変化を考慮する必要性を十分配慮し」と挿入することを提案した。参加者は決定書草案を改訂されたとおり承認した。

インセンティブ：逆インセンティブに関し、EUは、生物多様性に影響を与える可能性があるセクターへの言及を含めるよう提案し、参加者もこれに同意した。持続可能な消費および生産パターンに関し、EUは、CBDの目的に沿った、調達政策への言及を求めた。参加者はこれらの改定をした上で決定書草案を承認した。

IAS：ベラルーシは、IASおよびIASガイドラインなどIASに関係する管理責任に関する既存の情報を取りまとめ、配布することを提案した。ギニアは、IAS管理、特に河川流域でのIAS管理に関する国境を超えた協力促進という新しい文を提案した。

AHTEGに対する付随TORに関し、ニュージーランドは、早期警戒システムを、早期の感知および迅速な対応システムに置き換えるよう提案した。決定書草案は、バイオ燃料に関する議長の友グループで議論されているバイオ燃料の生産に利用されるIASに言及した文を除き、改訂された通りで承認された。

農業部門生物多様性：参加者は、決定書草案（(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.10)）について議論した。参加者は、改定版戦略計画への言及に付けられた括弧を取り除くことで合意した。知的財産権（IPRs）の影響分析におけるCGRFAとの協力に関し、ペルーは、他部門での食糧安全保障に重要な生物種の利用を分析すると付け加えるよう提案したが、カナダは反対した。EUは、小規模農業従事者に対するIPRsの影響への言及削除を求めたが、CBD ALLIANCEとノルウェーは反対した。非公式協議後、参加者は、遺伝資源におけるIPRsの範囲の動向を検討することで合意した、これには関連する森林および草原の遺伝資源が含まれ、適切な場合には、薬品、化粧品、その他のタイプの産業セクターでの遺伝資源利用のため、特許が取得されている、あるいはIPRsが取得されている場合の食糧安全保障への影響も含まれる。

農業部門生態系、その生物多様性およびサービスの機能を維持することで、持続可能な生産性向上の機会を促進するとの議長提案に関し、EUは、「遺伝資源の保全および持続可能な利用を含める」と付け加えるよう提案した。参加者は、貿易関連インセンティブの影響について情報をとりまとめ、普及するとの表現を削除することで合意した。また参加者は、締約国に対し、「農業従事者」が伝統的な生物種に加えて「局地的な」生物種も現場で保全を行うことを支援するよう求めるとのIIFBの要請を支持し、ブラジルは、CBDや他の関連する国際的な義務との整合性を求めた。決定書草案は改訂されたとおり採択された。

気候変動：参加者は決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.11）について議論した。参加者は次の点で合意した：気候変動の生物多様性への影響に対応するための気候資金提供の呼びかけを削除する；リオ条約間の「シナジーを築く」ではなく、「協力を強化する」と言及する。

ノルウェーとEUは、コベネフィットへの言及を求めたが、ボリビアはこれに反対し、特定の利益のリストアップを希望した。参加者は、生態系、社会、文化、経済的な利益など、多岐の利益に言及することで合意した。ブラジルは、保全の価値が高い地域または生物種に富んだ地域は利用しない、あるいは再生可能エネルギーに転換しないよう確保するとの文章の削除を求め、オーストラリアとフィリピンは、再生可能エネルギー政策の開発および実施の際は、これらの地域に留意することを提案したが、ボリビアとドミニカ共和国が反対した。参加者は、再生可能エネルギー活動を計画し実施する場合は、生物多様性の構成要素の保全および持続可能な利用を検討することで合意した。

ボリビアは、提案されているジオエンジニアリング的措置の定義に懸念を表明し、炭素回収貯留の除外がそのような活動の受け入れと解釈されないと指摘するよう求めたが、会議報告書に懸念を入れることは承認した。

REDD+に関する議長の友グループの報告後、議長のHuflerは、セーフガードについて意見対立が続いているとCOP議長に伝え、現在行われている閣僚級協議で検討することを提案した。

ワーキンググループ II

資金メカニズム：資金メカニズムに対するガイダンスのレビュー：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.22）について議論した。附属の統合ガイダンスの改定案について、文章は以前のCOP決定書を反映するものだと説明がなされ、この提案は取り下げられた。参加者は2011-2020年の戦略計画への言及箇所にも多少の改定を加えた上で、この決定書草案を採択した。

第6回GEF資金募集で必要とされる資金の評価：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.23）について議論した。評価のための附属TORsに関し、中国は、地域バランスをとるため、専門家は途上国からのものと契約するよう提案し、フィリピンの支持を受けて、資金的ニーズの評価では2011-2020年の戦略計画に留意するよう求めた。決定書草案は改訂されたとおり採択された。

資金メカニズムの効果の第4回レビューの準備：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.24）について議論した。附属TORsに関し、EU、スイス、ウクライナ、日本は、「全ての」締約国からの情報に基づきレビューするよう提案したが、アフリカグループは、LDCsおよびSIDSを含めた途上国に特に言及するよう求め、フィリピンは、「最も環境面で脆弱な」国と付け加えるよう求めた。ロシアは、経済移行国お

よび先進国と共に、これらの諸国をリストするよう提案し、参加者もこれに同意した。決定書草案は改訂されたとおり採択された。

SBSTTAの効果性：参加者は決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.25）について議論した。SBSTTAのためのIPBES実施に関し、メキシコは、IPBESがCBDのニーズに対応するようにし、それにより、以前の決定書と合致する形で、SBSTTAを強化するよう提案した。戦略計画およびMYPOWの科学的、技術的側面に焦点を当てるようSBSTTAに要請する件に関し、カナダは、COPからのガイダンスの下、これに則り、またその要請の下での、SBSTTAの作業という表現を提案した。決定書は改訂されたとおり採択された。

戦略計画：第8(j)条に関係する使命および目標に焦点を当てるコンタクトグループでの議論に続き、ワーキンググループ会合で、決定書（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.26）に関する議論が行われた。コンタクトグループ共同議長のFazelは、実施に向けた適切な資金源に関する条項を除き、決定書の文章で合意されたと報告した。この除外条項は並行して行われる議論が終わるまで括弧書きで残される。附属戦略計画に関し、同共同議長は、同グループが12のヘッドライン目標で合意に達したと指摘した。同共同議長は、使命に関する少人数グループは条項の本文では合意したが、冒頭部分には生物多様性喪失の行動を「停止する（to halt）」のか、それとも「停止に向け動く（towards halting）」のかというオプションを含めることになったとし、「2020年まで」という文も括弧書きのまま残されたと報告した。

決定書草案：生物多様性を本流とするためNBSAPを利用するとの実用パラグラフに関し、中国は、国内アカウントへの言及を削除するよう求めたが、EU、パラオ、アフリカングループがこの保持を求めた後、「適切な場合」という条件付きで、この保持に同意した。IIFBは、パラグアイ、ガボンの支持を受け、戦略計画の実施にあたってはUNDRIPに留意するよう締約国に求めることを要請し、ニュージーランドは、「適切な場合、そして各国の国内法に基づき」と付け加えるよう求め、参加者もこれに同意した。

その後、参加者は、締約国、GEF、その他に対し、戦略計画実施のため適切な資金援助を提供するよう求め、先進国による資金約束の効果的な実施を求める、括弧書き条項について議論した。EUは、スイスの支持を受け、この条項は資金問題の議論終了まで括弧書きのままとするよう要請した。アフリカングループ、中国、その他途上国数カ国は、括弧を外すよう求め、メキシコとブラジルは、提案されている表現は以前のCOP決定書と同じであると指摘した。ブラジルは、括弧を外し、GEFに関して別な括弧書きの条項とするよう提案した。リベリアは、資金に関する合意がないなら戦略計画を議論する必要はないと述べた。南アフリカとメキシコは、戦略計画に関する議論が資源動員および資金源の議論に情報を提供すべきであり、その逆ではないと強調した。EUは、利用可能な資源レベルが戦略計画の優先度を決定すべきだと指摘し、この条項を保留しておくべきではないと述べた。共同議長のLunaはこの重要な問題での意見の不一致を指摘し、会議を中断した。

議論が再開された際、EUは、GEFへの言及を外し、このパラグラフの括弧を取り除くというブラジル案に賛成し、ニュージーランド、その他もこれを支持した。EUは、戦略計画の実施を可能にするため、適格な国には、適切で予測可能な資金援助を、時宜を得て提供するようにGEFに要請するとの条項の追加を提案し、参加者もこれに同意した。

2011-2020年戦略計画：カナダは、戦略計画が「柔軟な」枠組みを構成すると規定するよう提案し、ブラジルもこれを支持した。

使命 (Mission)：EUは、オーストラリア、太平洋諸島、スイス、ノルウェーと共に、生物多様性の喪失を「2020年までに停止する」オプションを支持する強力な政治的メッセージを求めた。ブラジル、中国、アフリカグループ、エクアドル、インド、その他は、「2020年までに」生物多様性の喪失を「停止するよう動く (towards halting)」とするオプションを支持した。マレーシアとメキシコは後者を支持したが、期限を含めない形での「停止する (to halt)」との表現を検討する柔軟性があると指摘した。

使命の項の中での適切な資金源という表現に関し、ニュージーランドは、資金源を「提供する (provide)」ではなく「動員する (mobilize)」とするよう提案し、EUとスイスはこれを支持したが、ブラジルとアフリカグループは反対した。

ヘッドライン目標：参加者は、生物多様性を政策の本流に据えることで、生物多様性喪失を招く原因に対処するとの題目の下にある最初の4つの目標を承認し、生物多様性の価値を開発や貧困削減戦略の中に組み入れるとする目標での、国内アカウンティングへの言及の後に「適切な場合 (as appropriate)」との表現を挿入した。

5番目の目標に関し、ブラジルは、アフリカグループとスイスの支持を受け、次のような妥協案を提案した：2020年までに、森林を含めた全ての自然の生息地の喪失速度を少なくとも半減し、実施可能な場合は、ゼロに近づける、劣化と細分化は大幅に削減する。EUは、森林に焦点を当てる必要性を強調したが、太平洋諸島、マレーシア、コロンビア、南アフリカは反対した。共同議長のLunaは、この問題に関する非公式の議論を求めた。

ABSに関する非公式 諮問グループ

午前中、ICG共同議長のHodgesは、利用と誘導体に関する協議、遵守に関する二国間協議が行われていると伝えた。

TK：少人数グループ議長のJanet Lowe (ニュージーランド) は、次の項目で合意したと報告した：UNDRIPに「留意する (noting)」との序文での言及、これについては、カナダが本国と協議した後受け入れた；各国が遺伝資源に関係するTKを、口頭で、文書で、または他の様式で保持している場合という特異な状況に関する

る序文での言及。同議長は、保留された問題には次のものが含まれると述べた：遺伝資源の利用により生じる利益配分、そして／またはILCsが保持する遺伝資源に関係するTKで関係する地域共同体とのもの（第4(1)条bis）、これに関してはカナダがまだ協議中である； ILCsの遺伝資源へのアクセスに関するILCsのPICまたは承認および参加を求める言及での異なるオプション（第5(1)条bis）；公的に利用可能なTK（第9(5)条）。IIFBは、TKに関する交渉から外されたことへの懸念を表明した。

午後、更なる協議が続けられた後、議長のLoweは、第5(1)条では bis,合意が生まれつつあると報告し、ILCsが遺伝資源へのアクセス権を提供できる確立した権利を持つ場合、当該遺伝資源へのアクセスに関し、ILCsのPICまたはその承認と参加を確保するため、締約国は国内法に則り、適切な措置をとるとの表現になると述べた。同議長は、一つのグループがまだ協議を続けていると指摘した。IIFBは、「確立した (established)」権利とする表現への懸念を強調した。

夕方、遵守に関する少人数グループ共同議長のShikongoは、各締約国および地域との二者協議について報告し、締約国の指示では妥協する予定があるが、妥協を探求するには明確な指示が必要だと強調した。ICG共同議長のHodgesは、状況は「覚めてきた (sobering)」が、議定書を最終決定する「十分なチャンス (good chance)」があると指摘し、遵守や公的に利用可能なTK、利用と誘導体に関する協議を続け、夕方には法的草案作成グループを開催するよう提案した。

韓国は、特定の問題がICGのマネートに含まれるかどうか、締約国間で解釈が分かれていると指摘した。アジア太平洋同志グループは、一部の締約国がバイオパイレーシー（バイオ海賊行為）問題を避けるため、異なる解釈を利用していると強調した。

アクセス: 次の項目など、保留されている問題を話し合う会議が開催された：適用での公平な扱い（第5(2)(a)条 bis）；全ての応用の承認はEIAの対象とする（第5(1)条 ter）；締約国は適切な行政的、法的申し立て手順を提供するとの規定（第5(2)(g)条）。

COP決定書: 昼食時、少人数グループは、議定書の政府間委員会の作業計画について、第1回の読み合わせを行った、この中には、第1回および第2回会議で検討された問題も含まれ、予算問題およびABSオンブズマンオフィスの設立に関する手法への言及などに焦点が当てられた。その後、参加者は、保留されている問題について議論した、この中には、会議スケジュール、政府間委員会の役員、クリアリングハウスメカニズム（CHM）にガイドラインおよび契約条項のサンプルを提供するよう事務局に求めることなどが含まれた。

午後、ICGは、決定書草案をレビューした。EUは、本予算は、政府間委員会の1回の会議を対象とし、2回目の会議は自主的な寄付で賄われるとの予算グループの決定を指摘し、予算に関する議論が決着するまで、そのような会議に関する言及を括弧書きにするよう求めた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-25

コンタクト グループ会合と非公式会合

バイオ燃料：議長の子グループは、この日一日を通して会議を開催した。参加者は、IASに関する決定の表現で合意し、これをバイオ燃料に関する決定書の序文でも言及することとし、バイオ燃料の材料や炭素隔離のためのものも含め、農業およびバイオマス生産でのIASの導入、確立、普及には、IASに関するCBDの指針原則にならない、予防的手法を適用することで合意した。

その後、参加者は事務局の今後の行動について議論し、ツールキットへの言及を削除し、代わりに、バイオ燃料の生産および利用が生物多様性や関係する社会経済的状况に直接、間接にどのような影響を与えるか、これを評価するため自主的に利用されるツールについて、情報を分析し、普及するよう事務局に要請することとした。また参加者は、事務局に対し、資格のあるもの数名と共に、バイオ燃料の生産と利用およびエネルギー生産用のバイオマスの生産および利用に関して、関連するパートナー組織およびプロセスで行われている作業に「貢献し、助力する」よう要請することでも合意した。

海洋生物多様性：議長の子グループは、改訂された議長文書案について議論した。人間の活動が海洋の生物多様性に与える特定の、累積的な有害影響を抑制するよう求める表現に関し、参加者は、バイオ予測ではなくバイオテクノロジーに言及することで合意した。参加者は、GEFその他の資金源の役割を扱う「資金オムニバス (funding omnibus)」という途上国の提案について長時間議論した。GEF代表は、GEFの第4回資金募集でMPAs向けの資金が40%増資されたことを指摘し、SBSTTA 15の前にEBSA特定に関する地域ワークショップ開催への資金提供に関し「前向きな内部非公式連絡」があったと報告した。

第8(J)条：倫理行動規定：グループは、この規定が国内法や条約、その他の建設的なアレンジを変更するものと解釈されるべきでないことを明確にし、「ILCsが伝統的に利用し占拠してきた土地および水系」という多数の言及から括弧を取り除くことで合意した。

伝統的な資源へのアクセスに関する条項について、参加者は、ILCsが自身の慣習法に則り、伝統的な資源体制を決定するとの言及を削除し、伝統的な資源の権利は本質的に集団のものであるとの表現を保持し、これらには「個別 (individual)」の利益ではなく「その他」の利益が含まれると規定することで合意した。生物多様性関連の活動によりILCsが排除されることになってはならないとする規定に関し、ある先進国は、「その地域社会」または「その土地や水系」からの排除に言及するよう要請し、結局、参加者は、「その土地や水系、または適切な場合は伝統的に利用してきたまたは占拠してきた土地や水系 (their lands and waters or lands and waters traditionally used or occupied, as applicable)」とすることで合意した。返還および賠償に関する規定について、ある先進国は、国内法に照らしあわせることを提案し、先住民代表は、国際的な法的義務への言及を加えるよう求めた、これは、「適当な場合 (as applicable)」を付け加えることで、途上国地域グループの支持を受けた。改訂された規定草案はWG IIの承認にかけられる。

第8(j)条 MYPOW： 第8(j)条WG 7での詳細な協議の議題に関し、参加者は、先住民代表の希望する気候変動に関して合意できず、結局、生態系管理、生態系のサービス、保護区域とすることで合意した。

資金問題:資源動員戦略: コンタクト グループは、共同議長の友グループが作成した草案について議論し、括弧書きの文章に焦点を当てた。国内での実施における主要利害関係者の参加に関し、参加者は、ビジネスや民間部門に特に言及するかどうか議論し、結局、特定の利害関係者への言及を削除することで合意した。生物多様性に有害なインセンティブを排除することによる資源動員の戦略指標に関し、参加者は、革新的な資金メカニズムと言う表現について、「国内の社会的、経済的状况に配慮し、条約その他の国際的な義務と一致し、調和するもの」とすることで、適格なものを規定することとした。

資金メカニズムを補足するイニシアティブに関し、ある途上国は、CBDの目的に沿ったイニシアティブとすべきであり、生物多様性の商品化を暗示すべきでないとして提案した。多数の先進国が商品化への言及に反対し、参加者は、条約ならびにABS議定書の目的に則った、生物多様性の本質的な価値に言及し、このうちABS議定書の部分は括弧書きにすることで合意した。議論は夜まで続けられた。

廊下にて

水曜日、戦略計画と資金源を結び付けたため、「メキシコのスタンドオフ」を招いた。戦略計画に関する交渉は、資金源への言及についての論争で中断され、資金の提供が期待されるものは強く反対した、その一方で資源動員戦略に関する決定書は、「革新的な資金メカニズム」の役割で意見対立が生じて立ち往生し、あるものは戦略計画への資金供与責任から逃れるための資金提供国の動きだと解釈した。あるものは、TEEBの研究がこの「なじみの」ゲームの条件を変えており、資金提供国は、生物多様性の保全支援での民間部門の役割を探る機会ができ、歓迎しているのだと説明した。途上国は、すでに乏しくなっている公共部門の資金のさらなる悪化につながるのではないかと恐れた、「企業に対して扉を開くことで、全ての問題は解決されると考えている」とある参加者は皮肉たっぷりに説明した。

ABSの世界では、資金面での対立はほとんど感じられなかったが、こちらの交渉でも、真昼の決闘に似通った雰囲気があった。利用に関する深夜の会議に多数の先進国参加者が姿を現さなかったとき、この問題の議論に参加する「用意」ができていないことが理由だと報じられたが、一部の者はこれに従おうとしていた。しかし他の者は、木曜日開催されるABSの閣僚協議に向けインプットを準備する機会として利用しているのだと憶測した、このことは、ある者に言わせると、「これは役立つかもしれないし、そうでないかもしれない、この会議に何が賭けられているのか、閣僚たちが理解するかどうかにかかっている」。別な参加者は、先週、実質的な進展があったことを指摘し、「重要な問題を解決するなら、残りは10分で済まされる」と述



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-25

べた。この参加者は、欠伸を噛み殺しながら、「大半のABS交渉担当者は、この議定書を交渉するため、2年間立ち止まらずに動いてきた、これを済ませて、普通の生活に戻りたい」と付け加えた。問題は、「疲労困憊で得た意見の一致が」ABSの目的や CBD実施に役立つかどうかである。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

Vol. 09 No. 543

2010年10月29日(金)

生物多様性条約COP10ハイライト

2010年10月28日 木曜日

ハイレベルセグメントおよびワーキンググループ会合がこの日一日、続けられた。ワーキンググループ I は、気候変動、バイオ燃料、海洋の生物多様性を議論した。ワーキンググループ IIは、戦略計画、8(j)条、資源動員戦略を議論した。ABS交渉は、TK、利用と派生物 (derivatives)、遵守に焦点を当てた。非公式 閣僚級協議と夕方のプレナリーもABSに焦点を当てた。

ハイレベルセグメント

午前中の会合には、ステークホルダーによるパネルディスカッション、次いで、関連組織、国際機関によるステートメント発表が含まれた。

UNEP-WCMCのPavan Sukhdevは、TEEB研究での主要な結論に関する報告書を発表し、経済的な報告 (economic accounting) を行うには、全てのレベルでの管理面の決定に自然資本の考えを取り入れ、「見えないものが見える (make the invisible visible)」ようにすべきだと主張した。GLOBE InternationalのBarry Gardinerは、GLOBE自然資本行動計画 (Natural Capital Action Plan) はその方向に動くものだと指摘し、GEFのGustavo Fonsecaは、自然資本の算定は生物多様性の保全を経済発展の跳躍台にしなければならないとしてこれに賛成した。持続可能な発展のための世界ビジネスカウンシル (WBCSD) のJames Griffithsは、ビジネス界は企業の活動の中に生物多様性の考えを取り入れる責任があり、機会があると強調し、日本のビジネスと生物多様性プラットフォームは必要とされる種類のパートナーシップの好例として焦点を当てた。愛知県の神田真秋知事、名古屋市の川村たかし市長は、条約の目的実施で地方自治体が重要な役割を果たせるとし、地方自治体と生物多様性に関する愛知-名古屋宣言を強調した。

若者代表のインドネシア大学Niwa Rahmad Dwitamaは、CBDに若者代表を常設するよう求め、世界若者生物多様性組織 (Global Youth Biodiversity Organization) の設立を発表した。ETCグループのSilvia Ribeiroは、生物多様性の喪失は、本来この問題を引き起こした市場メカニズムではなく、地方の住民の尊厳と生活を回復させることで対応すべきだと主張した。IIFBのMalia Nobregaは、先住民の権利と慣習の尊重が条約を成功させるカギであると説明し、先住民の生活様式は全体的かつ持続可能な未来を形成するのに役立つと述べた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、カンクンでの気候変動会議は保全や資金、気候の政策同士のシナジーを築く機会を与えるものだと強調した。UNCCD事務局長のLuc Gnacadjaは、生物多様性保全に向けて



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

進むことこそ、貧困や土地の劣化、生物多様性の喪失および気候変動の問題での悪循環を断ち切る効果的な方法だと指摘した。

CITES事務総長のJohn Scanlonは、ラムサール条約、CMSおよび世界遺産条約の立場も合わせて発言し、生物多様性の喪失と気候変動、砂漠化、貧困の削減の間の強い結び付きを強調し、共同での実施が協力の重要な戦略になると強調した。IUCN局長のJulia Marton-Lefèvreは、ABS議定書および戦略計画のため、適切な資源を動員することを重要性を強調した。UNFFディレクターのJan McAlpineは、森林の利益は食糧や材木、炭素を超えて広がるものだと強調し、森林の管理には異なるグループ間のトレードオフを解決することが必然であると強調した。ITTO専務理事のEmmanuel Ze Mekaは、CBD事務局との覚書に留意するよう求めた。UNDPのOlav KjørvenとFAOのEduardo Roja-Brialesは、小規模農家や先住民社会による生物多様性の保全と持続可能な利用措置を支援する少額の補助金や他のメカニズムの重要性を強調した。

午後のセッションでは、各国閣僚や副大臣によるステートメント発表が含まれた。モナコのAlbert王子は、生物多様性に関する新たな出発を呼び掛け、自然の価値を認める新たな発展の経路を追及することで、集団として責任を負う勇気を持つよう求めた。大半の締約国が、効果のある戦略計画や公平かつ平等なABS議定書、そして適切でタイムリーな資金源で合意する必要性を強調した。

多くのものが、法的拘束力のあるABS議定書の必要性を強調した。ノルウェー、マラウィ、ブルネイは、議定書は何よりも地方自治体と貧者に利益をもたらすものでなければならないと強調した。エクアドルとジンバブエは、各国の主権尊重の重要性を主張し、アルジェリア、ジンバブエ、ケニア、スリナム、ネパールは、TKを尊重し認識する必要性を強調した。インドは、利益配分が条約に欠けている柱だと説明した。

戦略計画に関し、デンマーク、ドイツ、キリバチは、戦略計画の目標は計測可能なものでなければならぬと強調し、ボツワナ、エクアドルと共に、達成可能で現実的な目標にすべきだと述べた。ウガンダは、生物多様性に加えて、貧困や開発に対応する目標を提案した。

資源動員に関し、アルジェリア、パプアニューギニア、ザンビア、その他は、資金のタイムリーで予測可能な配分を求め、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガンビア、パキスタン、ソロモン諸島も、技術移転やキャパシティビルディングの必要性を指摘した。フランスとドイツは、保全のための資金を増額するとし、フランスは2014-2020年の間、年間5億ユーロを約束した。

ジンバブエ、インド、エクアドル、マラウィは、更なる南-南の協力を支持し、インドは、そのような努力は南北の協力で代わるものではなく、むしろ南北の協力により支えられるべきだと付け加えた。

ブルネイ、ガンビア、その他は、新しい地域、国際、2国間のパートナーシップを探求していると述べた。コンゴ民主共和国、ウガンダ、ギニア・ビソー、エストニア、スリナムは、市民社会や地方自治体を参加させる国家戦略の必要性を強調した。

ザンビア、ギニア・ビソー、ラオス、ウガンダは、2010年目標を達成できなかったのは資金源の不足と技術能力の不足が原因であると述べ、エクアドルは生産と消費の構造的なパターンを指摘し、モルディブは、欲深で持続可能でない生活様式を非難した。多数のものが、生物多様性と気候変動、そして貧困削減との結び付きがリオ条約間のシナジーをもたらす可能性があるという付け加えた。ボツワナ、アイスランド、ベリーズ、ペルー、モンゴル、その他は、それぞれの NBSAPs、PAsの実施努力と拡大で進展が見られたと報告した。

ボツワナ、モルディブ、ケニア、その他は、生物多様性の喪失と気候変動との結び付きに注目し、パキスタン、ソロモン諸島、パプアニューギニアは、REDDおよびREDD+が両方のシナジー的な解決策を提供すると断言した。多数の国が、戦略計画を達成するには新しい科学的、経済的ツールを採用する必要があると指摘した。フランス、マリ、アイスランド、パキスタンは、IPBESの設立を支持し、パプアニューギニアとウガンダは、生物多様性のデータ不足により2010年目標達成が困難になったと指摘した。フランス、ノルウェー、ガンビア、ポーランド、パキスタンは、生態系の経済と生物多様性に関するTEEBおよび関連する研究の価値を認めた。アルジェリア、ジンバブエ、アイスランド、ケニア、マラウイは、国連生物多様性の10年という日本の提案を支持した。

ワーキンググループ I

IAS: 参加者は、バイオ燃料に関するコンタクトグループが提案したIASに関する決定書草案の表現で合意し、既存のおよび新たなIASによる生物多様性への脅威を認識し、締約国に対し、バイオ燃料の材料や炭素隔離のためのものなど、バイオマス生産のためのIASの導入や分散にはIASに関するCBDの指針原則に従い、予防的手法を適用するよう求め、このうちバイオマス生産の個所では農業生産への言及を括弧書きにすることとした。

気候変動：リオ条約間の協力：参加者は、Rio+20サミットと合わせてリオ条約合同のハイレベルセッションを開催するとの括弧書きの記述について議論した。EUは、削除を受け入れたが、リオ条約のCOPsがサミットに関する準備作業をどう活用するか探求するとの明記を要請し、ブラジルは、「Rio+20議長団とともに」と明記するよう求めた。ジオエンジニアリングに関する情報の取りまとめを事務局に要請する問題に関し、参加者は、次の情報を収集することで合意した： ILCsおよび他の利害関係者の意見；ジオエンジニアリング的措置が生物多様性に与える可能性がある影響に関する情報、およびこれに伴う社会的、経済的、文化的な配慮；「CBDに関係する気候関連のジオエンジニアリング」の定義と理解のオプション。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

REDD+： ブラジルは、UNFCCCとUNCCDに共同での活動提案を伝える際には、REDD+の役割と合わせ「生物多様性での懸念」も含めるよう事務局に要請することを提案し、参加者もこれに同意した、EUは、事務局がUNFCCC COP 17での検討のため、この情報を伝えることを提案した。EU は、事務局が次の行動をとることを提案し、参加者もこれに同意した：CBDの目的達成におけるREDD+の貢献を評価する指標で可能なものを特定し、SBSTTAでの検討にかける：緩和に対するこれらの措置および生態系ベースの手法をとった場合の生物多様性への影響をモニタリングするメカニズムの可能性を、将来のUNFCCCでの決定に予断を与えないことなく、評価する。

またEUは、事務局に対し、関連の国際機関と協力し、生物多様性の保全および持続可能な利用と「有機炭素ストックの保全および回復」との結び付きに関する知識のギャップを明らかにするよう要請する記述について、妥協案を提示した。参加者は、国内の森林の生物多様性関連措置と気候変動措置との間の補足性を強化するガイダンス作成を支援するかどうかでは、合意に達しなかった、ブラジル、ニュージーランド、中国、メキシコは、この削除を要求したが、EUとノルウェーは削除に反対した。この記述は括弧書きのまま残された。参加者は、決定書草案を採択したが、REDD+のセーフガードに関する文章は、非公式閣僚級協議の結果を待つとして外された。

バイオ燃料： 参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.12）について議論した。議長のHuflerは、参加者に対し、コンタクトグループで合意した文章の議論を再開しないよう求め、括弧書きの文章に焦点をあてることを提案した。

関連の状況： 文書中、バイオ燃料が関係する社会経済状況に影響を与えると認識する土地の所有権、土地安全保障、水系に関する記述で、括弧書きの部分について、ドミニカ共和国は、水系や土地所有権を含めることを支持した。スイスはインドと共に、土地の所有権を入れることを希望した。アフリカグループは、「土地、土地の所有権安全保障、資源の権利（land and land tenure security and resource rights）」を提案し、フィリピンもこれを支持した。ブラジルは、「土地、水系、その他の資源へのアクセス（access to land, water and other resources）」を希望した。参加者は、「土地の所有権、水を含めた資源の権利（land tenure and resource rights, including water）」という議長案で合意した。

区域の国家インベントリ： 締約国に対し、生物多様性の価値が高い区域、重要な生態系を有する区域、ILCsにとり重要な区域を特定する国家インベントリ作成を要請した箇所に関し、フィリピンは、参加者が締約国に対しバイオ燃料の生産目的に利用できないだけでなく、「免除される（exempted）」区域や生態系を評価し特定するよう求めるのであればとの条件付きで、「国家が認める立ち入り禁止区域」の追記削除を受け入れた。

合成生命体： ガーナは、バイオ燃料生産へのLMOsの導入および利用、さらには合成生命体の環境への野外放出には予防的手法を適用し、バイオ燃料生産のための合成生命体が環境へ放出されないよう確保することを締約国に求める文章について、その削除を提案し、登場しつつある問題に関する決定を指摘した。フィリピン、カメルーン、ドミニカ共和国、ボリビアは、合成生命体・セル・ゲノムを環境に放出しないことの確保を要請した。EUは、この決定書および決定書IX/2（バイオ燃料と生物多様性）を実施する際、CBDの3つの目的に関係するバイオ燃料生産および利用のための合成生命学の問題について検討するよう締約国に求めることを提案した。参加者は、結局次の項目で合意した：締約国に対し、合成生命体・セル・ゲノムの環境への放出には予防的手法を採用するよう求め；合成生命体の環境への放出停止は、国内法に則るとの締約国の権利を認める。

決定書の題目： 参加者は、決定書草案の題目について長時間協議した。ブラジルとガーナは、農業の生物多様性への言及を支持したが、ドミニカ共和国、スイス、タンザニア、ナミビア、フィリピン、エルサルバドルは反対した。Hufler議長との非公式協議後、参加者は「バイオ燃料と生物多様性」とすることで合意し、序文の中で、バイオ燃料の生産および利用が生物多様性に与えるプラスの影響を促進し、マイナスの影響を最小限に抑制すると記載することで合意した。

海洋および沿岸域の生物多様性： 参加者は、海洋の生物多様性に関するコンタクトグループの明確な記述を、全体として承認した。EUは、事務局に対し、リオ条約間での合同の活動を提案する際には、海洋と気候変動の相互作用ならびに緩和戦略、適応戦略の代案を含めるよう要請することを提案し、参加者もこれに同意した。その後、参加者は、海洋と気候変動に関する専門家ワークショップの開催要請について議論し、結局、リオ条約間の合同活動の開発に向けたインプット構築を支援するため、これを開催し、UNFCCCとのコラボレーションを求めることで合意した。EUは、作業計画実施の国家目標設置に関する文章から括弧を外すよう提案し、参加者もこれに同意した。参加者は、戦略計画の記述では、並行して行われる交渉を待ち、括弧を残すこととした。

ワーキンググループ II

戦略計画：使命： スイスは非公式協議について報告し、草案に対する改定案を提示し、括弧書きが残っていると指摘した。参加者は、締約国が2020年までに生物多様性の喪失を「停止する方向に向け（towards halting）」行動をとるべきか、それとも「停止するため（to halt）」行動をとるべきか議論した。コロンビアとインドは、期限を設けないなら、生物多様性の喪失を「停止する」との表現を受け入れられると述べた。コロンビアは、エクアドルと共に、提案されている使命に関する記述のうち、生態系が回復力を有し、基本的

なサービスを提供し続けられるよう確保すると言及する、最初のパラグラフのみを採択するよう提案した。ニュージーランドは、「転換点」への言及削除を提案した。ブラジルは、全ての締約国が協力、キャパシテイビルディング、技術移転、適切な資金源を通して、野心的な目標を達成すると約束することを提案した。EUは、更なる資金供与および政治的意思を動員しやすくするような強力な政治的メッセージをつけた使命の記述とするよう提案した。

実施： カナダは、締約国に対し、国内法制または政策を可決するよりも、国家生物多様性目標を設置するよう推奨することを提案し、参加者もこれに同意した。参加者は、「適切な場合は国家会計システム (national accounting systems, as appropriate)」にも言及することで合意した。フィリピンは、最も環境上脆弱な諸国に特に言及するよう求め、参加者もこれに同意した。戦略計画実施のためのタイムリーで新規かつ追加的な資金源へ言及は括弧書きのまま残された。

ヘッドライン目標： コンタクトグループ共同議長のKateråsは、保留されている目標に関する非公式協議が行われ、その成果を反映させたノンペーパーが作成されると、参加者に伝えた。参加者は、次に関する2020年目標を採択した：魚の乱獲回避；持続可能な管理がされる農業、水産業、林業；汚染を生物多様性に有害でないレベルまで落とす；IASを特定し、優先的IASをコントロールする；既に脅威を受けている既知の生物種の絶滅防止；生物多様性に関する知識、科学的基礎、技術を改善する。

また、参加者は、次に関する2015年目標を採択した：サンゴ礁に対する人為的圧力を最小限に抑制する；政策手法としてNBSAPを開発する。耕作される植物および飼育される動物の遺伝的多様性目標に関し、メキシコは、そのような多様性を保持し、2020年までに遺伝的侵食作用を最小限に抑制する戦略を実施することを提案し、参加者もこれに同意した。

TKに関する目標について、IIFBは、2020年までに、生物多様性の保全および持続可能な利用、そして伝統的ならびに慣習的な生物資源の利用に関係するILCSのTK、発明、慣習は、尊重され、ILCsが完全かつ効果的に参加するCBDの実施に全面的に統合され、反映されると提案した。ニュージーランド、カナダ、EU、ノルウェー、メキシコ、マレーシア、日本、フィリピン、エクアドルは、この提案を支持した。インドは、グアテマラとアフリカグループの支持を得て、TKは「独自におよび他のシステム (*sui generis and other systems*)」を通して保護されるとの記述を要求したが、参加者は、結局、国内法および関連する国際的義務に言及することで合意した。

保留とされた2020年目標で、自然の生息地の喪失を少なくとも半減する、実施可能な場合にはゼロに近づけるとの目標に関し、残されたただ一つの問題は、森林について特に言及すべきかどうかであり、グアテマラは言及することに反対した。PAsの目標に関し、中国は、MPAsを国家主権のおよぶ水系に限定するよう求

めた。カナダは、PA管理の「平等な (equitable)」という用語の括弧を外すことに同意した。基本的な生態系サービスを提供する生態系の回復に関する目標では、水系に関する言及に括弧書きが残された。

戦略計画実施のための資金源を扱う目標に関し、ブラジルは、遅くとも2020年までに現在の資金源レベルを、総合的かつ合意されたプロセスを通して、全ての資金源から募集して増額し、少なくとも2千億米ドルに達するようにすべきだとする新しい文章案を提案した。ノルウェーも、2020年までに資源（資金、人材、技術）を、少なくとも、資源動員に関する戦略に規定する目標に基づき、増加させるとする新しい文案を提出した。議長のLunaは、両方の提案をオプションとして文書に入れることを提案した。スイスはこれに反対し、資源動員に関する閣僚級ガイダンスによると、公共の資金からの資源の流れを増加させ、他のチャンネルによる資源はこれを補う必要があり、実際の必要額を評価する必要があると強調していると指摘した。議長のLunaは、閣僚級ガイダンスは正式に採択されたものではなく、交渉に予断を加えるのではなく、推進することを目的としていると明言した。

多数の参加者が、二つの具体的なオプションを歓迎し、フィリピンは、妥協的表現として統合できると指摘した。多数の途上国が、ブラジルの提案を支持し、特定の額および目標を設定する必要があると強調した。EUは、カナダの支持を得て、CBDの効果的な実施および戦略計画のため、総合的かつ合意されたプロセスを通して、全ての資金源からの資金を合意されたベースラインと比し大幅に増額するよう求める、別な文案を提案した。オーストラリアは、事前にニーズ分析をするよう要請した。

第8(j)条：倫理行動規定： 議長のLunaは、この問題について8年間作業してきたと指摘し、当該決定書草案および附属規定を提出し（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.28）、この文書には括弧書きが含まれていないと指摘した。参加者は決定書草案を採択した。

第8(j)条 MYPOW： 参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.27）について議論した。土地利用の傾向を示す指標に関し、フィリピンは、バイオ燃料決定書で合意された表現を反映させ「土地所有権および資源の権利 (land tenure and resource rights)」と言う表現を提案した。参加者は、改訂されたとおりの決定書草案を採択した。

資源動員 戦略： 決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.29）に関する議論が夜に入っても続けられた。

ABSに関する非公式協議グループ

午前中、François Pythoud（スイス）は、利用と派生物に関する協議の進捗状況を報告し、遺伝資源の利用とするか生物資源の利用とするか、さらには多様な条文において、合意された派生物の定義を使うかどうかで意見が一致していないと指摘した。TK少人数グループ議長のLoweは、公的に利用可能なTKに関する合意



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

は保留されているが、他のTK関係の問題を解決したとして参加者を称賛した。遵守に関する少人数グループ共同議長のLagoは、遵守関連問題（第13条）に関する提案について、フィードバックを待っていると述べた。Anne Daniel（カナダ）は、法的草案グループが、文書の法的な一貫性と明確性を検討していると報告した。ICG共同議長のCasasは、代表団長と非公式 協議を開催すると発表した。

午後、ICG共同議長のCasasは、利用と派生物については、基本的な意見対立が続いていると報告し、次の項目の研究開発に言及する2(c)の下では、2つのオプションが残されていると報告した：5条に基づきアクセスされる遺伝材料；または遺伝資源の遺伝発現または代謝。

夕方、ICG共同議長のHodgesは、利用と派生物に関する追加の非公式 協議を提案した。日本は、木曜日夜に合意に達しない場合は、金曜日の朝、地域代表と2者間協議を行う用意があり、それに続いて、日本のCOP10議長が、明確な議定書の文章をプレナリーの検討にかけると発表した。一部の締約国が地域グループに歩調を合わせていないことに留意し、オーストラリアおよび、アジア太平洋同士国（LIKE-MINDED ASIA-PACIFIC）は、少人数グループまたは個々の締約国で会議をし、その後、技術移転（18条bis）および資金メカニズム（19条）の議論に移り、夜まで議論を続けた。

プレナリー

ICG共同議長のHodgesは、ICGは、驚くほどの努力をし、具体的な進展も達成したが、ABS議定書の作業を終了していないと報告した。ICG共同議長のCasasは、遺伝資源への先住民PICのアクセス（第5(1)条bis）、遵守関連問題（第13条）での進展状況に注目した。同共同議長は、スコープ、他の制度との関係、緊急事態、資金メカニズム、公的に利用可能なTK、そして最も重要な利用と派生物に関する規定が保留のまま残されていると報告した。その後、プレナリーは、ICGのマンデートの深夜までの延長を承認した。

廊下にて

ABS参加者は、木曜日、感情的に、ローラーコースターに乗っていたようだ。最初は、ABS議定書の「枠組み」を採択し、これに途上国でのABSのキャパシティビルディングを支援する多額の資金供与をつける計画だと報じる記事に危機感を抱かされた。次に、ABSに関する閣僚級ガイダンス案作成のため、特定の地域および締約国が「秘密に」会議しているとの噂が流れ、ここから外された地域の心配を呼んだ。非公式閣僚級会合が開催され、ガイダンスが非公式ながら入手できたときは、感情も落ち着いた。提案されたものは、議定書発効前に取得された遺伝資源およびTKに関する多国間の利益配分メカニズム、提供された遺伝資源に関係する派生物での利益配分、健康面での緊急事態の場合、病原体へのアクセスを加速化すると共に、利益



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

配分も加速化することを含める。ある交渉担当者は、「まだ文書が机上にあるうちに承認すべきかもしれない」と言っており、これまでに合意された議定書の条文だけでも、ABSの実施には十分ではないかと指摘した。しかし、他のものは、現在ある通りの議定書を承認するなら、その議定書に入っていない要素は、結局、後日の法的拘束力のある文書の中に一度も入れられることなく終わるのではないかと懸念した。あるものは、「遵守や利用に関する明確な定義がなければ、どれだけのことができるのかわからない」と指摘した。

ABS議定書完成の最終期限であるこの日の深夜が急速に迫る中、合意の道筋は見えず、全てのものの目は、日本のCOP 10議長が、地域リーダーと二者協議を開催した後、金曜日に「明確な」文書を提案するとの、最終的な打開策を発表したことに集中した。多数のものが、これは、かなりリスクのある動きだとコメントし、他のものは、このプロセスの中で戦略計画や資源動員戦略が取り下げられることが一番危険だと付け加えた。閉会プレナリーを数時間後に控え、多数の重要課題が未解決のまま残されていることから、一部のものは、名古屋に近づいている台風は、気象現象以上のものかもしれないと指摘した。

ENBサマリーおよび分析： COP 10の*Earth Negotiations Bulletin*サマリーおよび分析は、2010年11月1日月曜日、次のウェブサイトに掲載される予定：<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.

生物多様性条約COP 10サマリー

2010年 10月18日～29日

生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP10)は、2010年10月18-29日、日本の名古屋で開催された。締約国や他の政府機関、国連機関、政府間組織、非政府組織、先住民と地域社会(ILC)、学术界、産業界を代表する7千名以上の参加者が出席した。

CBD COP10は、一連の戦略的、実質的、事務管理上、予算上の問題を議論し、47の決議を採択した。また参加者は、国際ABS議定書に関する交渉も継続したほか、次の問題も審議した:条約の新しい戦略計画、目標、多年度作業計画(MYPOW);他の条約、組織、イニシアティブとの協力の問題;海洋および沿岸地帯生物多様性、気候変動、森林生物多様性、バイオ燃料、8(j)条(伝統知識)など実質的な問題。

多数の議論が並行して行われ、深夜まで熱のこもった会合が続いたほか、ABS、戦略計画、資源動員戦略では、ぎりぎりの線での交渉の末、印象的な「パッケージ」が採択され、COP10は条約の歴史の中でも最も成功した会議の一つとなった:遺伝資源へのアクセスそしてその利用から生じる利益の公平かつ平等な配分に関する名古屋議定書は、7年間の交渉の後、条約の第3の目的実施の規則および手順を規定する;2011-2020年のCBD戦略計画は、締約国および利害関係者による広範な行動実施を目指す使命および戦略ゴールならびに目標を含める;COP9で採択された資源動員戦略の実施に向けた活動および指標も定める。最後に、この会議は、必ずしも重要性が低い問題に関し、次の行動がとられた:ジオエンジニアリング的措置の事実上の猶予期間に当たる決議の採択;合成生物学の問題に関し、一定の姿勢をとり、各国政府に対し、合成生命の環境への野外放出に対する予防的手法の採用を求め一方、締約国はこれを中断する権利を有すると認識し;途上国における森林減少および森林劣化から生じる排出量の削減および森林の保全、持続可能な森林管理、森林炭素貯留量の増大(REDD+)におけるCBDの役割を再確認し;Tkarihwaí:ri倫理行動規定を採択し;Rio+20サミットにいたるまでのリオ条約間の協力強化のため、明確なステップをとる。

CBDのこれまで

CBDは、1992年5月22日に採択され、1993年12月29日に発効した。現在193の締約国が加盟する。この条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ平等な配分の推進を目指す。COPはこの条約の統治組織である。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

COP 1: COP はその第 1 回会合(1994 年 11 月-12 月、バハマ、ナッソー)において、クリアリングハウスメカニズム、および科学的、技能的、技術的助言に関する補助機関(SBSTTA)を設立し、地球環境ファシリティー(GEF)を暫定的な資金メカニズムに任命し、条約の実施に向けた一般枠組みを規定した。

COP 2: COP 第 2 回会合(1995 年 11 月、インドネシア、ジャカルタ)は、海洋と沿岸生物多様性に関する決定書(ジャカルタ・マンドート)を採択し、生物多様性に悪影響をおよぼす可能性がある遺伝子組み換え生物(LMOs)の越境移動に焦点をあてるバイオセーフティー議定書の策定を目指しバイオセーフティーに関するオープンエンド・アドホックワーキンググループを設立した。

COP 3: COP 第 3 回会合(1996 年 11 月、アルゼンチン、ブエノスアイレス)は、農業および森林の生物多様性に関する作業計画、ならびに GEF との覚書を採択し、8(j)条および関連条項に関する会合期間外ワークショップの開催を提案した。

COP 4: COP 第 4 回会合(1998 年 5 月、スロバキア、ブラティスラバ)は、8(j)条に関するワーキンググループ、ABS に関する専門家パネルを設置し、世界分類学イニシアティブ(GTI)および海洋・沿岸生物多様性に関する作業計画を採択し、そのほか次の決定書を採択した:内陸水系;農業および森林の生物多様性;他の条約との協力。

EXCOP: 1996 年から 1999 年のバイオセーフティーワーキンググループ会合の後、COP 臨時会合(ExCOP)(1999 年 2 月、コロンビア、カルタヘナ)の参加者は、バイオセーフティー議定書交渉の最終決着を図る妥協案パッケージで合意することができず、この会議は中断された。再開 ExCOP(2000 年 1 月、カナダ、モントリオール)は、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書を採択し、COP/MOP 1 に向けた準備作業のため、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の政府間委員会を設立した。この議定書は、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性がある LMOs の安全な移動、取り扱い、利用に関する議定書であり、特に人の健康に配慮し、越境移動に焦点をあてる。

COP 5: COP 第 5 回会合(2000 年 5 月、ケニア、ナイロビ)は、農業生物多様性に関する作業計画を検討し、ABS ワーキンググループを設置し、乾燥地および亜湿潤地での作業計画ならびにインセンティブ措置を採択し、8(j)条、生態系アプローチ、持続可能な利用、生物多様性ツーリズム、侵略的外来種(IAS)、GTI に関する決定書を採択した。

COP 6: COP の第 6 回会合(2002 年 4 月、オランダ、ハーグ)は、条約の戦略計画を採択した、この計画には 2010 年までに生物多様性損失率を大幅削減する目標が掲げられた。COP 6 は、次のものも採択した:森林生物多様性に関する拡大作業計画;ABS に関するボン・ガイドライン;IAS の指針原則;植物保全のための世界戦略;GTI 作業計画;インセンティブ措置および 8(j)条に関する決定書。

COP 7: COP 第 7 回会合(2004 年 2 月、マレーシア、クアラルンプール)は、山岳部生物多様性、保護区域(PAs)、技術移転と技術協力に関する作業計画を採択し、ABS に関する国際体制の交渉開始を目指すワーキンググループのマンドートを決定した。COP は、実施レビューに関するオープンエンド・アドホックワーキンググループを設置し、次の



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

文書を採択した: 条約の実施、その戦略計画と 2010 年目標達成に向けての進捗状況をレビューする決定書; 文化的、環境的、社会的影響評価のための Akwé: Kon ガイドライン; 持続可能な利用のためのアジスアベバ原則とガイドライン; 広報、教育、普及啓発 (CEPA)、インセンティブ措置、内陸水系、海洋と沿岸の生物多様性に関する決定書。

COP 8: COP 第 8 回会合 (2006 年 3 月、ブラジル、Curitiba) は、島嶼部生物多様性に関する作業計画、および多様な問題に関する決定書を採択した、この中には、8(j)条、CEPA、他の条約との協力、民間部門の参加、公海上の PAs を含めた PAs、インセンティブ措置、生物多様性と気候変動、森林、海洋、沿岸、農業の生物多様性に関する決定書が含まれた。COP 8 は、制約を受ける遺伝利用技術の野外試験に関する COP 5 の禁止措置を再確認し、ABS ワーキンググループに対し、2010 年に開催される COP 10 の可能な限り前の段階で、ABS に関する国際体制の作業を終了するよう指示した。

COP 9: COP 第 9 回会合 (2008 年 5 月、ドイツ、ボン) は、2010 年を交渉期限とする国際 ABS 体制交渉のロードマップを採択し、条約のための資源動員戦略、保護を必要とする海域の科学基準およびガイダンスを採択し、生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ (AHTEG) を設置した。

ABS 交渉: ABS ワーキンググループは、COP 9 と COP 10 の間に 4 回の会合 (2009 年 4 月、フランス、パリ; 2009 年 11 月、カナダ、モントリオール; 2010 年 3 月、コロンビア、カリ; 2010 年 7 月、モントリオール) を開催し、専門家、非公式協議、地域協議の支援を得て、国際体制交渉を行った。最初の 2 回の会合では草案のとりまとめを行った。カリでは、ワーキンググループ共同議長が、議定書草案を配布したが、手続き上の議論により会議は中断された。モントリオールの再開会合では、カリで設定された地域間交渉グループ (ING) 方式を用い、協力の精神をもって議定書草案の審議を行い、意見対立のない条項で合意し、特定の困難な問題でも進捗を見た、この中には、他の制度との関係や国内 ABS 要求事項の遵守が含まれた。また更なる妥協が必要な重要問題も特定され、この中には、スコープや病原体、派生物、遺伝資源利用の概念、遵守支援メカニズムが含まれた。括弧書きも数箇所残され、ワーキンググループは 2010 年 9 月、モントリオールで ING に関する追加会議を開催した。この会議では、派生物や利用概念に関し共通の理解が進んだが、重要問題は保留のまま残された。

8(J)条 WG 6: 8(j)条に関するワーキンググループは、第 6 回会合 (2009 年 11 月、カナダ、モントリオール) で、一連の提案を採択した、この中には、先住民および地域社会の文化的、知的伝統の尊重を保証する倫理行動規定の先行草案、国際的 ABS 体制に関する詳細意見の ABS ワーキンググループ提出が盛り込まれた。

SBSTTA 14: SBSTTA 第 14 回会合 (2010 年 5 月、ケニア、ナイロビ) では、地球規模生物多様性概況の第 3 版が発表され、COP 10 に向け 18 の提案が採択された、この中には次のものが含まれた: 山岳部、内陸水系、海洋および沿岸生物多様性、PAs、生物多様性と気候変動、第 10 条 (持続可能な利用) に関する作業計画実施の詳細レビュー; 農業部門の生物多様性とバイオ燃料; 乾燥地および亜湿潤地; 森林の生物多様性; IAS; ポスト 2010 年成果主義の目標とゴール; インセンティブ措置; GTI; 植物保全のための世界戦略。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

WGRI 3: CBD 条約実施のレビューに関するワーキンググループ (WGRI) 第 3 回会合 (2010 年 5 月、ナイロビ) は、COP 10 に向けた 12 の提案を採択した、この中には次のものが含まれた: ポスト 2010 年の戦略計画更新および改定、この中には資金問題および ABS 交渉の決定まで保留される括弧書きが残された; 2011-2020 年の国連生物多様性の 10 年の提案; ビジネスの参加; 生物多様性技術イニシアティブの提案; 2011-2020 年の多年度条約作業計画; 生物多様性の貧困根絶問題および開発問題との統合; 生物多様性、生態系サービス、人間の福利に関する科学と政策のインターフェース。

COP 10 報告書

10 月 18 日月曜日、Jochen Flasbarth (ドイツ) は COP 9 議長の立場で発言し、会議の開会を宣言し、2010 年生物多様性目標の未達成を指摘し、戦略計画および国際 ABS 体制の最終決定を呼びかけた。同議長は、COP 議長職を日本の松本環境大臣に引き継いだ。

松本議長は、生物多様性保護措置にとり重要な時だと指摘し、現実的な新しい世界目標を求め、国際 ABS 体制の確立を求めた。愛知県の神田知事は、COP 10 においてポスト 2010 年目標および国際 ABS 体制が採択されることへの期待感を共有した。名古屋市の河村市長は、自然と調和する生活において地方自治体や市民は重要な役割を果たせると強調した。

UNEP 専務理事の Achim Steiner は、多国間環境合意 (MEAs) の並行するガバナンスや事務管理アレンジの欠点と取り組むとの UNEP の決意を表明し、COP 10 は多国間主義の成功を鼓舞するものになりうると強調した。

CBD 事務局長の Ahmed Djoghlaif は、戦略計画の関連性ならびに持続可能な発展のための ABS 議定書に鑑み、COP 10 は国連の歴史の中でも生物多様性に関する最も重要な会議になると述べた。

報告: 参加者は、次の項目に関する報告を聞いた: バイオセーフティー議定書の COP/MOP 5、これには次のものが含まれる: 補償および賠償に関する名古屋-クアラルンプール補足議定書の採択; 8(j) 条、SBSTTA、WGRI に関するワーキンググループの会合期間外会合 (UNEP/CBD/COP/10/2 to 4); ABS 交渉; GEF (UNEP/CBD/COP/10/6)。

組織管理上の問題: 参加者は議題書と作業構成書 (UNEP/CBD/COP/10/1 and Add.1) を採択し; Snežana Prokić (セルビア) を会議の報告官に、Cosima Hufler (オーストリア) と Damaso Luna (メキシコ) をワーキンググループ I と II の議長にそれぞれ選出した。プレナリーでは、このほか、ABS に関するオープンエンドの非公式諮問グループ (ICG) が結成され、Fernando Casas (コロンビア) と Timothy Hodges (カナダ) が共同議長を務め、議定書ならびに COP 決定書の交渉および最終決定を行うこととなり; Amb. Conrad Hunte (アンティグア・バーブーダ) が議長を務める予算グループも結成された。参加者は、評価規模に関し保留されている資金規則の審議を COP 11 まで延期することで合意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

下記報告書は、会議の議題に沿った構成である。特に断らない限り、背景文書として配布されたまとめ文書 (UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2/Rev.1) 記載の決定書草案に基づき審議が行われ、COP 10 決定書は若干の改訂もしくは改訂なしで、10月29日金曜日、閉会プレナリーで採択された。

アクセスと利益配分

ABSに関するICGは、10月16日に名古屋で開催されたABSに関するワーキンググループの第9回再開会合から送られた議定書草案(UNEP/CBD/COP/10/5/Add.5)の交渉を、会合期間中継続した。少人数のグループが結成され、次の項目に関し議論した:利用と派生物;遵守関連問題;議定書と他の制度との関係;緊急事態;TK関連問題;COP決定書。10月28日木曜日、閣僚級非公式協議が開催され、日本のCOP議長が提出した妥協案について議論した。非公式協議は夜間、さらには翌朝まで継続し、残された保留問題に関する妥協案パッケージで合意にいたった、これら保留問題には次のものが含まれる:利用と派生物の概念、それに関係する利益配分;スコープに関する規定;非恣意的(non-arbitrary)アクセス手順;TK関連問題、これには公的に利用可能なTKの規定でいずれ削除されるものも含める;人間、動物、または植物の健康危機への特別な配慮および食料安全保障問題;暫定スコープの問題、ならびに越境状況で発生する、あるいは事前のインフォームドコンセント(PIC)の供与または取得が不可能な、遺伝資源およびTKの利益配分を行う多国間利益配分メカニズム関連の提案および暫定スコープ問題;チェックポイント、必要な情報および遵守の国際認証に関する遵守関連規定。審議の結果、閉会プレナリーでABSに関する名古屋議定書が採択された。

閉会プレナリーにおいて、ベネズエラは、議定書にはバイオパイレーシー(生物資源に対する海賊行為)防止に必要な要素がもろこまれていないとし、このことを記録するよう求め、自然を商品に転換することへの懸念を表明した。アフリカン・グループは、議定書は最善の文書とは言えないが、アフリカの人々の利益のため、CBDの第三目的実施に向けた努力の開始点としてこれを受け入れるとし、このことを記録するよう求めた。ボリビアは、議定書には多数の国の意見が十分取り入れられていないとし、現実よりも、先住民の貢献を認め、母なる大地の権利を保護すべきだと指摘し、意見の不一致を記録するよう希望した。中東欧諸国グループ(CEE)はグループ内には、議定書に関し多様な立場があると記録し、意見の一致に至る機会を得たことへの感謝の意を表し、CEEはこの採択に反対しないと指摘した。

Like-Minded アジア太平洋は、CBDは1カ月以内に2つの「素晴らしい(magnificent)」条約を採択したと強調し、議定書は完全というには程遠いとし、参加者に対しバイオパイレーシー防止を訴えた。

下記セクションに、審議された主要問題の交渉経過、ならびに議定書の主要条項をまとめる。

利用と派生物:利用および派生物の概念は、クロスカッティングイシューとして、今会議期間中、非公式協議で議論され、スコープおよび利益配分との関係で重要だと考えられた。妥協案の一環として結論に達したが、この中には次のものが含まれた:用語規定(2条)の「遺伝資源の利用」、「バイオテクノロジー」、バイオテクノロジーに関係する「派生物」の定義;スコープ(3条)の中で派生物に言及しない;遺伝資源の利用、ならびにその後の応用、商業化から生じる利益については、利益配分規定(4(1)条)で言及。

暫定スコープ: スコープに関する問題は、非公式協議で議論された。10月26日火曜日、アフリカン・グループは次の主張を繰り返した: 議定書発効前にアクセスされた物質の継続利用で生じる利益は配分する倫理的義務があり、議定書はそのような利益配分を「奨励」すべきである; そのような物質の新たな利用から生じる利益を配分する法的義務がある、この配分は多国間メカニズムで行われる可能性がある。妥協パッケージでは、暫定的なスコープ、または継続利用、あるいは新たな利用に関する問題に関する特別な言及は含まれていない。しかし、越境状況、または PIC の供与または取得が不可能な状況における利益配分を行う世界的な多国間利益配分メカニズムに関する条項は含まれる。同様な文章は序文パラグラフにも記載されたがその一方で、政府間委員会が、作業計画に則り、その第2回会議において、世界的な多国間利益配分メカニズムの必要性および方法について、検討を求められることとなった。

他の条約との関係(3条 BIS): この問題は ICG および少人数グループで議論された。論議の中心は、相互支援の実施に関する表現であった、参加者は、他の関連する合意で行われている議論および実施方法の価値を認める必要があることで全般的には意見が一致したが、これらについてどう言及するかその方法については、意見が一致しなかった。

特別な配慮(6条): この問題は主に、Paulino Franco de Carvalho Neto (ブラジル) および François Pythoud (スイス) が共同議長を務める少人数グループで議論された。議論の中心は、健康上の緊急事態が発生した場合の迅速または簡素化されたアクセス手順の必要性とこれに関係する利益配分であり、先進国はそのような場合にはアクセスの簡素化が必要であると強調し、途上国は、利益配分、特に安価な処置方法へのアクセスを確保することを希望した。参加者は、条項の全般的な内容については、早期に合意に達し、この中には人間や動物、植物の健康に関する緊急事態への言及、緊急事態の定義そして/または関連する国際合意への言及、簡素化されたまたは早急なアクセス手順、利益配分に関するものも含まれた、具体的な表現に関する合意は、最後まで保留された。

TK(9条と関連条項): TK のクロスカッティングイシューは、ICG、Janet Lowe (ニュージーランド) と Jorge Cabrera Medaglia (コスタリカ) が共同議長を務める少人数グループ (Costa Rica)、および Lowe が議長を務める非公開グループで議論された。論議の中心となったのは次の項目であった: TK および ILCs に対する関連性についての序文での表現、特に国連先住民の権利宣言(UNDRIP)への言及; 公的に利用可能な TK; ILCs が保有する TK へのアクセスおよび違反があった場合の協力; TK へのアクセスおよびその利用に関する国内法の遵守; TK の利用により生じる利益の配分。

ILC 以外の保有者から取得された TK (公的に利用可能な TK) の利用による利益配分に関する規定については、今回の会合期間中を通して議論され、締約国はそのような規定が必要かどうか、締約国が行うべき措置に関する表現を拘束力のあるものにするか、それとも拘束力のないものにするかで意見が分かれた。意見の相違は会議終了時まで続き、結局、採択される議定書からこの規定を外すこととなった。

遵守(13条): 遵守関連問題は、Sem Shikongo (ナミビア) および Alejandro Lago (スペイン) の指導の下、コンタクトグループ、締約国のみ非公開グループ、および二国間の「告白」会合などにおいて、会議期間中を通して議論された。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

意見対立が見られた主要問題には次のものが含まれる：チェックポイント、情報公開の要件、遵守の国際認証。途上国は議定書の実施を確実にする強制力のある規定を支持した。

チェックポイントに関する交渉の焦点は次のとおり：チェックポイントの設置を義務とすべきかどうか、：チェックポイント表示リストを含めるべきかどうか、チェックポイントではどういう種類の情報を管理するのか。また参加者は、情報公開の必要条件、その義務的な特質、非遵守の場合の影響結果についても議論した。

遵守の国際認証に関し、議論の焦点となったのは、そのような認証に含まれるべき最低限の情報の必要性、議定書の別の箇所に言及する認可および認証との法的な関係であった。また参加者は、この条項は途上国が示唆するように遵守支援のみを目的とするのかどうか、それとも先進国が推奨するのとおり、透明性の向上をも目的とするのかどうか議論し、国際 ABS オンプerspersionに関する規定についても議論したが、これは採択された文書には入れられなかった。

最終決定書：決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.43/Rev.1)には、名古屋議定書の採択、その政府間委員会、事務管理および予算の問題に関するセクションが含まれる。序文の中で、COP は、国際的体制は CBD、ABS 議定書、および食料および農業用の植物遺伝資源に関する国際協定(ITPGR)および ABS に関するボン・ガイドラインなどの補足的制度で構成されるものと認識する。COP は、遺伝資源へのアクセス、およびその利用により生じる利益の公平かつ平等な配分に関する名古屋議定書を採択した、この議定書は、2011年2月2日から2012年2月1日の間、ニューヨークの国連本部において、署名のため公開される予定であり、COP は、CBD 締約国に対し、この議定書に署名し批准するよう求めた。COP は、議定書の枠組の中には人間の遺伝資源は含まないことで合意し、25条に則った第1回レビューでは12条 bis(TK に関する国内法の遵守)の実施について、他の関連する国際機関、特に、世界知的財産機関(WIPO)での展開という観点から評価すると決定する、ただしこの展開が CBD および議定書の目的に反しない限りである。

COP は、さらに議定書に関するオープンエンドのアドホック政府間委員会を設立し、締約国の第1回会議に向けた必要な準備作業を行うこととし、附属書にある作業計画を支持する。COP は、GEF に対し、早期批准を助けるため財政支援を行うよう求め、事務局に対し、相互合意条件(MAT)の契約条項および関連するガイドライン、実施規定を集約し、CHM モデルで利用できるようにすることを要請する。

政府間委員会に関する附属書の作業計画には、その第1回会議で検討されるべき問題が含まれる、この中には、遵守推進のための協力手順および制度メカニズムが含まれる、さらに第1回会議で検討されるべき問題として、世界的、多国間利益配分メカニズムの必要性およびその方法が含まれる。

名古屋議定書：附属書である ABS に関する名古屋議定書には、27の序文の節、36の本文、および金銭的ならびに非金銭的な利益を記載する表示リストを含めた附属書で構成される。序文には、下記の項目などが含まれる：

- MAT の交渉において法的確実性および衡平性ならびに平等を推進することの重要性;
- 越境状況または PIC を提供するまたは獲得することが不可能な状況における利益配分に関する革新的な解決策の必要性;
- 食料および農業の遺伝資源に関する全ての国の相互依存性、食料および農業遺伝資源委員会 (CGRFA) ならびに食料および農業用の植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR) の本質的な役割、これにはその多国間システムのものも含める;
- 世界保健機構 (WHO) 国際健康規制および公衆衛生の整備ならびに対応目的の対人病原体へのアクセス確保の重要性;
- 遺伝資源と TK 間の相互関係、これらと ILCs との切り離せない特性、ILCs が TK を保有し、所有する状況の多様性;
- 各国において、TK が保有される特異な状況、この TK は口頭または書面、あるいは他の方式である可能性がある;
- UNDRIP;
- 議定書の中のいかなる規定も、ILCs の既存の権利を減少させるまたは取り消すものと解釈されるものではない。

第 1 条(目的): 本議定書の目的は、遺伝資源の利用により生じる利益を公平かつ平等に配分することであり、この中には、遺伝資源への適切なアクセス、および関連する技術の適切な移転によるものも含める、この場合、これらの資源および技術に関する全ての権利を考慮に入れるものとし、適切な資金供与を行うことにより生じる利益も含めるものとし、それにより生物多様性の保全、およびその構成成分の持続可能な利用に貢献する。

第 2 条(用語): CBD2 条に規定する用語は、本議定書にも適用される。これに加えて、「遺伝資源の利用」とは、遺伝構成成分および／または遺伝物質の生化学的構成成分に関する研究開発を行うことを意味し、この中にはバイオテクノロジーの応用によるものも含める。「派生物」とは、生物資源または遺伝資源の遺伝的発現または代謝により自然に発生する生化学分子を意味するが、遺伝の機能ユニットは必ずしも含まれない。

第 3 条(スコープ): 本議定書は、条約 15 条のスコープ内の遺伝資源、条約のスコープ内の遺伝資源に関する TK、そのような資源ならびにそのような知識の利用により生じる利益に対し、適用されるものとする。

第 3 条 bis (国際合意および制度との関係): 本条項は下記を規定する:

- 議定書は、既存の国際合意から派生する権利および義務に影響しないものとする、ただしこのような権利および義務の行使が生物多様性に深刻な害を与える、あるいは脅威を与える場合はこの限りでない。
- 本パラグラフは、議定書と他の国際制度との間に上下関係を作ることを意図したものではない。
- 議定書のいかなる規定でも、締約国が発展をし、他の関連する国際条約を実施することを妨げるものではない、これには他の ABS 専門の合意が含まれる、ただしいずれも CBD および議定書の目的を支えるものであり、これに反することはないものとする。
- 本議定書は、関連する国際的制度と相互に支えあう形で実施されるものとする。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

- 当該の国際的制度および関連する国際機関において、行われている有用かつ関連性のある作業に十分配慮すべきである、ただしこれが CBD および議定書の目的を支持し、これに反しないことを条件とする。
- 特定の国際的 ABS 制度が適用される場合、これは CBD および議定書の目的と合致するものであり、これに反するものではない、議定書は特定の制度の対象となる、あるいはその目的である特定遺伝資源に関する特定制度について、締約国(単数または複数)に適用されるものではない。

第4条(公平かつ平等な利益配分): 遺伝資源の利用、ならびにその後の応用および商業化から生じる利益は、そのような資源を提供する締約国、すなわち当該資源の原産国または条約に基づき当該遺伝資源を取得した締約国との MAT に基づき公平かつ平等に配分されるものとする。各締約国は、上記の実施を目的に、適切な法的、行政的、政策的措置をとるものとし、これにより ILCs が ILCs のこれら遺伝資源に対する既存の権利に関する国内法に則り保有する遺伝資源の利用から生じる利益が、MAT に基づき、関係する地域社会と公平かつ平等な形で配分されることを確保することを目的とする。利益には金銭的なもの金銭的でないものを含める可能性があり、この中には附属書に記載するものを含めるが、これに限定されないものとする。締約国は、遺伝資源に関係する TK の利用から生じる利益も、そのような知識を保有する ILCs と、MAT に基づき、公平かつ平等な形で配分すべく、適切な場合、法的、行政的、政策的措置をとることとする。

第5条(遺伝資源へのアクセス): 遺伝資源利用のため当該資源にアクセスすることは、天然資源に関する各国の主権の行使において、また国内の ABS 法または規制上の要求の対象として、そのような遺伝資源を提供する締約国、すなわちそのような資源の原産国、または条約に則り当該遺伝資源を取得した締約国の、PIC の対象とする、ただし当該締約国が別な決定を行う場合はこの限りでない。各締約国は、国内法に則り、ILCs が当該資源へのアクセスを認める既得権を保有する場合、その遺伝資源へのアクセスに関し、ILCs の PIC もしくは承認および参加を確保すべく、適切ならば措置をとるものとする。

PIC を必要とする各締約国は、下記を行うため、適切な場合は、必要な法的、行政的、政策的措置をとるものとする:

- 各国の国内 ABS 法または規制要求における法的な確実性、明確さ、透明性を提供する
- 遺伝資源へのアクセスに関し、公平かつ確定的な規則および手順を提供する;
- PIC 申請方法に関する情報を提供する;
- 適格な国家当局から、明確かつ透明性のある書面での決定を、費用効果の高い形で、かつ合理的な期間内に提供する;
- PIC の提供が決定された証拠として、および MAT 確立の証拠として、アクセス時に、認可または同等のものの発行を行い、これに従い ABS CHM に通知する。
- 適切な場合、および国内法に則り、遺伝資源へのアクセスに関する PIC の取得および ILCs の承認と参加を得るための基準そして/またはプロセスを設定する
- MAT を要求し確立するための明確な規則および手順を設定する。その条件は、書面に記載するものとし、これには次のものを含めることとする:利益配分の条件、これには次のものを含む可能性がある:紛争解決条項;利益配分の条



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

件、これには知的財産権 (IPRs) に関するものも含める;その後、第三者が利用する場合はその条件、および当てはまる場合には、利用目的の変化に関する規定。

第5条 bis (遺伝資源に伴う TK へのアクセス):締約国は、国内法に則り、ILCs が保有する遺伝資源に伴う TK に関し、PIC のある形でアクセスされる、あるいはこれら ILCs の承認および参加、そして MAT が確立されることを確実にするため、適切な措置をとる。

第6条 (特別な事情):締約国は、ABS の法律または規制要求の策定および実施において、特に途上国における生物多様性の保全および持続可能な利用に貢献する研究を推進ならびに奨励する状況を作るものとする、この中には、非商業研究目的でのアクセスにおける簡素化措置を含めることとし、この場合そのような研究の意図の変化に対応する必要性にも配慮するものとする;さらに、各国国内または国際的に、人間や動物または植物の健康を脅かすまたは損なうと決定された現在のまたは直近の緊急事態に十分注意を払うこととする。締約国は、遺伝資源へのアクセスの迅速化が求められる点も考慮に入れ;そのような遺伝資源の利用から生じる利益を、迅速、公平、平等に配分することにも配慮する、これには必要とするものが安価な治療にアクセスできること、ならびに食料および農業における遺伝資源の重要性に配慮し、食料安全保障での特別な役割にも配慮する。

第7条 (保全および持続可能な利用への貢献):締約国は、利用者および提供者に対し、遺伝資源の利用により生じる直接の利益を、生物多様性の保全およびその構成成分の持続可能な利用にあてるよう奨励する。

第7条 bis (世界的な多国間利益配分メカニズム):締約国は、遺伝資源ならびに遺伝資源に伴う TK で、越境して生じるもの、あるいは PIC を提供するあるいは取得することが不可能なものの利用により生じる利益については、これを公平かつ平等に配分するため、世界的な多国間利益配分メカニズムの必要性を検討し、その方法を検討する。本メカニズムにより、遺伝資源の利用者および遺伝資源に伴う TK の利用者での利益配分は、生物多様性の保全支援およびその構成成分の持続可能かつ地球規模での利用支援にあてるものとする。

第8条 (越境での協力):同じ遺伝資源が、一締約国以上の領域内に本質的に存在する場合、これら締約国は、議定書実施の観点から、適切な場合は、関係する ILCs が参加する形で協力するよう努力する。遺伝資源に伴い同じ TK を数カ国の締約国における一つまたはそれ以上の ILCs が共有する場合、これらの締約国は、議定書の目的実施の観点から、適切な場合は ILCs の参加も得て、協力するよう努力するものとする。

第9条 (遺伝資源に伴う TK):議定書の下での各締約国の義務実施に関し、締約国は、各国の国内法に則り、遺伝資源に関係する TK について当てはまる場合には、LCs の慣習法や地域社会のプロトコルや手順に配慮する。

締約国は、関係する ILCs の有効参加を得て、遺伝資源に関係する TK の潜在的利用者に対し、当該知識へのアクセスならびに当該知識の利用により生じる利益の公平かつ平等な配分に関し、ABS CHM に規定される義務 (措置も含める) の情報を通知するメカニズムを設立することとする。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

締約国は、適切な場合、各地域社会の女性を含めた ILCs が行う下記の作成活動に対し、援助を与える努力をするものとする: 遺伝資源に関する TK へのアクセスおよびそのような知識の利用により生じる利益の公平かつ平等な配分についての地域社会プロトコル; 遺伝資源に伴う TK の利用により生じる利益の配分に関する MAT およびモデル契約条項の最小必要条件。

締約国は、議定書の実施にあたり、条約の目的に則った ILCs 内部およびその相互の間での遺伝資源およびこれに伴う TK の慣習的な利用および交換を、可能な限り制約しないものとする。

第 10 条(国内窓口(NFP)および適格な国内当局): 締約国は、次の情報を利用可能にするため、ABS に関する NFP を指定する: 遺伝資源へのアクセスを求める申請者向けの、PIC 取得および MAT 確立の手順に関する情報、これには利益配分に関するものも含める; 可能な場合、遺伝資源に伴う TK へのアクセスを求める申請者向けの、PIC 取得手順に関する情報または適切な場合は ILCs の承認および参加を得るための手順に関する情報、および利益配分を含めた MAT 確立手順に関する情報; 適格な国内当局、関連する ILCs、関連する利害関係者に関する情報。NFP は、事務局との連携の責任を負うものとする。各締約国は、ABS に関する適格な国内当局を一つもしくはそれ以上指定するものとする、これらの国内当局は、適用される国内法、行政措置、または政策措置に則り、アクセスを提供する責任を負い、当てはまる場合にはアクセスの必要条件が満たされているとの書面による証明書を発行する責任を負い、さらには PIC 取得および MAT 締結に適用される手順および必要条件について助言を行う責任を有する。各締約国は、窓口と適格国内当局の両方の機能を満たす一つの組織を指定することも可能である。

第 11 条(ABS クリアリングハウスと情報共有化): 本条項は、CHM の一部としての ABS クリアリングハウスを設置するものである。本条項は、締約国が、議定書の求める全ての情報、ならびに COP/MOP の行う決議に基づき求められる情報を、機密情報保護に予断を加えることなく、ABS クリアリングハウスに提供することを求めるものである、この情報には次のものが含まれる: 法的、行政上、政策上の ABS 措置; PIC 供与および MAT 設立が決定された証拠として、アクセス時に発行される認可および同等のもの。

第 12 条(ABS に関する国内法および規制上の要求事項の遵守): 締約国は、それぞれの管轄権内において利用される遺伝資源が国内の ABS 法、または他の締約国の規制要求どおり、MAT が確立され、また PIC に則りアクセスされるよう、適切かつ効果があり、各国に適合した法的、行政上および政策上の措置をとる。締約国は、上記のとおり採用された措置の非遵守の場合に対応するため適切、効果的、分相応の措置をとることとし、可能な限り、そして適切な場合には、国内の ABS 法または規制上の要求に対する違反の申し立てがあった場合に協力するものとする。

第 12 条 bis (遺伝資源に伴う TK のための ABS に関する国内法または規制要求の遵守): 締約国は、自国の管轄圏内で利用された遺伝資源に関する TK が PIC に則りアクセスされたこと、あるいは ILCs の承認および参加に則りアクセスされたこと、さらには国内の ABS 法または該当する ILCs が存在する他の締約国の規制要求で求められること、MAT が確立するため、適切な場合は、適切かつ効果的、分相応の法的、行政上、政策上の措置をとることとす



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

る。上述の条項にあるとおり、締約国は、非遵守に対応する措置をとるものとし、違反の申し立てがあった場合はこれに協力するものとする。

第13条(遺伝資源利用のモニタリング):締約国は、遵守を支援するため、適切な場合は、遺伝資源の利用状況をモニタリングし、その透明性を強化するため、措置をとる、この中には、次のとおり、1箇所もしくはそれ以上のチェックポイントの指定も含まれる:

- 指定されたチェックポイントは、PIC、遺伝資源の供給源、MATの確立、そして/または適切な場合には遺伝資源の利用に関する情報を、収集もしくは当てはまる場合は受け取る。
- 各締約国は、適切な場合や指定されたチェックポイントの特徴により、遺伝資源の利用者に対し、指定されたチェックポイントに特定の情報(上記パラグラフ記載)を提供するよう求めることとする。
- 当該情報には、入手可能な場合は国際的に求められた遵守の証明が含まれ、これらの情報は、機密情報の保護に予断を与えることなく、関連する国内当局、PICを提供する締約国、そして適切な場合はABSクリアリングハウスに提供される。
- チェックポイントは:有効なものでなければならない;実施に関連する機能を有すべき;遺伝資源の利用、またはそれに関連する情報、特に研究、開発、発明、商業化前、商業化のいずれかの段階に関する情報の収集に関連するものであるべきだ。

そのほかの措置には次のものが含まれる:遺伝資源の利用者および供給者に対し、MATの規定の中にそのような条件の実施に関する情報共有の規定をふくめるよう推奨する、この中には報告要請によるものも含まれる;このほか、費用効果の高いコミュニケーションツールおよびシステムの利用も奨励する。

5条(2)(d)に則り発行された認可またはそれと同等のもので、ABSクリアリングハウスに提供されるものは、国際的に求められた遵守の証明を公正するものとし、対象となる遺伝資源がPICに則りアクセスされたこと、および国内のABS法またはPICを提供する締約国の規制要求で求められるとおりMATが確立されたことを証する。

この証明書は、機密情報でない限り、次の最低限の情報を含むものとする:発行当局;発行日;提供者;証明書の識別番号;PICが提供された個人または法人;証明書の対象となる物質もしくは遺伝資源;MAT確立の確認;PIC取得の確認;商業用かそして/または非商業用か。

第14条(MATの遵守):締約国は、遺伝資源そして/または遺伝資源に関するTKの提供者および利用者に対し、適切な場合の紛争解決に関する規定をMATに盛り込むよう推奨する、この規定には、全ての紛争解決プロセスをとりおこなう裁判権のある場所;適用法;そして/または調停や仲裁など他の紛争解決のオプション。

各締約国は、MATから発生する紛争の場合、それぞれの法律体系で適用法の要求と合致する償還請求機会を確保することとする。各締約国は、適切な場合、正義へのアクセスに関する効果的な措置をとるものし、また外国の審判お



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

よび仲裁の裁定の相互認証および施行に関するメカニズムの利用についても、効果的な措置をとるものとする。この条項の有効性は、議定書 25 条に則り、COP/MOP においてレビューされるものとする。

第 15 条(モデル契約条項):締約国は、適切な場合、MAT に関するセクター別およびセクター横断的なモデル契約条項の作成、更新、利用を奨励する。

第 16 条(行動規定、ガイドライン、ベストプラクティスそして／または基準):締約国は、適切な場合、ABS に関する自主的な行動規定、ガイドライン、ベストプラクティス、そして／または基準の作成、更新、利用を奨励する。

第 17 条(啓発):締約国は、遺伝資源および遺伝資源に関する TK の重要性、および ABS 関連問題に関する意識向上を図るため、措置をとり、そのような措置を示したリストを記載する、このリストには、ILCs のためのヘルプデスクの設置と維持、地域社会のプロトコルおよび ILC 手順に関する啓発を含める。

第 18 条(能力—キャパシティ):締約国は、キャパシティビルディング、キャパシティ開発および人的資源の強化、制度能力の強化において協力し、途上国締約国、特に後発発展途上国 (LDCs) および小島嶼後発途上国 (SIDS)、ならびに市場経済移行国での議定書の効果的な実施を可能にする、これには、既存の世界的、地域的、小地域の、そして国内の制度や組織を通してのものも含める。この点に関し、締約国は、ILCs および NGOs や民間部門も含めた理解関係者の参加を推進すべきである。適切な措置の基礎として、途上国締約国は、国内キャパシティの自己評価により、それぞれの国内でのキャパシティニーズ、および優先策を明確にすべきである。

第 18 条 bis (技術移転、コラボレーション、協力):締約国は、CBD15 条、16 条、18 条、19 条に則り、技術的、科学的研究啓発プログラムに関しコラボレーションをし、協力する、これには議定書の目的達成手段としてのバイオテクノロジー研究活動も含める。締約国は、CBD ならびに議定書の目的達成に向けた健全かつ有効な技術的、科学的基礎を開発し、強化できるよう、途上国締約国における技術へのアクセス、ならびに技術の移転を促進し、奨励するための措置をとる。そのようなコラボレーション活動は、可能な場合、また適切な場合、締約国、もしくは遺伝資源の原産国である締約国、あるいは条約に基づき遺伝資源を取得した締約国の間において、またそのような締約国に対して行われるものとする。

第 18 条 ter (非締約国):締約国は、非締約国に対し、議定書の遵守を推奨し、ABS クリアリングハウスに適切な情報を提供するよう推奨する。

第 19 条(資金メカニズムおよび資金源):条約の資金メカニズムは議定書の資金メカニズムでもあることとする。COP/MOP は、ガイドラインを提供するにあたり、途上国締約国のニーズならびに ILCs 中の女性を含めたキャパシティニーズや優先策に配慮するものとする。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

第 24 条(議定書の遵守推進の手順およびメカニズム): COP/MOP は、その第 1 回会合において、議定書の規定遵守推進、および非遵守の場合への対応について、協力的手順および制度メカニズムを検討し、承認する。これらの手順およびメカニズムには、適切な場合、助言もしくは援助を提供するとの規定も含めることとする。これらの制度は、CBD27 条の紛争解決手順およびメカニズムとは別であり、これに予断を与えないものとする。

第 25 条(評価とレビュー): COP/MOP は、議定書発効後 4 年、その後は、COP/MOP の決定する間隔において、議定書の効果を評価する。

残りの議定書条項には、制度の規定や最終的な規定条項が含まれる: 第 20 条(議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議); 第 21 条(補助機関); 第 22 条(事務局); 第 23 条(モニタリングおよび報告作成); 第 26 条(署名); 第 27 条(発効)。本議定書の附属書には、金銭的および非金銭的利益の可能なリストが含まれる。

実施の進展状況評価および支援に関する戦略問題

2010 年生物多様性目標に向け手の進展状況および地球規模生物多様性概況(GBO): この項目は、最初、10 月 18 日月曜日の WG II で議論された。GBO 3 に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.1)および条約の実施と戦略計画(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.2 and Rev.1)の議論は 10 月 22 日金曜日に行われ、10 月 25 日月曜日には承認された。同じ議題項目において、生物多様性と貧困根絶に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.5)もレビューされ、10 月 25 日月曜日に採択された。閉会プレナリーにおいて、参加者は、「資金資源により」とする表現を囲んでいた括弧の除去を承認した。

議論は資金源問題が中心となり、一部の先進国は、利用可能な資源に基づき、優先順位を決定すべきだと指摘したが、途上国は、資金資源への配慮から、CBD 実施に向け必要とされるステップが制限されるべきではないと警告した。GBO に関する決定書草案について、メキシコ、ブラジル、エクアドル、インド、マレーシアは、CBD との全面的なシナジーを達成すべく、生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)と連携するとの条項を組み入れることを支持した。

最終決定書: 条約の実施および戦略計画に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.24)において、COP は、戦略計画ならびに資源動員の戦略と合わせ CBD の目的を実施するための締約国の能力強化に対する支援を増額する必要があると強調する、この戦略には、地域および小地域の協力および生物多様性の主流化と戦略計画の実施を推進する効果的な制度として、国家生物多様性戦略および行動計画(NBSAPs)を更新することも含める。COP は財政支援を呼びかけるとともに、締約国に対し、次のことを行うよう求める: CBD、戦略計画および生物多様性目標の全面的な実施において ILCs および全ての利害関係者の全面的および効果的な参加を全てのレベルで推進するメカニズムの設置を求める; NBSAPs の更新過程においては、全ての生物多様性関連条約の NFPs を含める。さらに COP は、事務局に対し、次の要請を行う: 資金の利用可能性により、また締約国ならびに国際機関と協力し、NBSAPs 更新および生物多様性の主流化に関するワークショップを含めたキャパシティビルディングイニシアティブに対する国家支援を推



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

進する;2010年生物多様性目標が達成されなかった主な理由について、さらに詳細な分析を行う;関連部門および部門横断の政策、計画、プログラムに生物多様性を組み入れるためのガイダンス作成を続ける;生物多様性関連条約と協力し、NBSAPs 更新における NFPs の参加を推進する。

貧困根絶戦略への生物多様性統合に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.16)において、COP は、生物多様性主流化努力の推進を歓迎し、南-南協力に関する MYPOW 作成に向けた途上国のイニシアティブを歓迎し、先進締約国、政府、寄贈者、GEF に対し、貧困根絶および開発プロセスの中に生物多様性を主流のものとして組み入れるための資金援助、技術支援を行うよう求める。COP は、キャパシティビルディングの暫定枠組み案、および持続可能な発展と貧困根絶のための生物多様性および生態系サービスの本流化に関する草案が WGRI 3 に送られたことに鑑み、貧困根絶のための生物多様性に関する専門家グループ設立を決定し、その検討事項(terms of reference: ToRs)を決定書に付し、事務局に対し、次の要請を行う: 専門家グループの会合を開催し;会議用の文書を作成し;その成果を踏まえて、決定書に記載される関連活動を継続し改善する。

GBO 3 に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.9)において、COP は、GBO 3 が次のように結論づけたと指摘する: 2010年生物多様性目標は完全には達成されていない;この点、資金的技術的資源と能力の限界が障壁となった;大半の未来シナリオは、高い絶滅レベルの継続および生息地喪失を予想する;重要な地域、生物種、生態系サービスに注目する焦点を絞った政策であれば、生物多様性の危機に対応する大きな機会が存在する。その上で、次の点を指摘する、生物多様性の損失軽減戦略は、複次的なレベルでの行動を必要とする;劣化した生態系の回復に重点を置く必要がある。COP は、urges 締約国に対し、COP 決定書を実施するため早急に行動をとるよう求め、生物多様性の継続的な損失を抑えるため GBO 3 が明らかにした行動をとるよう求め、事務局に対し次の行動をとるよう要請する: 関連組織と協力し、GBO-3 の結論から、ポスト 2010 年目標の評価を進める;GBO 3 の作品のレビューを委託する; GBO 3 のため、コミュニケーション戦略のさらなる発展を図る;GBO 3 の普及を推進し、ワークショップを開催する; IPBES と連携し、両プロセス間の完全なシナジーを図る。

改定戦略計画、生物多様性目標、指標:この問題は最初、10月18日月曜日の WG II で議論され、その後は、Asghar Fazel(イラン)と Finn Katerås(ノルウェー)が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。10月25日月曜日、WG II は国連生物多様性の 10 年に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.10)、および成果本位の目標とゴールに関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.15)を採択した。

改定戦略計画に関する議論は、使命および目標ヘッドラインが中心となったが、まだ括弧書きが含まれた。当初は、使命に関し 2 つのオプションが示された: ニューゼaland、アイスランド、タイは、生物多様性損失の停止に向け行動をとり、2020 年までに生物多様性への圧力を軽減し、生態系と生態系サービスの回復を図るとの最初のオプションを支持した。アフリカン・グループは、十分な資金が利用可能となるなら、2020 年までに生物多様性の損失を止める行動をとるとの第 2 のオプションを支持した。ノルウェーと CBD 連合は、2020 年までに生物多様性の損失を止めるのが使命であると述べた。欧州連合(EU)は、戦略計画は条約間の国際的なガバナンスを強化できる効果的で柔軟な枠

組みだと述べた。途上国数カ国は、改定戦略計画と資源動員戦略との関係を強調し、戦略計画実施のため、十分な資金源を動員するよう求めた。参加者は、承認グループが作成した第3の妥協案について議論した、この提案では、機能的かつ回復力のある生態系を確保するため、生物多様性の損失を止める行動をとるとする。参加者は、科学、貧困撲滅、効果的な政策措置、生物多様性の主流化への言及で合意したが、資金源への言及は括弧が残されたままであった。参加者は、生物多様性の損失による社会的、経済的な負の影響を最小限に抑制することなど、意見対立のあった言及を特定した。

コンタクトグループは次の項目について議論した：戦略計画の実施；モニタリング、レビュー、評価；使命と目標ヘッドライン。支援メカニズムに関し、途上国は、資源動員戦略に関する表現および、戦略計画実施のための新しい追加的な資金源を適切かつ予測可能な形でタイムリーに提供すると表現を提案したが、一部の先進国は反対した。決定書草案に関し、参加者は、次のことをおこなうかどうか議論した：GEF に対し、戦略計画にあわせた適格な締約国の NBSAPs 改定にあたり、迅速な支援を提供するよう要請するまたは求める；ILCs および UNDRIP への言及を含める；事務局に対し、技術的な合理性と目標のための里程碑の提案の開発を進め、SBSTTA および WGRI 4 での検討に付すよう要請する；戦略計画と IPBES およびミレニアム開発目標との連携を図る。

生物多様性の価値に関する目標を国内ならびに地方の発展及び貧困削減の戦略ならびに計画プロセスに統合する件に関し、一部の先進国は、生物多様性の価値の「各国国内アカウント」への統合を支持した。多数の途上国は、そのような言及には慎重であり、最終的には、「国内算定そして／または報告システム」という表現で合意した。

インセンティブに関する目標に関し、すべての国がプラスのインセンティブへの言及で合意した。途上国ならびに多数の先進国が、助成金排除について、強力な表現を希望したが、一部の先進国は、反対意見を述べた。最終的に、遅くとも 2020 年までに助成金を含めたインセンティブで生物多様性に有害なものを排除する、段階的に解消する、または改革することで合意した。国際的な義務との一貫性の表現について、参加者は、CBD 22 条(他の条約との関係)、ならびに他の関連する国際的な義務との一貫性に関する2つのオプションを議論した。参加者は、「条約その他の関連する国際的な義務と調和し、一貫性をもたせる」との表現で最終的に合意した。

生態系サービスを提供する生態系のセーフガード目標に関し、大半の参加者は、水に関する特別な言及が保持される限り、各国の国内法に則り、生態系サービスへの公平なアクセスとの表現を削除することで合意した。

10月27日水曜日以降、WG II は決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.26)について議論を開始し、実施のための適切な資金源に関する条項に残された括弧書きについて検討した。EU は、資金問題に関する議論を待ち、括弧を残すよう要請し、スイスもこれを支持した。アフリカン・グループ、中国、その他途上国数カ国は、括弧を取り除くよう求め、メキシコとブラジルは、提案されている表現がこれまでの COP 決定書と同じであると指摘した。リベリアは、資金に関する合意がなければ、戦略計画の議論をする必要はないと述べた。南アフリカとメキシコは、戦略計画に関する議論では、資源動員や資金源に関する情報を提供すべきであり、逆ではないと強調した。EU は、利用可能な資金レベルにより戦略計画の優先度を決定すべきであり、この条項は保留で残されるべきだと指摘した。最終的に、参加

者は、GEFへの言及を削除し、このパラグラフの括弧書きを残すことで合意した。EUは、GEFに対し、適格な国家による戦略計画の実施が可能になるよう、適切かつ予測可能な財政支援をタイムリーに提供するよう要請する、追加条項を提案し、参加者もこれに同意した。生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)は、締約国に対し、戦略計画の実施においては、UNDRIPに留意するよう求め、パラグアイとガボンもこれを支持した、ニュージーランドは、「適切かつ各国の国内法に則り」と付け加え、参加者もこれに同意した。

その後、参加者は、改定戦略計画の付属書について議論した。カナダは、戦略計画が「柔軟な」枠組を構成すると規定するよう提案し、ブラジルもこれを支持した。使命に関し、EUは、オーストラリア、太平洋諸島、スイス、ノルウェーとともに、生物多様性の損失を「2020年までに停止する」とのオプションを支持する強力な政治的メッセージを求めた。ブラジル、中国、アフリカン・グループ、エクアドル、インド、その他は、2020年までに生物多様性の損失「停止を志向する」とのオプションを支持した。マレーシアとメキシコは、後者を支持する一方、期限を含めることなく「停止」を検討することの柔軟性を指摘した。

ブラジルは、2020年までに、森林を含めるすべての自然生息地の喪失率を少なくとも半減させ、実施可能な場合には、ゼロに近づけ、劣化および細分化を大きく削減するとの妥協的表現を提案し、アフリカン・グループとスイスもこれを支持した。EUは、森林を強調する必要があると強調したが、太平洋諸島、マレーシア、コロンビア、南アフリカは反対した。

TKの目標に関し、IIFBは、2020年までに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関係するILCsのTK、発明、慣習、ならびに生物資源の伝統的および慣習的利用を尊重し、ILCsが全面的かつ有効に参加するCBDの実施に完全に統合するよう提案した。ニュージーランド、カナダ、EU、ノルウェー、メキシコ、マレーシア、日本、フィリピン、エクアドルは、この提案を支持した。インドは、TKを「*sui generis* その他のシステム」により保護されるとの表現を要請し、グアテマラおよびアフリカン・グループもこれを支持したが、結局、参加者は、各国国内法および関連する国際的な義務に言及することで、合意した。

戦略計画実施を目的とする資金源を扱う目標に関し、ブラジルは、遅くとも2020年までに、現在の資金源レベルを、総合的かつ合意されたプロセスですべての資金源において、引き上げるべきであり、少なくとも米ドル2千億ドルに達すべきだとする新しい提案を提起し、多数の途上国がこれを支持した。またノルウェーは、2020年までに、少なくとも資源動員戦略に設定される目標に則り、資源(資金、人的資源、技術)を増加するとの新しい提案を提起した。EUは、CBDの効果的な実施およびその戦略計画の効果的な実施のため、総合的な合意プロセスを通し、かつ合意されたベースラインと比較し、すべての提供先からの資源を大幅に増加するよう求める別な表現を提案し、カナダもこれを支持した。オーストラリアは、事前に資金的ニーズを分析するよう要請した。

10月29日金曜日、最後のWG II 会合および閉会プレナリーにおいて、戦略計画コンタクトグループの共同議長Kateråsは、非公式協議で作成された妥協案パッケージを提出した。このパッケージは、国内および地域の目標作成に関する本文に、資源動員戦略を通じた資源の提供に関する表現を加える。さらにこの妥協案パッケージでは、使命



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

に関する冒頭の文書に、2020年への言及を入れることで最終決着にした。この表現は次のとおり、「生物多様性損失を止めるため、効果的な行動をとり、2020年までに、生態系の **resilient** を確保し、引き続き基本的なサービスを提供できるようにする。これにより、この惑星の多様な生命を確保し、人類の福利および貧困根絶に貢献する。」保留されている目標に関し、参加者は、次の項目への言及で合意した：自然の生息地の喪失率目標の設定；陸地および内陸水系では 17%、沿岸地帯と海域では 10%を **Pas** として指定する；生態系回復目標における水に関するサービス。**ABS** ならびに資金源動員に関する目標も最終決定され、パッケージに含まれることとなった。最後に、参加者は、戦略計画の実施を支援するべく、新たなかつ追加的な資金を適切で予測可能、しかもタイムリーに提供することを目的とする、資源動員戦略ならびにその更なる発展プロセスへの言及も含めた。参加者は、妥協パッケージを承認した。参加者はノルウェーの要請を受け、2020年までではなく、2015年までに名古屋 **ABS** 議定書が確実に発効することを期待することで合意した。参加者は、この目標を愛知目標と呼ぶことで合意した。閉会プレナリーは、改定された戦略計画を改定どおり採択した。

最終決定書：成果重視の目標およびゴールに関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.4)において、COP は次の点で合意する：選択目標に向けての進捗状況をモニタリングする世界的なヘッドライン指標の利用を目指す；これらの指標を追加的な指標で補う；他の MEAs で作成された指標に留意し、既存の指標を補う特定の指標または計測方法を開発する。COP は、事務局に対し、戦略計画の指標に関するアドホック技術専門家グループの会議を開催し、次のことを行う：指標の更なる開発および世界的な指標と国内指標との結びつき強化に関し、助言を与える；締約国による国内指標作成努力および関連する生物多様性モニタリングおよび報告システムを作成する努力を支援するため、新たなメカニズム設置を提案し、さらなるガイダンスを開発する。

国連生物多様性の 10 年に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.20)において、COP は、国連総会に対し、2011-2020 年を国連生物多様性の 10 年と宣言することを検討するよう求め、事務局に対し、生物多様性関連条約と協力し、条約および 2011-2020 年戦略計画の実施を支援するこの 10 年に全面的に参加するよう推奨することを要請する。

改定戦略計画二に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.44)において、COP は附属する改定戦略計画を採択し、各国政府に対し次のことを行うよう求める：戦略計画を柔軟な枠組みとして利用し、各国の優先策および能力に応じて、特に国内および地域の目標をたてて、その実施を図る、その場合、世界的な目標と各国の生物多様性の動向、資源動員戦略により提供される資源に配慮するものとする；戦略計画に合わせて **NBSAPs** をレビューし、更新し、それを、生物多様性目標を各国の発展および貧困削減戦略、そして適切な場合、各国のアカウントに組み込む、さらには国家レベルで生物多様性を本流に据えるための有効な手段として活用する。さらに同決定書は、締約国ならびに資金供与者に対し、途上国、特に **LDCs**、**SIDS**、ならびに最も環境面が脆弱な諸国、そして経済移行国が戦略計画を全面的に実施できるよう、適切で予測可能な財政支援を、タイムリーに提供するよう求める；**GEF** に対し、適格な諸国の戦略計画実施を可能にするため、適切かつ予測可能な財政支援をタイムリーに提供するよう求める。さらに同決定書は、締約国が条約および戦略計画での約束を達成できるよう、追加的なメカニズムが必要かどうか、そしてその開発の可能性を、COP 11 で検討すると決定する。最後に、COP は事務局に対し、次のことを要請する：



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

- 戦略計画実施のための能力を向上させる活動を推進し、これを容易にする、この中には、NBSAPs の更新、生物多様性および資源動員の本流化に関するワークショップによる活動も含める。
- 第 5 回国別報告書、ヘッドライン世界指標の利用、その他の関連情報に基づき、GBO 4 の準備のため、計画を作成し、COP 11 の前の SBSTTA での検討にかける；
- 生態系および生物多様性の経済学(TEEB)の研究に基づき、生態系サービスに関係する経済的側面のさらなる発展を図り、生物多様性および生態系サービスの経済的な側面を統合する実施ツールを開発する；
- 各国による TEEB の研究結果活用を支援し、関連する国内および地方の政策、プログラム、計画プロセスに生物多様性の価値を組み入れる作業についてもこれを支援する。

附属書には 2011-2020 年の戦略計画「自然と調和して生きる」が含まれる、この計画は次の項目で構成される：合理的な理由；ビジョン；使命、戦略目標およびヘッドライン目標；実施、モニタリング、レビュー、評価；支援メカニズム。戦略計画のビジョンする世界は「自然と調和して生きる」世界であり、「2050 年までに、生物多様性を高く評価し、保全し、回復し、賢く使い、生態系サービスを保持し、健全な惑星を持続し、全ての人に欠かせない利益をもたらす」世界である。

使命としては次のものを設定する：生物多様性の損失を止めるため、緊急に効果のある行動を行い、2020 年までに生態系が基本的サービスを引き続き提供できるだけの強靱性を持つようにし、それにより惑星の生命の多様性を確保し、人間の福利ならびに貧困根絶に貢献する。このため、生物多様性に対する圧力を削減し、生態系の回復を図り、生物資源を持続的に利用し、その利益を公平かつ平等な形で共有し、適切な資金を供与し、能力を向上し、生物多様性問題ならびにその価値を政策の本流に据え、適切な政策を効果的に実施し、健全な科学および予防的手法に基づき意思決定を行う。

戦略計画には 20 件のヘッドライン目標が含まれ、5 つの戦略目標に基づき、整理される。

次の目標は 2015 年を期限とする。このため：

- サンゴ礁その他、気候変動または海洋の酸性化の影響を受けやすい脆弱な生態系に対する人為的な圧力を最小限に抑え、それによりこれら生態系の健全性と機能を保持する。
- ABS に関する名古屋議定書を発効させ、施行し、各国の国内法との整合性を図る
- 各締約国は、NBSAP を作成し、政策手法として採択し、効果的および高い参加性を持って、最新のものとし、施行を開始する

次のヘッドライン目標は 2020 年を期限とする：

- 人々は生物多様性の価値を認識し、これを保全し、持続可能な形で利用できるような手段をとる。
- 生物多様性の価値を各国のおよび地方の発展戦略および貧困削減戦略に統合し、適切な場合は国内算定システムおよび報告システムにも含める。
- 補助金など生物多様性に害をなすインセンティブを排除して、ネガティブな影響を最小限に抑制する。または回避

する、さらに生物多様性の保全および持続可能な利用に対するポジティブなインセンティブは、条約および他の関連する国際的な義務と調整して、これを作成し、適用する。

- 政府、ビジネス、利害関係者は、全てのレベルにおいて、持続可能な生産および消費のための計画を達成すべく方策をとり、実施し、自然資源の利用については、その影響を生態系の安全な限界内に収めておく。
- 森林を含めた全ての自然の生息地の喪失率を少なくとも半減し、可能な場合はゼロに近くし、劣化および細分化も顕著に削減する。
- 魚類および水生植物は、持続可能な形で管理し、収穫し、生態系ベースの法的措置をとりこれを適用し、それにより、乱獲を回避し、全ての絶滅危惧種について再生のための計画および措置をとり、漁業は絶滅危惧種および脆弱な生態系に大きな悪影響を与えないものとし、漁業が生物種の個体数、生物種自体および生態系に与える影響は、安全な生態系限度を十分下回るものとする。
- 農業、養殖漁業、林業を行う区域は、これを持続的に管理し、生物多様性の保全を図る。
- 富栄養化を含めた汚染は、生態系の機能および生物多様性に害を与えないレベルに抑える。
- 侵略的外来種(IAS)およびその経路を明らかにし、優先度をつける、優先的に対応すべき生物種はこれを抑制し、撲滅し、侵入経路を管理する方策を実施し、その導入および定住化を阻止する。
- 陸上および内陸水系区域の少なくとも 17%、沿岸地帯および海域の 10% など、特に生物多様性および生態系サービスにとり重要な区域は、効果的かつ公平な形で管理し、生態系を代表し、十分接続する PA システムおよび効果的な区域ベースの保全策でこれを保全し、広範な陸地景観および海洋景観に統合する。
- 既知の絶滅危惧種の絶滅を防止し、その保全状況、特に個体数が減少している危惧種の保全状況を改善し、保持する。
- 耕作植物種および牧畜ならびに飼育される動物種の遺伝多様性、これら生物種の野生種およびその中でも社会的および文化的価値の高い生物種の遺伝多様性は、これを保持し、遺伝喪失作用の抑制および遺伝多様性の保護を目的とする戦略を策定し、これを実施する。
- 水に関係するサービスなど重要なサービスを提供する生態系、健康や生活、福利に貢献する生物種は、女性や先住民、地方社会、貧困者、脆弱なものにニーズに配慮した上で、これを回復し、保護する。
- 生態系の耐性と炭素貯留量に対する生物多様性の貢献は、保全および再生活動により向上させるものとする、この活動には、劣化した生態系の少なくとも 15% を回復し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献し、砂漠化を防止する;
- 生物多様性の保全および持続可能な利用に関する ILCs の TK、発明、慣習は、これを尊重する、ただし国内法および関連する国際的義務を条件とする、さらに ILCs が全てのレベルで全面的および効果的に参加する形での条約の実施に、これを全面的に取り入れ、反映させるものとする
- 生物多様性、その価値、機能、状況、動向の知識、基本的科学、技術、さらには損失の場合の結果に関し、これを改善し、広範に共有し、移転し、適用する
- 資源動員戦略における包括的かつ合意されたプロセスに則り、2011-2020 年の戦略計画を効果的に実施するため資金提供者から動員される資金を、現在のレベルから大幅に増加すべきである。この目標は、締約国が開発し、報告する資源のニーズの評価により変更される。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

戦略計画には次の記述を含める：資源動員戦略、これには提供される具体的なイニシアティブ、開発される目標／指標、革新的なメカニズム開発のプロセスを含めるが、この戦略は、CBD 第 20 条(資金源)の効果的な実施を行うためのロードマップを提供し、これにより、戦略計画の実施を支援するため、新しい、追加的な資金資源を適切で予測可能、かつタイムリーに提供する。

運用および MYPOW:MYPOW:この項目は 10 月 19 日火曜日および 10 月 22 日金曜日の WG II で議論された。10 月 25 日月曜日の WG II で決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.4)が採択されたが、SBSTTA 会合の周期およびリオ条約間の合同作業計画の可能性に関する保留文章は、並行して行われる交渉待ちである。

議論の焦点は条約の運用とその MYPOW であり、これには次の項目が含まれた：COP 11 と 12 の両方で扱われる問題、COP および SBSTTA の会合の周期。ボスニア・ヘルツェゴビナとブラジルは、2014 年以降、3 年おきの COP 開催を支持したが、メキシコ、グレナダ、セントルシア、タイは、2 年ごとの会議開催を支持した。カナダ、日本、マレーシア、EU は、2014 年より後の COP 会合の周期について COP 11 で検討することを提案したが、ブラジルとアフリカン・グループは、COP 12 でのレビューを支持した。参加者は、結局、この問題を検討中とし、COP 11 で決定することで合意した。

SBSTTA 会合の周期に関し、グレナダ、セントルシア、タイは、各会合間隙中、SBSTTA 会合を 2 回開催することを支持した。資金問題での合意に続き、閉会プレナリーでは、2 回の SBSTTA 会合開催で合意した。閉会プレナリーは、合同作業計画の可能性に向け準備するとの記述に変えて、可能な合同活動を準備するとの記述とし、決定書を採択した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.8)は、COP 11 および 12 で取り上げる議題を決定する、この議題には、戦略計画(2011-2020 年)の実施、資源動員戦略、締約国、特に途上国による条約および戦略計画実施に向けた支援の提供に関する進捗状況のレビューが含まれる。また、ABS 議定書のステータスおよび実施のレビューも含まれる。

会議の周期に関し、COP は、COP 会議の周期については検討を続け、COP 11 で定めると決定し、SBSTTA の会合は COP 12 までの会合間隙ごとに 2 回開催すると決定する。

また決定書は、WGRI 4 がリオ+20 サミットに提示するメッセージを作成し、2020 年の COP 会合で、条約およびその戦略計画の実施に関するレビューを行うと規定する。

第5回国別報告書:この項目は 10 月 19 日火曜日と 10 月 22 日金曜日、WG II で議論された。10 月 25 日月曜日、改定された決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.3/Rev.1)が採択された。議論の焦点は、資金メカニズムによる資金提供、報告書の作成、報告様式の調整、報告に関する総合アプローチであった。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

可能な限り早期に第5回国別報告書の作成を開始するよう締約国に要請する件で、一部途上国締約国は、報告書作成に向けタイムリーに資金を得るのは難しいと指摘した。キューバとアフリカン・グループは、GEFに対し、報告書作成のための資金提供に関する明確なマンデートを指摘するよう提案した。

報告様式に関し、EUは、傾向を測定できるよう、第5回報告書と第6回報告書の様式を同調させることを支持し、第5回国別報告書に関する追加ガイドラインをCOP11で補足する可能性を提案した。オーストラリアとサモアは、調和され統合された手法を求め、ニュージーランドと共に、最初は共通の様式を利用するとし、その後、適切な場合は、叙述的な様式を利用することを提案した。カナダは、共通様式の利用に懸念を表明し、柔軟性が必要だと強調した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.10)において、COPは、第5回国別報告書のガイドラインを採択し、COP11での追加ガイドラインで補足される可能性があるとして指摘する。さらにCOPは、全ての締約国に対し、2014年3月14日までに第5回国別報告書を提出するよう要請する;締切日に間に合わせるのが困難と見られる締約国は、できる限り早期に報告書の作成を始める;GEFに対し、第5回国別報告書およびそれ以後の国別報告書の作成に向け適切な財政支援をタイムリーに提供するよう要請し、同時に資金を早期にかつ速やかに配分するよう確保する。またCOPは、第5回国別報告書には特に次のものを含めるべきと決定する:戦略計画の実施、条約の各国による実施の全体評価、直面した障害、実施により学べた教訓、成功例に焦点を当てる。最後に、COPは、第5回国別報告書では適切な場合、提案されているツールの利用と合わせ、叙述的な様式を用いると決定し、第5回および第6回の国別報告書の様式は2020年目標に向けた進展状況を長期にわたり追跡できるよう、一貫性のあるものすべきであると決定する。

第5回国別報告書に関するガイドラインでは次の項目を扱う:生物多様性の最新の状況;NBSAPs;2020年生物多様性目標に向けての進捗状況、およびミレニウム開発目標中、関連性のある目標に対する貢献。

IPBES:この項目は、10月19日火曜日、WGIIで議論された。10月26日火曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.6)が採択された。

議論の焦点は、IPBESの設立、その特性とCBDとのシナジーの可能性であった。参加者は、国連総会に対し、実現可能な限り早急にIPBESを設立するよう推奨することで合意した。ノルウェーは、CBDによるIPBES活用方法についてSBSTTA議長団とともに検討し、SBSTTAとCOPに報告するよう事務局に要請することを提案し、参加者もこれに同意した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.25)において、COPは次のことを行う:韓国釜山で開催されたIPBESに関する第3回利害関係者協議の成果、およびIPBESを速い機会に設置すべきとの結論を歓迎する;IPBESは条約のニーズに対応し、SBSTTAを強化するものにする必要があると強調する;CBD事務局に対し、IPBESのアレンジが決定された後、条約がこのプラットフォームをどう活用するか、その方法を検討するよう要請する。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

SBSTTA の効果:WG II は、10月19日火曜日に初めてこの問題を取り上げ、10月27日水曜日、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.25) を承認した。議論の中では、IPBES など他のイニシアティブとのシナジー、SBSTTA の作業に対する指針の提供などが取り上げられた。

アフリカン・グループとニュージーランドは、SBSTTA と IPBES 間の手法に関する草案の COP 11 提出を事務局に要請することに対し、支持を表明した。メキシコは、IPBES を CBD のニーズに対応するものとし、それにより SBSTTA の以前の決議に基づく強化を図るよう提案し、参加者もこれに同意した。ノルウェーは、リオ条約の科学的助言を扱う組織との合同会議を支持したが、インドは異なるマンデートに対する懸念を表明した。

最終決定書:決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.27) において、COP は、IPBES は条約のニーズに対応でき、SBSTTA を強化すると指摘し、次のことを要請する:SBSTTA は、COP の権限の下、その指針に従い、戦略計画および MYPOW の科学的、技術的側面に関する作業に焦点を当てる;事務局は、SBSTTA NFPs のための指針参照資料、最新の手法(これには新しく発生する問題の手順も含める)を作成し、CHM を通して提供する。

決定書の取り下げ:WG II は、10月19日火曜日、この問題を初めて議論し、10月25日月曜日、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.8) を採択した。))

ブラジルは、決定書 IX/29 (条約の運用) のパラグラフ 16 について、事務局に対し CBD ウェブサイトに関する全ての決定の全文を保管するよう要請する表現の記載を提案し、他方、取り下げられた要素も明示することを提案した。

最終決定書:決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.37) において、COP は、附属書に記載する第 5 回会合および第 6 回会合で採択された決定書および決定書の要素の取り下げを決定し、事務局に対し、事務局のウェブサイトにて全ての決定書の全文を掲載し続けるとともに、撤回された決定書および決定書の要素も記載するよう要請する。

新しく発生する問題:WG II は、10月19日火曜日に初めてこの問題について議論し、10月25日月曜日、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.7) を採択した、ただし締約国に対し SBSTTA での審議のため、合成生物学およびジオエンジニアリング的措置に関する情報の提出を求めるパラグラフについては、並行して行われる議論を待ち、10月26日火曜日に採択された。

最終決定書:決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.26) において、COP は、いかなる新しく発生する問題も追加しないと決定する。COP は、海洋酸性化の問題、北極圏の生物多様性、海洋の騒音、地表オゾンが新しく発生する問題として検討されるべきとの基準を満たしていると認識し、SBSTTA に対し、特に次のことを要請する:海洋の酸性化が海洋および沿岸地帯生物多様性作業計画における海洋の生物多様性や生息地に与える影響を考慮する;締約国および各組織に対し、合成生物学およびジオエンジニアリング的措置に関する情報の提出を求めるとともに、合成生命、細胞、遺伝子の環境への屋外放出に対する予防的措置をとるよう求める。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

資源動員戦略:WG IIは、10月19日火曜日にこの問題を初めて議論した。その後この問題は、10月20-28日にかけて、M.F. Farooqui (インド)と Robert Lamb (スイス)を共同議長とする資金問題に関するコンタクトグループ、ならびに資源動員戦略の指標および目標の問題を議論するべく会合した Kevin Love (オーストラリア)を進行役とする議長の友グループで議論された。その後、この提案は、コンタクトグループに提示された。10月28日、WG IIは、2つの決定書草案について議論した:一つは、戦略活動、指標、目標に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.29)、網一つは、革新的な資金メカニズムのための政策オプションに関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.30)である、しかし、合意には至らなかった。閉会プレナリーでは、戦略活動、指標、目標に関する決定書が議論され、保留されてきた問題の文章について合意した。具体的な活動に関する決定書草案は、プレナリーで承認された。閉会プレナリーでは、革新的資金メカニズムに関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.46)を採択しないことで合意した。

議論の焦点は、資源動員戦略の目標および指標の開発、ならびに生態系サービスを支援するツールとしての革新的資金メカニズムおよび条約の実施に対する追加資金に関する政策オプションであった。

戦略における目標:多数の途上国が、モニタリングメカニズムのある資源動員戦略を支持し、ブラジルは、数量目標および指標の必要性を強調した。EUは、戦略計画の野心レベル、適切な能力、全ての締約国による約束とのバランスを確保すべきであると、多数の先進国と共に、資金的なニーズに関する正確な情報を得るためのベースラインおよび評価が必要であると強調した。EUは、目標に関する合意をえることの困難さを指摘し、目標採択に向けたロードマップを提案し、非公式協議において調整することを提案した。目標に関する条項には2つのオプションがある、「目標をCOP 11で採択する」オプションと、「COPが目標をの定義を行い、COP 11での審議にかける」オプションである。閉会プレナリーで、締約国は、最初のオプションに同意した。

指標およびその他の問題:閉会プレナリーで、ボリビアは、次の語句の導入を要請した:「革新的なメカニズムに関し、関連する組織ならびに気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議などのイニシアティブに対し、新しく追加的な資金源発生の可能性ならびに社会経済的問題を含め、それぞれの意見を提出する。」参加者は結局、この語句を含めることで合意した。ABS議定書ならびに自然の本質的な価値への言及という保留されてきた文章についても合意した。

革新的な資金メカニズム:多数の途上国が革新的な資金メカニズムに慎重な姿勢を示した。ボリビアは、これらはCBDの資金メカニズムを補足すべきだと要請し、グリーン開発メカニズムへの言及に反対し、先進国の公的資金が必要だと強調し、自然の商品化に慎重な姿勢を示した。ボリビアは、エクアドルその他の途上国とともに、文書全体の改定を提案した、この中には次の項目への言及が含まれた。自然の権利確保、人権の全面的な尊重、「生物多様性に関する正味の利益」、一つの国での改善が他の国の状況悪化で補われることを許さない、生物多様性の商品化に慎重である。多数の先進国が、商品化への言及に反対し、参加者は、生物多様性の本質的な価値への言及に代えることで合意した。またボリビアは、TEEBへの言及削除を要請したが、多数の先進国が反対した。閉会プレナリーで、参加者は決定書草案の撤回で合意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.45)には、2つのセクションが含まれる:計測可能な目標そして/または指標を含める具体的な活動およびイニシアティブ、そして資源動員のための条約の戦略実施のレビュー(目標、1, 3, 4 および目標 6, 8)である。

COP は、特に次の点を指摘する:新たなかつ革新的な資金メカニズムは全て補足的であり、CBD の資金メカニズムに代わるものではないと強調する;国家による戦略実施には、資源動員に関する国別戦略設計を含めるべきであり、これには主要な利害関係者が参画すべきと再度明言する; GEF に対し、NBSAPs 更新に対し適切な財政支援をタイムリーに提供するよう要請する、これには、国別の資源動員戦略の策定が含まれる可能性がある。

COP は、資源動員戦略実施に関し、この戦略の使命および 8 つの目標に基づき、この実施をモニタリングするため、指標を採用する、特に次の点に注目する:公的開発援助、国内予算、公的部門および NGOs を含めた分類から得られる総合的な資金の流れ;生物多様性の価値を評価し、資金的なニーズを明らかにし、生物多様性に関する国内の資金計画を明らかにした諸国;GEF を通して提供される資金;国際的な金融機関の数;OECD 開発援助委員会に報告する資金およびプログラム。

COP は、CBD の効果的な実施とその戦略計画とのバランスを図り、革新的な資金メカニズムを含め、全ての資源提供者から提供される資源(資金、人的資源、技術)を、確立されたベースラインより大幅に増加させると約束し、特に次の点を行う:

- 各国政府、ならびに気候変動と母なる大地の権利に関する世界の人々の会議などのイニシアティブに対し、新しい追加的な資金源を生み出す可能性、ならびに革新的な資金メカニズムに関する社会経済問題で、3つの CBD 目的の達成を損なう可能性があるものも含め、革新的な資金メカニズムに関するそれぞれの意見および情報を提出するよう求める;
- ベースラインが明確にされ、効果的な報告枠組みが採択されることを条件に、COP 11 で目標を採択すると決定する;
- 目標の策定に関しては、次の項目などを考慮する;2020年までのパートナー諸国に対する毎年の国際的資金の流れを増額し、全ての締約国は、適切な資金の提供を受け、2015年までに、資金的なニーズや、ギャップ、優先策を報告し、生物多様性ならびにその構成要素の本質的な価値、生態系や遺伝、社会、経済、その他の価値を評価し、そして/または価値判断を行う。
- 資金提供締約国に対し、資源動員戦略の戦略目標達成に向けた具体的な活動およびイニシアティブを実現するため、適切な財政支援をタイムリーに提供するよう求める。

科学的、技術的協力および CHM:WG II は 10 月 20 日水曜日、この問題について初めて議論し、10 月 25 日月曜日、草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.14)を採択した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ブラジルは、NBSAPs の実施を推進する質の高い情報を強調した。ブラジル、インド、フィリピン、マレーシアは、各国の CHMs を実施し、保持するにはさらなる財政支援が必要だと強調した。EU は、締約国に対し、各国の実施努力を高めるよう求めた。

最終決定書: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.5) において、COP は、2011-2020 年の期間におけるクリアリングハウスマカニズムの使命、目標、目的を採択する。これらは決定書の附属書となる; 事務局および GEF に対し、戦略計画の実施ならびに NBSAPs 実施の重要な要素として、CHM に対する資金アクセスを容易にするよう要請する。

技術移転および技術協力: この問題は 10 月 20 日水曜日、WG II で最初に議論され、10 月 25 日月曜日、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.9) が採択された。生物多様性技術イニシアティブ (BTI) に関し、EU は、CBD 事務局ではなく、技術移転に関して既に作業を行っている組織が提案されている BTI の主催者となるべきだとし、BTI の統治に関する詳細をさらに煮詰める必要があると述べた。アフリカン・グループは、事務局が BTI のホストとなることを希望し、コロンビア、インド、フィリピン、シンガポール、ハイチ、ヨルダンの支持を受け、BTI は拘束力のあるものにするべきだと強調したが、スイスと日本はこれに反対した。ブラジルは、CBD の下での拘束力のある BTI は、情報や技術へのアクセスに関するアンバランスを正すために必要だと主張した。カナダは、その ToRs に更なる検討を加え、後日審議することを提案した。

最終決定書: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.3) において、COP は、BTI は将来次のことを行う必要があることを強調する: CBD の実施ならびに技術移転作業計画の実施に対し支援を提供する; 需要側主導で、技術のニーズを明確に定義づけし、これに基づくものにする; 適切な資金を調達し、新しい追加的な資金の引き出しに貢献する。また COP は、事務局に対し、CBD 関連技術の移転を支援し、推進し、促進する上での、現行活動のギャップを明らかにし、技術的なニーズ評価を分析して COP 11 での審議にかけるよう要請する。

植物保全のための世界戦略 (GSPC): この項目は 10 月 21 日木曜日の WG II で最初に取り上げられた。決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.18) については 10 月 25 日月曜日に議論された。

多数の参加者が GSPC と目標の更新を支持し、フィリピンは、関連する戦略計画の目標と対応させるべきだと付け加えた。EU は、植物の多様性保護を各国の国内政策に盛り込む必要があると強調した。メキシコとニュージーランドは、国内および地域の優先政策にも適合させられる柔軟な枠組みだとして、GSPC を歓迎した。フィリピンとシンガポールは、菌類に注目するよう求め、ベニンも花粉媒体にも注目するよう付け加えた。カナダは、GSPC の技術的な合理性について更なる努力を要請した。グアテマラは、先住民の知識とさらなる全体手法との統合を求めた。EU は GSPC の目的に関し、3 つの CBD 目標については、一般的な言及にとどめるよう提案した。マレーシアと他の諸国は、植物の多様性保全と持続可能な利用への言及を希望し、植物の遺伝資源利用から生じる利益の公平かつ平等な配分を希望したが、ブラジルは反対した。

閉会プレナリーで、事務局は、2010年以降のGSPC実施に向けた調整および支援をする立場を強化するため、必要な資源が欲しいとの事務局の要請に関する条項を削除すると発表した。参加者は、改定された決定書を採択した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.19)において、COPは次のことを求める:GDPCの総合的な更新で付属書となっているものを採択する、これには、2011-2020年の成果重視の世界目標も含める、またこれは柔軟な枠組みとみなされるべきであり、この枠組みの中で、各国の優先策に合わせ、国内そして/または地域の目標を作成することができると強調し、GSPCの実施および2015年での目標の状況について、中期レビューを行うことで合意する。同決定書では、締約国および他の政府関係者に対し、適切な場合は、国内目標、および地域目標の更新を行い、資金メカニズムおよび他の資金提供者とともに、GSPCの実施に向けた適切な支援をタイムリーにかつ持続可能な形で提供するように求める。付属する更新済みGSPCには、ビジョン、使命ステートメント、目的、合理性、一般原則、2011-2020年の目標および実施に関するセクションを含める。

コミュニケーション、教育、啓発(CEPA)および国際生物多様性年(IYB):この問題は、10月20日水曜日にWG IIで始めて議論され、10月25日木曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.12)が採択された。多数の諸国が、国際生物多様性の10年という提案を支持した。EUは、啓発に関するベースライン確立を提案し、資金調達のためのシナジー促進を求めた。カナダは、CEPAの達成状況を把握するため、指標の利用を求めた。IIFBは、先住民の参画を求め、さらに決定書草案を通して先住民の権利を含めるよう求めた。ペルーは、事務局が全てのIYB活動の評価を行うことを推奨した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.32)において、COPは、締約国に対し、次のことを求める:CEPA活動の更なる改善を図り、ILCsを含める全ての利害関係者が完全かつ効果的に参加するものとする;生物多様性に関する啓発状況に関し、国内、地域内、小地域内での参加に向けた方法論を探るにあたり、指標ならびにガイドラインを用いる;作業計画の優先順位決定を目指し、COP 11の前に事務局に報告する。またCOPは、事務局に対し、IYBの結果を評価するように求める。

協力:他の条約との協力:この議題は10月20日のWG IIで初めて取り上げられ、10月26日火曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.20)が採択された。EUは、次の提案を行った:生物多様性関連条約連携グループのマンデートを改定する;WGRI 4に対し、生物多様性関連条約間の調整を強化するプロセスを定めるよう求める。CITESは、戦略計画を全ての生物多様性関連条約に関連性のある有用な枠組みとみなすのであれば、生物多様性に関する既存の戦略を考慮に入れ、これら条約を統治する組織の独立性に配慮するよう提案し、ブラジルはこれを支持したが、ノルウェーとEUは反対した。この記述には括弧が残されたが、結局、閉会プレナリーで削除された。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.28)は、COPが特に次の行動をとると記載する:

- 事務局に対し、生物多様性関連条約の執行部との協議を準備するよう要請する。生物多様性関連条約連携グループの効果を高め、締約国のニーズとの関連性、リオ条約間の連携を強める。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

- WGRI 4 に対し、協調、一貫性、国レベルでの戦略を強化するプロセスの形式および内容を定めるよう要請する。
- 生物多様性関連条約が、全てのものに有用な枠組みとして戦略計画を検討すると合意したことを歓迎する。

ビジネスの参加促進:これは10月20日のWG IIで最初に議論され、10月25日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.20)が採択された。カナダは、民間部門による生物多様性保全に関する報告を奨励し、EUは、戦略計画実施支援のパートナーシップや生態系サービスに対する対価の支払いなど、革新的な資金メカニズムを探求した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.18)において、COPは特に次のことを決定する:

- 締約国に対し、民間部門の参加を可能にする環境を整備する、および企業戦略において生物多様性を本流に据えるなどの公共政策を推進するよう求める。
- 民間部門に対し、生物多様性および生態系サービスに対する影響をモニタリングし評価し、Akwe: Kon ガイドラインを念頭にマイナスの影響を最小限に抑制するもしくはこれを回避するプロセスおよび生産方法を開発し、生物多様性の保全および持続可能な利用に関し公的に報告するよう勧める。

都市および地方政府当局:この問題は10月20日水曜日のWG IIで議論され、議長の友グループでも議論された。10月26日火曜日、WG IIは決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.21)を採択した。ブラジルは、国内小地域政府および地方政府の役割を認識するよう提案した。EUは、WGRI 4での計画草案のレビューを提案した。アジア太平洋グループ(Asia-Pacific Group)は、CBDの根幹の活動実施および資金調達における都市の役割を強調した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.23)において、COPは、国内自治体、都市、他の地方政府による生物多様性行動計画(2011-2020年)を支持する、この計画は、附属書に記載されるもので、使命、目的、活動の提案リスト、パートナーシップおよび調整メカニズム、モニタリングと報告、資金調達が含まれる。またCOPは、事務局に対し、都市化と生物多様性との結びつきと機会について、COP 11での評価に向け準備を進めるよう要請する。

南一南協力:この問題は10月20日水曜日のWG IIで最初に議論され、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.19)が採択された。EUは、提案されている多年度南一南協力行動計画について、WGRI 4でのレビューを提案したが、中国は、COP 10での採択を求めた。ブラジルは、豊かな諸国に対し、南一南協力を阻害しないよう求めた。韓国は、COP 11でのこの計画の採択の可能性に向けたロードマップを議論するため、2011年に専門家会議を主催したいと申し出た。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.40)において、COPは次のことを決定する:

- G-77/中国が採択する、発展のための生物多様性に関する南一南協力行動計画を歓迎する;

- WGRI 4 に対し、この計画をさらに発展させ、COP 11 での検討にかかるよう要請する;
- COP 11 での同計画採択の可能性に向けたロードマップに関し、2011 年に専門家会議を開催すると韓国の申し出を歓迎する。

ジェンダー問題の主流化:この問題は、10月20日水曜日ならびに10月21日木曜日のWG IIで最初に議論され、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.11)が採択された。カメルーン、CBD 女性部会、タイ、タンザニアは、性別による相違の問題に関する行動計画の実施強化、ならびに性別による相違問題に関するCBDの職員配置を求めた。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.17)において、COPは特に、事務局に対し、CBDの作業の全側面において、ジェンダー問題を主流に据えるため、行動計画の全面実施に向けた努力を強化するよう要請し、締約国に対し、性別による相違問題を生物多様性関係活動の実施におけるクロスカッティングイシューとして扱うよう求める。

第4次資金メカニズム:

本項目は10月19日火曜日のWG IIで最初に取り上げられ、その後、10月20-26日にかけてM.F. Farooqui(インド)及びRobert Lamb(スイス)が議長を務める資金問題に関するコンタクトグループで議論された。WG IIは、10月27日(水)に3つの決定書草案[資金メカニズムの指針に関するレビュー(UNEP/CBD/COP/10/CRP.23); GEF第6次資金補充に必要な資金額の評価(UNEP/CBD/COP/10/CRP.24); 及びGEF第4回レビュー向けの準備(UNEP/CBD/COP/10/CRP.25)]を採択。10月29日(金)には、WG IIは追加的指針に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/CRP.31)を採択した。

主に議論された内容は、一本化された指針を集めるためのプロセス、実効性評価、NBSAP更新を含めた条約の目的の実施に向けた融資増加の必要性である。資金メカニズムに関する指針のレビューについては、WGRI 3で合意されたテキストを盛り込んだ決定書草案中に提示された複数の指針を一本化する案に多くの締約国が支持を表明した。ボリビアは、今後の計画の優先順位策定に関する情報、意見の提出を締約国及びILCを含む関係する利害関係者に求めることを提案し、締約国の合意を得た。

資金メカニズムの実効性に関する第4回レビュー準備については、EU、スイス、ウクライナ及び日本が、レビューで「全ての締約国」からの情報を活用することを要請したのに対し、アフリカン・グループはLDCs及びSIDSと具体的に言及することを要請し、フィリピンとともに、「環境的に最も脆弱な国々」と記載することを求めた。ロシアは、そうした国々を経済移行国と先進国とともに列記することを提案し、参加者も合意した。

最終決定:指針のレビューに関する決議(UNEP/CBD/COP/10/L.29)には、GEFに対してCOPが示してきた過去の指針をまとめたテキストをベースにした資金メカニズムへの統合指針が付属書として盛り込まれている。

COPは、具体的な補充期間の資金メカニズムへの指針として、計画の融資対象を決定する統合化された優先順位リスト及び成果型の枠組みを盛り込み、締約国及びILCを含む関係の利害関係者には計画の優先順位策定に関する情報や意見を2011年11月30日までに提出するよう求め、事務局にはWGRI 4で検討するための情報とりまと

めを要請した。

付属書には、政策・戦略、計画の優先順位・適格性基準などに関するセクションが含まれる。

GEF 第 6 次資金補充に向けた条約の実施に必要な資金額評価に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.30)には、GEF 第 6 次資金補充に向けた条約の実施に必要な資金額の完全評価を行うための委託条件 (ToRs) が盛り込まれている。

この決定書で、COP は、特に、GEF 第 6 次資金補充のため条約の下で途上国が約束を実施するための支援に必要な資金額の完全評価を行うための ToRs を採択、事務局には WGRI 4 での検討に確実に間に合うよう評価を完了するよう要請、締約国には改訂版 NBSAPs の一環として国別の資金動員戦略の策定を急ぐよう要請している。

条約の実施に必要な資金額の完全評価を行うための委託条件 (ToRs) には、実施の目的、スコープ、方法論、手続き 及び 協議プロセスに関するセクションが含まれている。

資金メカニズムの実効性に関する第 4 回レビュー準備に関する決定書(UNEP/CBD/ COP/10/L.31)には、資金メカニズムの実効性に関する第 4 回レビューに関する ToRs が付属書として含まれる。この決定書で COP は ToRs 採択を決定、事務局には確実にレビューを実施するよう要請、COP11 で資金メカニズムの実効性を上げるための更なる行動について検討することを決定している。

付属された ToRs には、COP 指針を受けて資金メカニズムが講じた行動や CBD の義務を履行する措置の実施に関する合意済の増分費用全額を満たす十分かつ予測可能な資金をタイムリーに受領した途上国締約国の数を考慮に入れつつ、資金メカニズムの実効性を評価する点などを含め、特に、実施の目的や方法論、基準及び手続きを盛り込んでいる。

資金メカニズムへの追加的指針に関する決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.47)には、NBSAPs、生物多様性の統合、国別資金動員戦略、GTI、指標 及びモニタリング、GSPC、PAs、8 条(j) 及び 関連条項、ABS、技術移転と協力、CHM、生物多様性に関する南南協力、国別報告書、海洋及び沿岸の生物多様性、生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書、生物多様性、及び気候変動に関するセクションが含まれる。

この決定書で、COP は、GEF に対し、特に以下を要請している。

- ・ NBSAPs 更新のための十分かつタイムリーな財務支援の提供
- ・ 生物多様性を貧困撲滅や開発プロセスに統合するためのアプローチのさらなる策定
- ・ 適格な国々の資金的、技術的支援の提供
- ・ GTI 提案のための資金提供の継続
- ・ 各国の目標及びモニタリング枠組み策定における適格な締約国のキャパシティに係わるニーズに対応するための支援提供
- ・ ABS に関する名古屋議定書の早期批准と実施を支援するための資金支援の提供

決定書は、PA 作業計画の完全実施を実現するよう適格な国々に対する十分かつ予測可能でタイムリーな資金支援の提供を特に先進国に要請、その他の政府や国際金融機関にはこれを奨励している。また、この決定は、GEF 等に対し、生態学的及び生物学的に重要な海域(EBSAs)認定及び／または保護が必要な脆弱な海洋域のため、適



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

格な国々に対するキャパシティビルディング支援を拡大するよう奨励、事務局には、特に、生物多様性、気候変動及び砂漠化または土地劣化の防止のための社会文化経済的メリットに関する実績の報告を測定及び促進する指標の特定を要請している。

詳細に検討するための課題

内陸水：10月18日(月)のWG Iで内陸水の最初の議論が行われ、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.2)が10月22日、25日に検討された。

議論の中心になったのは、水の安全保障。スイスが「生態系サービスのための」水の安全保障と言及することを提案し、ブラジルが、水の安全保障という言葉が文脈によって「天然資源」、「水の供給」、「持続可能な水の供給」、「水資源の持続可能な利用」、「水の品質及び利用可能性」といった言葉と書き換えることを提案し、カナダとアラブ諸国が支持を表明した。アフリカン・グループは、ニュージーランドの支持を受け、「生態系サービスのための水」と記載することを提案し、これは戦略計画に反映すべきだと強調した。ノルウェーは、水の安全保障と記載する方が良いとの考えを示した。EUは、この文言を「十分な量と質の水供給」と書き換えることを提案した。結局、本件は、ケースバイケースで対処することとなった。

最終決定：決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.11)には、作業計画の実施;気候変動;科学的ニーズ;生物多様性;自然災害、生物多様性と水と戦略計画に関するセクションが盛り込まれ、付属書には水循環及び関連する生態系サービス支援における生物多様性の役割についての専門家グループのためのToRsが記載されている。

COPは、特に以下を求める:

- ・事務局やラムサール条約の科学技術レビューパネル等に対しては、生物多様性の水循環を継続させる能力の保持に関する主要な政策メッセージを提供するための専門家グループの発足を奨励
- ・事務局には、専門家グループの作業に重要な科学及び/または地元の知識型情報やケーススタディを提供するよう締約国などに奨励
- ・CBDの目的達成に向けた貢献となるよう、生物多様性をすべての業種及び政府及び社会の各階層の中心テーマとするよう締約国などに要請。

海洋及び沿岸の生物多様性：10月19日(月)-20日(火)のWG Iで取り上げられた後、Renée Sauvé(カナダ)が議長を務めるコンタクトグループ、草案グループ、及び同じくSauvéが議長となる議長の友会合でも討議された。決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.13)は10月28日(木)に採択された。

主な論点は、EBSAに関するCBDグローバルインベントリ構築案;国家管轄域外の海洋保護区(MPA)の指定(ABNJ);海洋の生物多様性に関する専門家ワークショップ及び気候変動。

生態系上・生物学上重要な地域(EBSA)：EBSA設定のためのCBD構築案基準の適用については、メキシコ、ブラジル、カナダ、インド、ホンジュラス、グアテマラ、ウクライナ(グルジア、ロシアの意見も代弁)が、国連総会の役割を強調する案を支持した。アフリカン・グループ、ハイチ、ベネズエラは、CBDの役割を強調する方が良いと述べた。タイ、フィジー、エジプトは、この2案をまとめるのが良いと意見を出した。ノルウェーは、地域の所轄機関の役割を強調した。その後、EBSA設定にCBDの科学的基準を適用することが科学技術的な演習であり、EBSAのための保全・管理措置の選択は各国及び有能な政府間組織の問題であると指摘することで参加者の合意が成立した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

メキシコ、ブラジル、ジャマイカは、ABNJ における EBSA に関する CBD グローバルインベントリ構築に反対したが、EU、バードライフインターナショナル、海洋生物センサス(Census of Marine Life)、WWF がこれを支持し、EU はGEFによって資金を受けるべきだと提案した。その後、EBSA 指定に関する科学的基準及びその他の関連する各国及び国際的に合意された科学基準の適用に関する科学技術情報を蓄積する場(repository)を設けることが合意された。

MPA: ノルウェー、ベネズエラ、ブラジルは、ABNJにおけるMPA指定に向けたプロセスについての記載に反対した。アフリカン・グループは、国連総会という枠内でのABNJにおけるMPA指定に向けたプロセスを支持し、深海保全連合(DSCC)及びPew Environment Groupがこれを最優先課題であると勧告した。その後、国連総会及びABNJにおける海洋の生物多様性に関する作業部会にMPA問題の検討を含む議題に関する作業を速やかに行うよう推奨した。

気候変動: マレーシア、アフリカン・グループ及び東ティモールは、海域における気候変動の影響に関する専門家ワークショップを支持した。タイ、エジプト、カナダ、インド、ホンジュラスは、CBD-UNFCCCの合同専門家ワークショップを開催し、共通の関心事項の理解を深める案を支持した。タンザニア、コスタリカ、ベネズエラ、ウルグアイ、グアテマラ、ハイチ、パキスタン及びジャマイカは、UNFCCCとの将来の協力内容に海洋との相互関係も含めるようCBDに要請し、エルサルバドルとともに、緩和の代替案及び適応策を盛り込むよう提案した。パプアニューギニアは、専門家ワークショップがCBD-UNFCCCの協力をもたらすと指摘した。IIFBは、気候変動の海洋の生物多様性への影響や先住民族の生活に関する研究を求めた。その後、海洋と気候変動との相関関係や緩和及び適応戦略の代替策をリオ条約間の合同活動策定案に含め、UNFCCCの協力を仰ぎつつ、海洋の生物多様性及び気候変動に関する専門家ワークショップ開催し、リオ条約間の合同活動策定に向けたインプットとするよう事務局に要請した。

最終決定: 決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.42)には、作業計画の実施進展に関する詳細なレビュー、EBSA指定及び海域における環境影響評価の科学技術的側面、持続不可能な漁業や不法漁業、未報告の規制がない漁業による影響、海洋富栄養化の影響、ABNJにおける海洋生物資源の生物多様性の保全及び持続可能な利用を強化する活動リストを含む付属書などに関するセクションが盛り込まれている。

EBSAについては、COPは、以下の通り言及している。EBSA指定のためのCBD科学的基準の適用は締約国及び有能な政府間組織がABNJとの関係で生態系アプローチ実施の進展に向けて選択可能なツールであり、その適用は科学技術的な演習であり、EBSA指定及び保全管理措置の選択は国家および所轄政府間機関の問題であるとしている。また、COPは、関連する国際機関と各国政府と連携して、EBSA指定に関する科学基準及びその他の関連する国家的及び国際的な合意を得た科学基準の適用に関する科学技術情報や経験の蓄積の場(repository)を構築するよう事務局に要請している。

MPAについては、COPは、国連総会及びABNJにおける海洋の生物多様性に関する作業グループに、ABNJにおける生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国際協力と調整を促進するためのアプローチに関する作業及びMPA問題の検討を速やかに行うよう奨励し、締約国には作業グループの作業を前進する行動を起こすよう要請している。

気候変動については、COPは、海洋の生物多様性及び気候変動に関する要素の策定に係わる支援において、

リオ条約間の共同活動の策定のためのインプットとして、UNFCCC の協力を仰ぎつつ、海洋の生物多様性 及び 生態系が気候変動 の適応・緩和に果たす役割についての専門家ワークショップを開催するよう事務局に要請している。

山岳地域の生物多様性: WG I は 10 月 18 日 (月)、山岳地域の生物多様性について議論し、10 月 22 日 (金)、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.1) を採択した。ニュージーランドは、人間の福利に関する記載の削除を提案したが、EU 及び アフリカン・グループがこれに反対した。結局、「生態系サービスを提供、したがって人間の福利の確保に貢献」と記載することが合意された。また、保全回廊の設置について IAS 拡大防止の必要性に配慮しつつ議論された。

最終決定: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.2) は、山岳地の生物多様性の現状・傾向、および保全や持続可能な利用及び利益配分のための直接的な行動、手段、支援活動に関する3つの作業の要素に関するセクションが盛り込まれている。COPは、特に、締約国等に、特殊な固有種に配慮しつつ、IAS拡大を防止しながら、保全回廊とその連結性を確保するよう奨励し、また、生態系サービスの提供、したがって人間の福利確保への貢献を通じた山岳地の保全及び持続可能な利用のため、締約国等に高地および低地の交流を発展させるよう勧奨している。

保護区域: WG I は、10 月 19 日 (火) で最初に本件を取り上げ、10 月 25 日 (月) に 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.3) を採択した。主な論点は持続可能な資金及び気候変動。

持続可能な資金: ベラルーシは、PA の設置費用試算のための方法的なガイドラインを作成するよう求めた。フィリピンは、十分に予測可能でタイムリーな途上国への資金的支援の提供に関する括弧書きの削除を提案し、中国、アルゼンチン、インド、ホンジュラス、インドネシア 及び セントルシアがこれを支持した。ウルグアイは、UNFCCC に対して PA 関連の気候資金メカニズムに配慮するよう想起するとのテキストを提案した。EU は、第 5 次 GEF 補充に基づく資金にアクセスするための基礎として NBSAP の役割を強調した。ネパールは、PA の増加には資金増額が必要であると指摘した。資金面のニーズの表明の要請に、LifeWeb イニシアティブの記載、及び援助国とその立場にある国々に資金ニーズ支援を要請することで合意した。

気候変動: 関連する国家監督機関や利害関係者による PA ネットワーク及び気候変動の適応・緩和措置の策定に向けたツール整備を求めるテキストが議論された。また、リオ条約間の合同活動策定案を伝達する際に、PA の役割に関する合同連絡グループ特別会合に代えて PA の役割を盛り込むことを確実にするための会合を開催するよう事務局に要請した。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.12) には、実施強化のための戦略;さらなる注意が必要な問題;目標と予定の問題;作業計画実施に関する各国のプロフィールを定める付属書に関するセクションが盛り込まれている。さらなる注意が必要な問題としては、特に、持続可能な資金、気候変動、管理の実効性、IAS 管理、内陸水 PA、及びガバナンス・参加・衡平性と利益配分に関する作業要素がある。

COP は、特に:

- ・ LifeWeb イニシアティブを通じたものを含め、PA 作業計画のための各国の NBSAP を踏まえた PA 制度全体およびプロジェクトの資金ニーズを表明するよう途上国に奨励。
- ・ 援助国およびその立場にある国々に資金ニーズ支援を要請。

・ UNFCCC および砂漠化防止条約(UNCCD)の事務局に合同活動案を伝達する際に PA の役割を確実に盛り込むよう事務局に要請。

・ 生物多様性と気候変動の適応・緩和のためのコベネフィットを強化しつつ、どのように気候変動の適応・緩和戦略に基づく機会への資金が作業計画実施に貢献するか模索するよう締約国に奨励。

・ 特に、各国の法律や適用可能な国際義務に従って、公平な費用と利益配分のため、また、ILC の完全かつ効果的な参加のため、明確なメカニズム及びプロセスの構築を締約国に奨励。

持続可能な利用: WG I は 10 月 20 日(水)、本件を取り上げ、10 月 25-26 日に決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.4) が議論された。議論の焦点となったのは、農業・林業における持続可能な利用に関する AHTEG と Satoyama(里山)イニシアティブである。議長の子会合が Alfred Oteng-Yeboah (ガーナ)を議長として開催され、Satoyama イニシアティブが討議された。

技術専門家グループ: フィリピンは、非木材製品を含む農業・林業における持続可能な利用に関する AHTEG 開催を支持したのに対し、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、アフリカン・グループは、国連制度内での取り組みが重複するとの懸念を示し、反対を唱えた。ノルウェー、インドネシア、ニュージーランド、スイス、アラブ諸国は、AHTEG の ToR は広範に過ぎると懸念を示し、EUは慎重に検討するよう求めた。IUCNは AHTEG でも漁業、養殖、野生動物管理を検討するよう提案した。Hufler 議長は、AHTEG を開催するよりも SBSTTA 15 で検討するために関連情報をまとめるよう事務局に要請し、参加者の合意が得られた。

Satoyama イニシアティブ: 多くの参加者から Satoyama(里山)イニシアティブが支持されたが、貿易や生産を歪めるのではないかと懸念も一部で見られた。また、さらなる情報を求める声もあった。結局、里山イニシアティブをさらに議論、分析、理解するという事となった。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.15)de、COP は、特に:

・ 汚染者負担原則、および持続可能な利用を支援してサプライチェーンの持続可能性を改善する可能性をもつ効果的な市場ベースの手法の適用を奨励し、例えば国連貿易開発会議(UNCTAD)のバイオトレード・イニシアティブのために生物多様性、開発、貧困緩和をリンクさせるようなイニシアティブを強化するよう奨励。

・ 持続可能な農業・林業のための国際的ガイドラインやベストプラクティスを含めた、持続可能な利用の改善法に関する情報を COP 11 前に SBSTTA へ報告するよう事務局に要請。

・ 生物資源の持続可能な利用のための知識普及、キャパシティビルディング、プロジェクト及びプログラム促進のため、Satoyama イニシアティブのさらなる議論、分析、理解を認識・支援。

生物多様性と気候変動: この項目が最初に討議されたのは、10 月 20 日(水)の WG I で、ジオエンジニアリング、リオ条約間の協力、REDD+を中心に討議された。ジオエンジニアリングに関するテキストについては、Horst Korn (ドイツ)議長の議長の子会合で討議された。リオ条約間の協力及び REDD+に関するテキストは Hesiquio Benitez (メキシコ)が議長を務めるコンタクトグループで討議され、REDD+については Robyn Bromley (オーストラリア)が議長を務める議長の子会合と非公式な閣僚協議で議論された。WG I は 10 月 28 日(木)、非公式協議の結果を待って、REDD+保護条項に関するテキストを除く、各国の森林の生物多様性と気候変動に係わる措置との間の補完性強化に関する指針の策定支援についての括弧書きテキストを付けた決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.11) を採択。閉会プレナリーでは、残る括弧書きを削除し、非公式閣僚協

議の結果、作成された REDD+ 保護条項に関する妥協案となった文言を承認し、決議採択となった。

ジオエンジニアリング: ツバル、フィリピン、コスタリカ、アフリカン・グループ、スイス、ALBA グループ、グレナダ、グリーンピース、生態系気候連盟と ETC グループは、十分な科学的根拠によって証明され、関連リスクが検討されるまではいかなるジオエンジニアリングも受け入れられないと述べた。フィリピンも、ジオエンジニアリングに関するグローバルで透明性ある規制枠組みが早急に必要だとの文言を挿入することを提案した。ブラジルは、小規模かつ国家管轄域内の科学活動を認めるよう提案した。日本は、特定のジオエンジニアリング的活動は生物多様性と気候変動にとって有益であると指摘した。ロシアは、ジオエンジニアリングに関する文言削除を要請した。その後、ジオエンジニアリングの定義または理解；事実上の猶予期間のための表現；科学研究のための例外について、議論が行われた。

定義については、日射量減少技術や炭素隔離向上技術を参考にして、炭素回収貯留 (CCS) を明示的に除外すべきかどうかについても議論しながら、ジオエンジニアリングについての初期的な理解について議論したが、最終的には議長の手配で、大気中に放出される前に CO₂ を回収する場合の化石燃料からの CCS を除外し、定義については予断することなくさらに審議するためジオエンジニアリングの理解について脚注に入れることとなった。WG I の議論では、ボリビアが、CCS 除外は決議案におけるジオエンジニアリング的活動の受け入れとして解釈しえないと明記するよう要請したが、結局、会合報告書にこの懸念を単に付記しておくことで合意された。

事実上のモラトリアムについては、グローバルで透明かつ効果的な規制・管理メカニズムが創設された後に撤廃すべきかどうか議論となったが、最終的にはそうしたメカニズムの消滅について記載することとなったが、事務局には CBD の下でそうしたメカニズムがうまく整備されない可能性があることを考慮に入れつつ、SBSTTA で検討するため既存の国際メカニズムにおけるギャップを調査するよう依頼した。その後、何を以て猶予期間の対象とするべきか議論がなされたが、予防原則と CBD 14 条 (影響評価と悪影響の最小化) にしたがって「生物多様性に影響する可能性がある気候関連のジオエンジニアリング的活動」と記載することとなった。

科学調査の除外については、国家管轄域内で「限定された」「規制された」環境において潜在的な環境影響について事前評価を受けて実施され、具体的なデータ収集の必要性が正当化されていることを要請すべきかどうかという点が論議された。結局、「規制された状況」と記載し、CBD 締約国の管轄権または規制の枠内の活動が他国の環境または国家管轄域外へのダメージを与えることないよう確保する CBD3 条についても記載することで合意となった。

リオ条約間の協力: 中国は、専門知識と UNFCCC のマンダートの独立性を尊重する必要性を強調して、リオ条約間の合同作業計画について反対を唱えた。メキシコ、ツバル、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、パキスタン、モーリシャス、パラウ、アフリカン・グループ、ネパール、スイス、東ティモール、コスタリカ、グリーンピースは、リオ条約との合同活動及び合同作業計画案を他 UNFCCC に伝達するよう CBD に要請することを支持した。フィリピン、コロンビア、南アフリカ、パプアニューギニア、インド、ブラジルは、合同活動及び合同作業計画の実施の妥当性を締約国が検討するよう提案する方が良いとの意見を出した。UNFCCC の議題はすでに飽和状態だと数カ国が懸念を示した。結局、合同作業計画の記載はなくし、リオ条約に加盟していることとマンダートとの違いに留意しつつ、合同活動案を他のリオ条約に伝達するよう事務局に求めることとなった。また、

議題策定についてリオ+20 サミット準備委員会事務局に諮りつつ UNFCCC と UNCCD の COP に協同作業を依頼し、その結果をリオ条約の COP に提出するよう求めることで合意がなされた。

結局、リオ+20 サミットの関連でリオ条約に関する合同ハイレベルセッションの今後の開催が議論された。EU は、その削除を受け入れたが、リオ条約 COP がサミットとの関連で準備作業の利用法を模索すると明記するよう求め、ブラジルが「リオ+20 事務局とともに」と追加するよう求めた。

REDD+: アフリカン・グループ、パキスタン、インドネシア、タイ、日本、スイス、ロシア、マレーシア、スイス、グリーンピース、IIFB は、生物多様性の保護条項及び REDD+ の生物多様性への影響を監視するメカニズムについての議論に貢献するよう事務局に要請した。コスタリカ、モーリシャス、東ティモール、ネパールは、REDD+ に関する助言を提供するよう締約国との協議を踏まえて要請に応じて、事務局が機会を模索する方が良いと主張した。一部の参加者からは、「生物多様性の保護条項」という文言は UNFCCC の下で合意されていないと指摘して、これを記載することに対する懸念を表明し、現在行われている UNFCCC 交渉を予断しないよう釘を刺した。Ecosystems Climate Alliance (ECA) は、生物多様性保護条項は先進国に適用される京都議定書の土地利用に関する条文に存在していないと指摘した。ノルウェーは、森林に関する協同パートナーシップ (CPF) に REDD+ を含む気候変動の緩和、森林炭素吸収源保全および森林と森林炭素吸収源の持続可能な管理に対する生態系アプローチによる生物多様性への影響を監視するメカニズムの候補を評価するよう求めることを提案した。結局、事務局に以下を要請することが合意された。REDD+ に関連してリオ条約間の合同活動案を伝達する際に「生物多様性の懸念」を含めること; UNFCCC の下で行われる今後の決議内容を先取りすることなく、生物多様性に関する影響を監視するメカニズムの候補の評価に加えて CBD の目的達成に向けた REDD+ の貢献を評価する指標の特定すること; 非公式閣僚協議で提案されたとおり UNFCCC の下で行われる今後の決議内容を先取りすることなく生物多様性のための関連保護条項に関する助言を提供すること。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.36) は、資金問題; 生物多様性に対する気候変動の影響評価; 生物多様性と生物多様性に基づく生活への気候変動の影響緩和; 適応・緩和への生態系ベースのアプローチ; 気候変動の緩和・適応措置に関する生物多様性の影響の認識; 査定と奨励措置; 気候変動と乾燥地・半湿地の生物多様性; 生物多様性のコベネフィットを実現するための手段を取り上げている。

ジオエンジニアリングについては、COP は、締約国および各国政府に対し、以下を推奨している。各国の状況と優先順位にしたがって、また、海洋富栄養化に関する決議 IX/16 C に沿って、科学を基礎とした透明で効果的なジオエンジニアリングのための国際管理規制メカニズムがない中、予防原則と CBD 第 14 条にしたがって、それを正当化するような科学的根拠が生じ、関連する環境、生物多様性、および関連する社会経済的影響を適切なる検討が行われるまでは、CBD 3 条 (原則) に沿った規制された状況下で実施される小規模な科学調査研究を除き、具体的な科学データの収集という必要性で正当化され、潜在的な環境影響に関する事前調査を経る場合以外、生物多様性に影響するような気候変動関連のジオエンジニアリング活動が何ら行われることがないよう確保すること。脚注では、ジオエンジニアリング的活動に関する今後の審議を予断することなく、COP が、いかなる意図的な日射量遮蔽減少技術や生物多様性に影響するような大規模な大気中の炭素隔離技術 (大気中に放出される前の CO₂ 回収時の化石燃料からの CCS を除く) の増加を、より正確な定義が定められるまで CBD に関連したジオエンジニアリングの形式として検討すべきであると理解している、と明記している。

また、COP は、事務局に以下を要請している。

. 生物多様性や関連する社会経済文化的事項に関するジオエンジニアリング技術の今後の影響、および CBD にとって SBSTTA での検討に重要な気候に関するジオエンジニアリングの定義と理解に関するオプションに関する科学情報及び ILC や他の利害関係者の見解のとりまとめ。

. そうしたメカニズムが CBD の下でうまく整備されない可能性を念頭に置きつつ、CBD にとって SBSTTA および COP での検討および関連機関への連絡に重要な、既存の科学を基礎とする透明かつ効果的な気候に関するジオエンジニアリングの国際的管理・規制メカニズムにおけるギャップ調査の実施。

リオ条約間の協力については、COP は、リオ条約間の合同活動策提案を各事務局に伝達するよう要請し、UNFCCC 及び UNCCD の COP には合同連絡グループを通じて、以下の件に関して、事務局と連携を図るよう奨励している。

. 気候変動の合同活動に関する要素案、生物多様性、土地劣化、気候変動の緩和・適応に対する生態系ベースのアプローチの検討。

. 今後の合同活動に関するリオ条約間合同準備会合の実施可能性の検討。

. リオ+20 サミット準備委員会事務局に諮問および事務局とリオ+20 との関連で準備作業の活用法の検討。

REDD+については、COP は、事務局に以下を要請。

. COP 11 での承認に向けて、UNFCCC での今後の決議内容を予断することなく、生物多様性の関連保護条項の適用を含め、締約国との効果的な協議をベースに、また ILC の参加をもって、諸活動が CBD の目的に沿い、生物多様性の悪影響は回避し、便益は向上させるよう助言を提供。

森林の生物多様性に関する各国の措置の実施と気候変動措置との相乗効果を生む方法に関する指針の策定支援。

その他の実質的な問題

農業の生物多様性: WG I で 10 月 21 日(木)に本件が取り上げられ、10 月 27 日(水)に決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.10) が承認された。議論の焦点となったのは、FAO の食料農業遺伝資源委員会(CGRFA)と CBD との合同作業計画の第 2 段階についてである。フィリピン、エクアドル、太平洋諸島、アフリカン・グループ、EU、ノルウェー、マレーシアは、特許およびその他の IPR におけるトレンドに関する作業を支持したが、オーストラリアが反対した。ペルーは、他の業種における食料安全保障にとって重要な種の利用分析を追加することを提案したが、カナダが反対した。エチオピアは、途上国の農業従事者の生存権への注意を喚起した。EU は、小規模農家への IPR の影響に関する記載を削除するよう提案したが、CBD アライアンスとノルウェーが反対を唱えた。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.33)で、COP は: バイオ燃料の生産・利用の生物多様性への効能の促進策、悪影響の最小化/防止策、および社会経済状況に影響する生物多様性の影響を中心に検討しつつ、事務局と CGRFA との合同作業計画の第 2 期の設計における協力を CGRFA に仰ぎ、事務局にこれを要請している。

乾燥地および半湿地: WG I で 10 月 20 日(水)に最初に取り上げられ、10 月 26 日(火)に決議案

(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.6)が討議された。

特に、問題となったのは、UNCCD および CBD の下での乾燥地の定義のための基準である。イラン、アフリカン・グループは、乾燥地の定義のための UNCCD および CBD の基準の間の差異について記載することを支持したが、中国が反対した。その後の議論で、この記載の削除が合意され、乾燥地および半湿地に関する説明についての修正文言を採択し、これを UNCCD に送ることとなった。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.14)で、COP は:

.乾燥地および半湿地の説明についての修正文言を採択、また、UNCCD 戦略計画の改訂に関する現行のプロセスを通知するよう UNCCD に伝達することを事務局に要請。

.リオ条約間の合同活動策提案を UNFCCC と UNCCD に伝達する際に乾燥地および半湿地の役割を確実に盛り込むよう事務局に要請。

.締約国等には、準国家、国家、地域レベルで、乾燥地および半湿地の域内で、リオ条約間の相乗効果を促進する国家の能力についての自己評価で特定された活動の支援を要請。

森林の生物多様性: 10月20日(水)にWG Iで最初に取り上げられ、気候変動に関する決議の中でだけ盛り込まれた懸案となっていた REDD+に関するテキストを除き、10月26日(火)に決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.5)が採択された。議論の焦点となったのは、国連森林フォーラム (UNFF)との協力との関係で、森林と森の種別の定義に関する CBD の作業に関するものだった。

森林と森の種別の定義: ノルウェー、EU、フィリピンは、森林と森の種別の定義を改善させるための作業を支持したが、ブラジル、マレーシア、オーストラリア反対した。結局、決議 IX/5 (森林の生物多様性) についてフォローアップする必要性に言及することが、定義に関する作業に関連しており、地球森林資源評価 (GFRA) の生物多様性の要素のさらなる改善という目的にも合い、妥協的な文言であるとして合意となった。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.21)には、UNFF、国際熱帯木材機関(ITTO)および低森林被覆国家の事務局との協力;目標とされる CBD と UNFF の合同活動; FAO との協力; CPF との協力に関するセッションが盛り込まれている。

目標とされる CBD と UNFF の合同活動について、COP は、森林関連のレポートングおよびモニタリングで不備な点があるか調査するべく、森林生物多様性の現況のレポートングおよびモニタリングのふさわしいレベルで森林生物多様性を反映させる森林および森林の種別の定義を明記している決議 IX/5、paragraph 3(g) を認識して、FAO と協力して、森林関連のレポートング簡素化に関する CPF タスクフォース会合の開催を含め、森林関連のレポートング業務の簡素化を事務局に要請している。

バイオ燃料: WG I で 10月21日(木)に取り上げられた後、Giannina Santiago (コロンビア) と Ole Hendrickson (カナダ)が共同議長を務めるコンタクトグループ及び議長の友会合 で討議された。WG I は、決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.12) を 10月28日(木)に採択した。主な論点は、土地保有の保障と水に関する記載; 土地に関する国別インベントリ; ツールキットに関する CBD の作業; 合成生物学。

土地保有の保障と水: アフリカン・グループ、日本、スイス、ジャマイカ、インドは、ILC の土地の権利と持続可能な慣行を保障し、ILC に対する負の影響を是正する呼びかけを支持した。一方、ブラジル、アルゼンチン、日本は、土地の権利に関する記載に反対し、ブラジルは、土地保有の保障という国際合意された定義は存在しないと強調

した。ILC への影響を認識しつつ、「関連した社会経済状況」の中に含まれる土地と水に関する問題を議論することになった。ドミニカは、水と土地の権利を含める案を支持した。スイスは、インドとともに、土地保有を支持した。アフリカン・グループは、フィリピンの支持を受け、「土地および土地保有、保障および資源の権利」を提案した。ブラジルは「土地、水、その他の資源へのアクセス」という文言を提案した。最終的に「土地保有および水を含む資源の権利」と記載することになった。

国別インベントリ: 生態系に不可欠な生物多様性の価値が高い地域および ILC にとって重要な地域を特定するための国別インベントリ作成を締約国に奨励する件については、アフリカン・グループ、フィリピンが、立入禁止区域に関するインベントリ作成を支持したが、ブラジルが反対を唱えた。結局はバイオ燃料生産に利用されるだけでなく、それを除外される区域や生態系の評価と特定について参加者が合意するという条件でフィリピンが立入禁止区域の記載削除を受け入れた。

CBD の今後の作業: ブラジル、太平洋諸島、ドミニカ、日本、エルサルバドルは、バイオ燃料に関するツールや自主的利用のための生物多様性に関する情報の普及を事務局に要請した。アフリカン・グループ、スイス、ケニア、キューバ、アラブ諸国は、CBD がバイオ燃料と生物多様性に関する基準や方法論に関するツールキットを開発するのが良いと主張した。結局、「ツールキット」についての記載を削除することで合意となり、その代わりに事務局には:バイオ燃料の生産・利用が生物多様性と関連する社会経済状況に直接、間接的に及ぼす影響を評価する任意利用のためのツールに関する情報を分析、普及させるよう要請; いくつかの有資格者とともに関連するパートナー機関やプロセスの現在の作業に貢献および支援することを要請した。

合成生物学: ブラジル、アルゼンチン、EUは、合成生物学に関する AHTEG 開催についてのテキストに反対し、環境への合成生物の放出を回避するよう締約国に要請した。太平洋諸島は、AHTEG を開催するより合成生物学の評価を行う方が良いとの意見を示した。ニュージーランド、ガーナは、合成生物学を新たに発生している問題としてセッション間に扱うことを提案した。フィリピン、カメルーン、ドミニカ、ボリビアは、合成生物、細胞、またはゲノムが環境に放出されないことを確保するよう提唱した。EUは、この決議 および 決議 IX/2 (バイオ燃料と生物多様性)を実施する際に3つのCBDの目的に関連したバイオ燃料生産・利用のための合成生物問題を検討するよう締約国に推奨することを示唆した。結局、合成生物、細胞、またはゲノムの環境放出に対する予防的アプローチの適用; 合成生物の環境放出停止に向けた国内法に準じた締約国の権利の認知などについて合意された。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.41)で、COP は、
・ CBD 実施および特に ILC への影響において関連するところの、バイオ燃料の生産・利用の生物多様性への影響が食料やエネルギー安全保障ならびに土地保有や水を含む資源の権利が関連する社会経済状況にプラスおよびマイナスの影響を与えうること認識。
・ 政府および関連機関に対し、高い生物多様性の価値を有する地域や生命に不可欠な生態系の地域、および ILC にとって重要な地域などを特定するための国別インベントリ策定し、適切な場合は、バイオ燃料で使用されるか対象外となる生態系の評価および特定を行うよう奨励。
・ 事務局には、以下を要請: 生物多様性と関連するバイオ燃料の生産・利用がそのフルサイクルで他の燃料の種類と比べた場合の直接的、間接的影響、および社会経済状況に影響を及ぼす生物多様性への影響を評価

するために利用可能な基準や手法を含めた自主的利用のためのツールに関する情報のとりまとめ、分析、総括。関連する定型組織やプロセスとの作業や協働の考慮。および、そうした情報の普及ならびに情報へのアクセス推進。

・ 締約国には、合成生物の自然界への放出停止に向けた国内法に準じた締約国の権利について認知しつつ、合成生物、細胞、またはゲノムの環境放出に対する予防的アプローチを適用するよう要請。

侵略的外来種: WG I では 10 月 21 日 (木) に審議が開始され、決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8) が 10 月 26 日 (火)、27 日 (水) に議論された。論点は、侵略的外来種 (IAS) に関する AHTEG 案で、ペットやアクアリウム及びテラリウム種、生き餌、生鮮食品として導入された IAS に関することで、特に国際基準の策定の可能性についてであった。加えて、バイオ燃料生産のための IAS に関する文言がバイオ燃料に関するコンタクトグループで討議され、IAS に関する決議の中に入れられた。

専門家グループ: EU、ベラルーシ、ノルウェー、タイ、韓国、コスタリカ、アルゼンチン、アフリカン・グループが、AHTEG で国際基準の策定に関する実践的な指針を提供するよう提案したが、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランドが反対した。南アフリカは、AHTEG で国際基準に関する「科学的、技術的な」指針を策定することを提案した。AHTEG を支持しつつ、国際侵略種計画は、各国が実施するための指針が必要だと強調した。非公式協議を受け、現在の国際基準では網羅されない IAS 拡散を防止するため、適切な組織で設定された国際レベルで使用できる今後の基準整備に関する科学的、技術的な情報、助言、指針を提供するための AHTEG 設置が合意された。

バイオ燃料生産のための IAS: 太平洋諸島、スイス、インド、ロシア、アフリカン・グループが、バイオ燃料生産・利用における IAS の利用に対する予防的アプローチの適用を支持する一方で、ブラジル、アルゼンチンは、その削除を求めた。ドミニカ、日本、パラグアイ、マラウイ、ジャマイカ、ニュージーランドは、バイオ燃料生産に使われた種が侵略種となる場合に予防的アプローチを適用することを支持した。結局、既存および新たな IAS によって直面する生物多様性の脅威を認識することで合意が成立し、結局、IAS に関する CBD の基本原則にしたがって、締約国には、バイオ燃料用原料および炭素隔離を含めた農業およびバイオマス生産用の IAS の導入および拡散に対する予防的アプローチを適用するよう求めた。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.35) で、COP は、現在の国際基準では網羅されない IAS 拡散を防止するため、特定されたギャップに対応して影響を回避し、ペットやアクアリウム及びテラリウム種、生き餌、生鮮食品としての IAS の導入に関連するリスクを最小化するため、適切な組織で設定された国際レベルで使用できる今後の基準整備に関する科学的、技術的な情報、助言、指針の提供を含む手段および方策を勧告する AHTEG を設置する。AHTEG に関する ToRs は決議に付属する。

また、COP は、IAS に関する CBD の基本原則にしたがって、バイオ燃料原料および炭素隔離を含めた農業およびバイオマス生産用の IAS の導入・設定・拡散に関する予防的アプローチを適用するよう締約国に要請する。

世界分類学イニシアティブ (GTI): WG I で 10 月 21 日 (木) に最初に取り上げられ、決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.7) が 10 月 26 日 (火)、27 日 (水) に討議された。議論では、ABS 交渉の成果に影響を受ける科学技術的協力が重点的に取り扱われた。また、ILC の PIC への参加についても討議された。ブラジ

ルは、「国内法に沿った、PIC および/または ILC の承認および関与」に関する ABS 交渉から派生した文言の使用を提案したが、参加者の合意が得られなかった。ペルーは、ILC の分類学的知識の取得の機会のための PIC 義務化の必要性をあらためて表明した。審議の後、CBD の目的、および適用可能な場合は、PIC および/または ILC の承認および関与ならびに関連国内法について記載することで合意が成された。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.34) で、COP は、特に、関連国内法および適用可能な場合は関連義務に沿った地域および準地域の科学技術協力の推進および利益獲得のための手段を探るよう締約国などに奨励; および CBD のすべての目的に沿い、適用可能な場合は PIC および/または ILC の承認および関与に沿って、適宜、ILC の分類学的知識を把握し、維持するための ILC 支援などの行動を締約国に要請、その他には推奨している。

8 条(j): 本件は 10 月 21 日 (木) の WG I および、8 条(j) MYPOW と倫理規約に関する括弧書き規定に特化した議長の友会合で取り上げられた。ILC 参加に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.16) および独自の制度に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.17) が議題にのせられ、10 月 25 日 (月) に WG II で両決議案が承認された。倫理行動規約に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.28) および 8 条(j) MYPOW に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.27) も審議され、10 月 28 日 (木) の WG II で採択された。閉会プレナリーでは、資金源および 国際 ABS レジームに対する記載周辺の括弧書きが外された決議案が採択された。

WG II の議論で焦点となったのは、すべての CBD の意志決定プロセスにおける ILC の完全かつ効果的な参加と特に ABS の調整交渉および TK の利用のための利益配分確保のためのキャパシティビルディング活動の必要性であった。多くの参加者が TK 保護のための独自制度に関するさらなる作業を支持した、アフリカン・グループが独自制度を通じてアクセスのあった TK の利益配分を求めた。EU および ニュージーランドは、事務局が、CBD の作業に関して、WIPO の知的財産および遺伝的資源、民間伝承に関する政府間委員会 (IGC) に対し、今後もその点についての情報を伝えていくよう提案した。

倫理規定については、ボリビア、ブラジル、IIFB、およびその他多くの締約国が、ILC の「承認および関与」との記載よりも PIC 記載を要請した。

結局、同グループは、倫理規定が国内法や条約または他にもすでに存在しているかもしれない建設的な取り決め事項を変更するものだと解釈されるべきではないと明言することで合意がなされ、その代わりに、「ILC が伝統的に使用し、占有してきた土地および水」という数多くの記載から括弧を外すことになった。さらに、「PIC および/または ILC の承認および関与」に関する ABS 交渉からの文言を使うことが合意された。

MYPOW については、10(c) (慣習的利用) および本件に関する国際会議に重点を置いて CBD 10 条 (持続可能な利用) に関する要素を盛り込むことを多くの参加者が歓迎した。議長の友会合では、8 条(j) WG 7 で詳細に検討するための問題を中心に議論が行われた。ほとんどの参加者は、生物多様性と気候変動が良いとの意見を示したが、どの程度緩和について検討すべきかという点で意見の相違が残った。また、EU は PAs、ブラジルは利益配分の手続きを支持した。また、生態系の管理、生態系サービス、PAs について合意が得られた。

最終決定: ILC 参加に関する決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.6) には、キャパシティビルディングの取り組み; コミュニケーションメカニズム、ツールの整備; 条約の作業における ILC 参加; その他のイニシアティブに関する



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

セッションが盛り込まれている。COP は、特に、事務局に対し、資金の利用可能性次第でキャパシティビルディングのワークショップを開催するよう要請している。

独自の制度に関する決議(UNEP/CBD/ COP/10/L.7)で、COP は以下について留意している。独自の制度には、地元、国、地域、国際レベルでの TK 保護のためのそうした制度整備時の検討に有益な要素が盛り込まれること; ILC の効果的な参加、承認、関与をもって慣習法や慣行、コミュニティーの慣習に配慮しつつ、整備すべきであること。さらに、TK 保護に向けて講じられる措置に関する情報やレポートの提出を締約国に呼びかけている。TK の乱用、不正流用を防止するための国際法的措置に関するテキストベースの交渉を行うため、WIPO 総会決議に留意しつつ、COP は、独自の制度に関する作業について WIPO ICG への連絡を継続するよう事務局に要請している。

8 条(j) MYPOW に関する決議(UNEP/CBD/ COP/10/L.39) には、進捗報告書、詳細なレビュー、および改訂版 MYPOW、CBD 10 条 (持続可能な利用); 8 条(j) WG のための改訂版アジェンダ; 指標; 自主的なファンドや地元コミュニティーを含めた参加; キャパシティビルディング; CEPA; TK を記録し、文書化するための技術的ガイドライン; 先住民族問題に関する国連常設フォーラムの勧告 (UNPFII)に関するセッションが盛り込まれている。また、8 条(j) MYPOW タスク 15 のため付属された ToRs (TK 復活を推進するための文化財を含む情報回復促進のためのガイドライン整備)も盛り込まれている。

COP は以下を決定している。できれば別の CBD 会議と連続させて 8 条(j)のセッション間会合を開催; 今後の 8 条(j) WG 会合の新議題としてテーマ別分野か横断的問題に関する詳細な対話を盛り込むこと; 8 条(j) WG 7 で、生態系管理、生態系サービス及び PAs に関する対話を行うこと。さらに、COP は、10 条(c) (慣習的利用)に重点を置き、10 条 (持続可能な利用)に関する新たな主要な構成要素を盛り込むと決定; 持続可能な利用と関連する奨励措置についてのさらなる指針の整備を 8 条(j) WG に要請; 8 条(j) WG 7 で検討するための新たな主要な構成要素の内容と実施についての助言を提供する国際会合の実施を事務局に一任すること。さらに、COP は、ILC の伝統的な領地における土地利用の変更および土地保有についての現況とトレンドに関する指標、および伝統的な占有に関する慣行の現況とトレンドに関する指標を採用している。

倫理規定に関する決議 (UNEP/CBD/ COP/10/L.38)で、COP は倫理行動規約で付属された要素を採用; それに「固有の方法」のためのモホーク族の用語であるところの Tkarihwaie:ri を伴う条約の ILC 関連の文化・知的遺産および生物多様性の持続可能な利用の尊重に関する「Tkarihwaie:ri 倫理行動規約」というタイトルを付与すること; 生物多様性の保全および持続可能な利用のための TK に関する研究、アクセス、情報の利用のための倫理行動規約のモデル開発の指針としての規約の活用; 適宜、ILC との交流を統括する政策やプロセスに統合するための規約に関する教育、啓発およびコミュニケーション戦略の実行を決定している。最終的に、GEF および資金提供者に対し、ILC、特に女性への支援提供を検討するため、啓発およびキャパシティビルディング、規約の理解について検討するよう奨励している。付属された規約には、前文および総則と個別の検討事項を盛り込んだ倫理に関する諸原則および手法に関するセッションが盛り込まれている。また、理論的根拠として、規約の諸要素は、生物多様性の保全および持続可能な利用に関連とした TK の尊重、保持、維持を目的とする任意のもので、地元、国家、地域の倫理規約の整備のため、ILC との交流のための指針を提供するためのものと定められている。さらに、CBD 締約国の義務やその他のいかなる国際法をも変更するものと解釈され

るべきではないとしている。また、既存の国内法や条約、合意、またはその他の建設的な取り決めの内容を変更するものとして解釈されるべきではない。ILC の同意または権限が必要とされる場合は、ILC の慣習法や手続きにしたがって、かれらの知識について意味のある保有者を特定することは ILC の権利である。全般的な倫理諸原則は、既存の定住地の尊重; 知的財産; 非差別; 透明性/完全公開; PIC および/または承認および関与; 文化の相互尊重; 全体的および個別のオーナーシップの保護; 公平かつ衡平な利益取得の機会; 保護; および予防的アプローチに関係している。個別の懸案事項としては、聖地および文化的に重要な土地や ILC によって伝統的に占有または使用されてきた土地および水の認識; 伝統的資源へのアクセス; 任意の撤廃または移動の防止; 伝統的な後見制度/管理人制度; ILC の社会構造、拡大家族、コミュニティー、先住民族の国家の認知; 原状回復/または補償; 送還; 平和的關係; および ILC 研究イニシアティブ支援などがある。また、方法としては、善意の交渉、従属性および意志決定; パートナーシップと協力; ジェンダーへの配慮; 完全かつ効果的な参加/参加的アプローチ; 秘匿性と相互主義などがある。

奨励措置: 10月21日(木)にWG Iで検討され、決議案 (UNEP/ CBD/COP/10/WG.1/CRP.8)は10月26日(火)-27日(水)に議論された。焦点となったのは、広範囲にわたる奨励措置と持続可能な消費・生産パターンに関するテキストだった。

広範囲にわたる奨励措置については、EUが、負の影響を最小化または回避するため既存の有害なインセンティブの積極的な撤廃、段階的廃止または改正を提案した。カナダは、歪んだインセンティブに影響を受ける部門のリストを削除するよう提案したが、EU、ドミニカが反対した。結局、「生物多様性に潜在的な影響を及ぼしうる部門」を参考資料に付したリストと交換することで合意がなされた。

持続可能な消費・生産パターンについては、EUが、CBDの目的に沿った政策の実現を確保するための決議 IX/26 (企業の取り組み促進)を参考に付するよう提案したが、ブラジルが反対した。しかし、結局、EU案が受け入れられた。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.22)で、COPは、特に: 生物多様性に潜在的な影響を及ぼしうる部門向けの既存の有害なインセンティブからの負の影響を最小化または防止する目的で、これを積極的に特定・撤廃・段階的廃止・または改正するための取り組みを優先的に実施または著しく増加させるよう各国政府に要請; および、締約国等には、生物多様性の保全および持続可能な利用のため企業および生物多様性イニシアティブを通じたものも含め、官民双方における持続可能な消費・生産パターンの実施促進とCBDの目的に沿った政策の実現を奨励している。

運営予算の問題

10月18日(月)、Ahmed Djoghlaifから条約の事務および予算(UNEP/ CBD/COP/10/7 and Add.1-2)の報告があり、2011-2012年(2カ年)予算案 (UNEP/CBD/COP/10/25/Rev.1 and Add.2)が提示された。Conrad Hunte (アンティグア・バーブーダ)を議長として予算グループが発足し、2週間にわたる会合が行われた。

議論の焦点は、本予算と今後のABS活動用の資金の優先順位設定であった。閉会プレナリーで、Hunte議長は、ABSおよび戦略計画のための増資を行い4.3%増額した本予算を報告した。EUは、ABS議定書、戦略計画および資金問題に関連した決議の成功裡の採択を条件として、予算を採択したが、これら全てが採択さ

れた。アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、慎重に交渉された妥協案として受け入れ、修正なしで予算が採択された。また、UNEP (UNEP/CBD/COP/10/L.13) との事務的取り決めに関する決議案撤回も、本件が予算に関する決議の中で扱われていることに留意して、予算グループで合意された通りに受諾された。

最終決定:決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.48)で、COP は: 日本の改訂版戦略計画の実施を支援するための貢献を歓迎; 2009 年およびそれ以前の本予算の分担金の支払いを済ませていない締約国数への懸念を指摘し、遅滞なく支払うよう要請; 付属された UNEP および CBD 事務局間の事務的取り決め改訂版を承認している。その後、COP は、11,769,300 米ドルの 2011 年本予算および 12,989,700 米ドルの 2012 年予算を承認; すべての国々の政府などに条約の信託基金を充当するための資金拠出を要請し、議定書の施行および実施に向けた準備において現在議定書に役務提供している人材要素を 2013-2014 年 (2カ年) の予算において再検討するべきであると留意している。本予算から資金が出される優先度が高い会議としては、SBSTTA 14 および 15; 8 条(j) WG 7; WGRI 4; ABS 議定書のための 2 回の政府間委員会会合が挙げられた。予算には、2カ年予算に関する多くの表、人員要件、信託基金および分担金のための資金要件が含まれる。付属された UNEP・CBD 事務局間の改訂版事務的取り決めには、基本原則; 財政的調整事項; CBD 事務局に提供した役務の返済; 会議およびその他の役務、権限委譲; 協定の点検などが盛り込まれている。

ハイレベルセグメント (HLS)

ハイレベルセグメントは 10 月 27-29 日に開催され、各国首脳および国際機関のステートメント発表や利害関係者のパネル発表、各国閣僚や高官クラスの代表者らの発表が行われた。

Earth Negotiations Bulletin では下記ウェブサイトにて議論内容を掲載。
<http://www.iisd.ca/vol09/enb09542e.html>; <http://www.iisd.ca/vol09/enb09543e.html>.

閉会プレナリー

10 月 29 日 (金) 午後 4 時 38 分、松本 COP 議長により閉会プレナリーが招集された。議長からハイレベルセグメントに関する報告が行われ、ABS 議定書、改訂戦略計画、および資金動員に関する決議の採択に向けた強い意欲がみられたとの話があった。その後のプレナリーで、懸案となっていたビューロー地域グループの指名候補者が承認され、SBSTTA 議長として Senka Barudanovic (ボスニア・ヘルツェゴビナ) が選出され、信任状に関する報告が行われた。COP 10 ビューローの構成は以下の通り: CEE 代表: Sne.ana Proki. (セルビア) および Ioseb Kartsivadze (グルジア); アジア太平洋代表: Akram Eissa Darwich (シリア) および Chan-woo Kim (韓国); 中南米カリブ海代表: Spencer Thomas (グレナダ) および Jose Luis Sutera (アルゼンチン); 西ヨーロッパ・その他代表: Andrew Bignell (ニュージーランド) および Ines Verleye (ベルギー); アフリカ代表: Betty Kauna Schroder (ナミビア) および Ahmed Skim (モロッコ)。

バイオセーフティ議定書に関する COP/ MOP 6 および CBD COP 11 の開催日程・場所については、インド政府による 2012 年 10 月開催の申し出を歓迎し、決議 (UNEP/ CBD/COP/10/L.49) が採択された。

また、インド主催のレセプション、および戦略計画および資金動員に関する懸案問題の非公式協議の後、WG II が短いセッションを行い、WGII の報告書を採択、プレナリーは午後 11 時 10 分に再開された。WG I の



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

Hufler 議長と WG II の Luna 議長から、それぞれ作業部会の報告書(UNEP/CBD/ COP/10/L.1/Add.1 and UNEP/CBD/COP/10/WG.2/L.1/Rev.1)が紹介された。Conrad Hunte (アンティグア・バーブーダ)大使は、予算グループの審議について報告し、関連決議を紹介した。

COP10 の松本議長は、ABS に関する名古屋議定書決議案 (UNEP/CBD/COP/10/L.43/ Rev.1)を紹介し、非公式協議でクリーンなテキストが提出されたことを指摘した。EUは、改訂版戦略計画に関する決議と資金動員戦略とあわせて ABS 議定書を採択するよう求めた。キューバ、ボリビア、アフリカン・グループは、後にエルサルバドルとグアテマラの支持を受け、3つの決議は、それぞれ関連がなくパッケージ採択は手続き規則の違反にあたるとして、決議を一つずつ採択するよう要請した。EUは、改訂版戦略計画と資金動員に関する決議において未決となっている括弧書きを対処するよう提案した。その後さらに議論が行われ、松本議長は、参加者に以下を求めた。ABS 議定書の承認についての確認;改訂版戦略計画および資金動員戦略の未決事項への対応とこれらの決議の承認の確認; その後の全決議の採択を順次行うこと。スイス、ニュージーランド、韓国、アフリカン・グループは、議長提案を支持し、その後、議長の提案通りに議事を進行し、3つの決議の採択について反対意見は出されなかった。ベネズエラ、キューバ、ボリビア、アフリカン・グループ、CEE は、ABS 議定書に関して記録を残すステートメントを行った。その後、ABS 議定書の採択につづき、戦略計画、資金動員に関する決議が採択され、参加者が総立ちになって拍手喝采となった。その後、プレナリーで、会合報告書(UNEP/CBD/COP/10/L.1)が採択された。

ウクライナは、CEE の立場から、議定書は今後の作業に向けた良い基盤となると述べた。マラウイは、アフリカン・グループの立場から、議定書のおかげで、アフリカのグリーン成長に向けて生物多様性が大きな可能性を備えたと述べた。クック諸島は、アジア太平洋地域の立場から、戦略計画の実施に向けた資金源確保を各国に要請した。サウジアラビアは、アラブ諸国の立場から、母なる大地の保護に取り組むよう求めた。アルゼンチンは、中南米・カリブ海諸国の立場から、COP 10 が CBD の実施に多大なる貢献を行うだろうと指摘しつつ40以上の決議が採択されたことに称賛を送った。IIFBは、意義ある実施を呼びかける名古屋議定書と倫理行動規約を強調した。ベリーズは、中米統合機構 (SICA)の立場から、海洋生物多様性の決議とメソアメリカ海洋回廊の設置にそれがいかに重要性であるかという点を強調した。インド は、2012年にインドで開催される COP 11への参加を出席者に呼びかけた。韓国は、COP 10の業績は完璧なものにせよ、地球の保護に向けて前進を果たせると述べた。ニュージーランドは、女性の同志グループを代表して、名古屋議定書における遺伝資源保全に果たす女性の役割についての記載を称賛した。2つの青年団代表が若者の参加を強化する CBD の取り組みに賛辞を送った。

マラウイは、日本国政府および日本人に賛辞を送り、拍手喝采で採択された。松本議長 は、COP 10 議長国としての日本の取り組みを強調し、通訳者、議長、共同議長および Earth Negotiations Bulletin への謝意を述べた。CBD の Ahmed Djoghlahf 事務局長は、COP 10には、各国首脳、閣僚、議員、企業、地方自治体から記録的な参加者数があったことを強調し、COP 10 松本議長および日本の菅直人首相に CBD 賞を授与した。

2010年10月30日(土)午後2時59分、松本議長より COP 10 閉会の小槌が下ろされた。

生物多様性条約 COP10 分析レポート

拍手喝采と歓喜の涙、そして大きな安堵。ABS 議定書、改訂戦略計画および資金動員戦略決議の「パッケージ」を採択した COP 10 の成功を環境問題の多国間主義復活の契機とみる参加者もあった。1 年弱前、気候変動に関する合意採択が失敗したことで、緊急のグローバルな環境問題に対して決定的なアクションを講じるには国連というシステムに限界があるのではないかという懸念を噴出させた。こうした背景の下、2010 年の生物多様性目標をめざすパフォーマンスのお粗末さや COP 10 の 3 つの主要課題が G-77/中国によって「オール or ナッシング」のパッケージとして結びつけられたという事実が、今次 COP 10 がコペンハーゲン気候会議と同じ運命を辿るのではないかという不安をかき立てた。しかし、名古屋では、参加者が勝利を収めた。この簡略な分析では、パッケージ合意の要素を検証し、今後の CBD の方向性にどのような影響があるのか検討する。

ABS 議定書

10 年に及ぶ交渉と 15 日連続の消耗戦を経て、ABS に関する名古屋議定書が採択された。それでも、最後の最後まで、最も異論の多いスコープと派生物、遵守に関して、果たして合意に到達できるのか見通しは困難であった。非公式閣僚協議へのガイダンス文書案作成のため、日本の COP 議長は、EU、アフリカン・グループ、ノルウェー、ブラジルによる秘密会合の開催を決定したが、これは透明性が欠如していると多くの非難を浴びたものの、プロセスの主要会合から疎外されていると感じていた多くの地域、特にアジア太平洋や中南米諸国の類似した主張をもつ (like-minded) 加盟国を巻き込む動きであった。予想通り、これらの協議に関与した閣僚らに受け入れられて定められた取り決めは、妥協案として一枚岩で支持された訳ではなかった。そこで、さらに夜を徹した協議と非公式の閣僚級朝食会合を行い、すべての締約国の支持を獲得する可能性をもったテキストの合意につながった。この合意をとりつけられた議長国日本の取り組みと支援に対して多くの参加者が称賛を送ったが、このやりかたが将来の交渉には危うい前例となってしまうのではないかと懸念する声もあがった。「舞台裏の取引が重要問題の交渉のスタンダードにはなりえない」とある政府代表は指摘する。また、日本のイニシアティブは、期待外れな結果を招いたコペンハーゲン方式の憂鬱な記憶を呼び起こし、「根回しとして必要だったが、非常にリスクが高い」との印象をもった参加者もあった。結局、名古屋で交渉をストップさせずに妥結につなげることができた。

最終的に歩み寄りがなされ、「クリエイティブな曖昧さにおいては最高傑作」と賞されるテキストに仕上がった。バランスの取れた妥協案づくり - 失敗が運命づけられたような企て- によって懸案事項を解決する代わりに、異論の多い記載をテキストから削除するか、柔軟な解釈を認めるような簡潔で一般的な条文に換えられたが、履行するには間口が広すぎることになる。議定書で遺伝資源の派生物を対象とするかという根本的な問題は、用語の使用に関する条文の中に利用および派生物の定義を盛り込むことで対処し、スコープと利益配分に関する条項に間接的な記載を入れることで補完した。これによって、多くの途上国が要求していた通り、派生物についてはかなり幅広い定義を利用できるようになった。それでも、いかなる本文パラグラフ中にも「派生物」という用語は出ておらず、実質的な条文の中に読み進めなければならない。同時に、先進国の重要懸念であった、製品または商品については、派生物の定義に基づく対象となされないため、利益配分が義務づけられないことは明らかである。

議定書の施行前に獲得された遺伝資源および伝統的な知識の新規・継続利用による利益配分の問題、これまで「一時的なスコープ」と呼ばれたアフリカン・グループの中心的な要望点についても、解決のため同様のアプローチがとられた。この問題についてのスコープに関する条項には記載が一切無いが、新たな条項の中で、国境を越える場合または PIC 付与・獲得が不可能な状況に対処するため、グローバルな多国間利益配分メカニズムの創設が構想された。そうしたメカニズムが一旦設置されれば、生息域外の集団または CBD の枠組みを離れて獲得した国々から獲得した遺伝資源に由来する利益を対象とすることが可能となる。

これまで長らく交渉されてきた、公的に利用可能な伝統知識に関する規定については、アジア太平洋有志国グループといった一部の国々によって強力に擁護されてきたが、テキストから削除されることとなった。それでも、そうした伝統知識は一般的に議定書の下でカバーされているため、各国は ABS 関連の国内法の義務の対象とさせることができる。また、議定書は他の国際条約に基づき「関連する現行の作業および慣行」に対して若干の柔軟性を与えているため、知的財産および遺伝資源に関する WIPO 政府間委員会の下での公的に利用可能な伝統知識、伝統知識および民間伝承を規制する可能性—EU とカナダを中心とした先進国が擁護してきたポイントだが—は今尚、開かれている。

遺伝資源の利用を監視するチェックポイントの設置については漠とした表現となり、巧妙な曖昧さという余禄が得られた。最終的なテキストでは、途上国の要求どおり締約国に1つまたは複数のチェックポイント設置を義務付けているが、公表が義務付けられる情報については柔軟性がある。情報公開義務は、事務手続きの負担を懸念し、将来的な機密情報を含むような情報公開義務の必要に納得していない先進国の主な反対理由であった。そのため、締約国は、それがどんな措置であるか何ら示すことなく非遵守に関する状況に対応するための実効性ある釣り合いの取れた措置を講じるものとした。追加パラグラフで、チェックポイントは「実効性があるべき」であり、研究・開発・商用化といった段階で遺伝資源の利用に「意義ある」機能を有しなければならないとした。ある交渉官は、これらの規定は、実際の運用方法を整える役目を負う「法律家にたくさんの業務を提供するだろう」と述べ、その曖昧さを称えた。

全体として、これまでの根深い意見対立を考慮すると、折衷案のパッケージは現時点で可能な最良の解決策だったと大方の参加者が感じていた。一方、テキストは「最高にエレガントだとはいえない」とし、さらなる交渉でもっと法的に健全な成果を生み出すことができたのではないかと指摘する者もあった。他方、COP 10 で議定書が採択できなければ、勢いを失って、結果的に議定書をまとめあげることも危うかっただろうと多くが指摘している。また、経験から言うと、「こうした条文交渉が長引けば長引くほど、実質的な内容は失われるものだ」とある交渉官が語っていた。

結局、議定書の大きな強みは弱みでもある。そのクリエイティブな曖昧さによって各国レベルで異なる解釈を生み、法的不確実性を招き、履行が阻まれかねない。ABS クリアリングハウスや他の促進的なメカニズムの迅速な設置も含めた暫定委員会や国レベルの実施など双方による、これらの問題への対処次第で、議定書は CBD の3つの目的をよりバランス良く実施するための強力なツールになりうるのだ。

戦略計画

戦略計画は、2013年以降の気候変動の国際レジームに関する議論になぞらえて「ポスト2010年グローバル生物多様性協定」とも称される。2010年生物多様性ターゲットに向けた動きの鈍さから、新・戦略計画で次の10

年間の野心的な目標を設定するだけでなく、目標達成のための一連の包括措置も提供するよう期待が高まった。しかし、これは、戦略計画の主な機能が計画の多様な分野の下での CDB の幾多の活動を調整、連携させる優先的なフレームワークを提供することのみならず、他の MEA、特に生物多様性関連の MEA との協同ならびに各国の一貫性と実効性ある実施のための指針の役割を務めるという事実を無視するものであった。

この戦略計画の指導的役割は、あらゆる人間活動の本流に生物多様性の問題意識を組み込むことを一層重視するために CBD を変遷させるための重要な手段となる。同計画のビジョンである「2050 年までに、生態系サービスを維持しつつ、健全な地球を保存しつつ、すべての人に重要な便益を届けつつ、生物多様性は尊重され、維持され、回復され、広く利用される」という文言が CBD の作業における幾つかの傾向を示している。TEEB の研究や生物多様性の価値を国別アカウンティングに組み入れるための方法論に関する幾つかのパラグラフとともに、生態系サービスを尊重するという記載は、CBD の各種作業計画の中でこれらを更に整備させることを規定している。

さらに、参加者はグローバルなレベルで測定可能な成果主義的なターゲットを戦略計画に詰め込みたいという誘惑に抗った。そのかわり、同計画は、すべての業種に生物多様性の懸念を組み込むことを締約国に認めながら、地域・国・準国家レベルでターゲットを設定する柔軟なフレームワークを提供している。一方、統合化をめざす目的と概念的に相容れないアプローチを実施している保全と持続可能な利用のための措置の下で状況の多様性を無視しがちな指標を使って、グローバルなレベルで生物多様性や生態系サービスに関するデータを集積するという誤謬を回避している。他方、このアプローチは、自らのターゲットを入念に設定し、進捗を監視するよう締約国に甚大な責任を課している。

したがって、戦略計画の弱さは、2020 年までに生態系の回復力を確保し、生物多様性の損失を食い止めるため、実効的な措置を講じる地球規模の新たなミッション実現に向けた監視と進展の強制を認める、あらゆる行動が任意的なものであることだ。

資金動員戦略

3 つ目のパッケージ要素は、資金動員戦略のもっと微妙な部分である。途上国は、戦略をパッケージに追加し、各国の CBD の実施に十分な資金を提供してほしいという永年の要求を裏打ちした。その結果、途上国は、資金の流れを評価するための数値目標や指標に焦点を当てたが、それに対して、先進国曰く「民間部門に負担の一部を移す」という試みから革新的な資金メカニズムに優先順位をつけたがった。後者のポジションは特に意見が分かれた。その理由のひとつは、革新的な資金メカニズムというコンセプト自体が曖昧で先進国と途上国の間で異なる解釈を生んでいたからである。

例えば、前進したコンセプトの一つは、グリーン開発メカニズム。UNFCCC のクリーン開発メカニズムをモデルとして、民間部門向けにオフセットや土地回復などの取引で要求事項にしたがって認証された「CBD を遵守した管理地」に報酬を与える制度だ。CDM との類似性ゆえに、このイニシアティブは殆どの途上国は、CDM と同様に利益分担もバランスを欠くものになるのではないかと懸念して、反対を唱えた。研究不足ともっと一般的な革新的金融に関して伝えられている成功事例の少なさも、ALBA 諸国グループの中に、生物多様性に間違いなく有害な影響を及ぼしうるだけでなく、人間の権利を侵害する可能性をもつ不当なる自然の「商品化」という



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

懸念をあおった。一方、特に市場メカニズムを通じて CBD 実施の少なくとも若干の要素に対する資金を創出するポテンシャルがあると TEEB の調査研究で実証されていたため、先進国の参加者は、これで CBD が革新的資金メカニズムに完全にに取り組む機会を失ったと残念がった。しかし、最終日には参加者はこの点についてあまり拘泥していないようだった。ベテランのオブザーバーは、「我々がまだ ABS 議定書という CBD 実施の最も革新的な資金メカニズムに専念できたことが喜ばしい」とコメントした。

コペンハーゲンの残影を払拭した名古屋

パッケージ採択、特に ABS に関する名古屋議定書の採択は、CBD の歴史において大きな成功であると賞賛されたのは正しかった。そして、この点では、メディアが喧伝していた「コペンハーゲン再来」という恐れは誇大妄想だったように見える。パッケージ以外に、COP 10 では、かつてない進展を遂げたジオエンジニアリングや合成生物学といった複雑な新しい問題に関するものも含め、40 を超える決議を採択できた。その他すべての決議は期待に沿った内容ではなかったものの、総合すれば、生物多様性の多国間協力で重要な一歩を踏み出したといえる。生態系アプローチをベースにした CBD の実施アプローチおよび新たな問題に対応するためのメカニズムはパッケージ採択の有無にかかわらず、条約実施に関する作業を継続させられた。炭素市場などの実施に関する主要な活動が緩和に関する地球規模の合意の採択にかかっている気候変動レジームとは対照的に、CBD のアジェンダは作業計画の多面的なシステムや環境政策全般にまたがる連携やパートナーシップを通じて今も進展している。だから、仮に COP 10 が「パッケージ採択」に失敗したところで、残りの決議によって条約の実施に関する作業を継続させられたらう。

CBD は重要な変貌を遂げるプロセスの半ばにあることを数々の進展が示している。それは、すべての人間活動に生物多様性という関心事項を組み入れるアプローチに向けた変容である。戦略計画や TEEB 調査研究のような活動は、こうした変容に重要な推進力となる。ABS 議定書の採択をもって、今後の COP 会議は「いのちの共生を未来へ」というスローガンに一層取り組むための重要な国際プロセスとして CBD をあらためて位置づけ注目を集める契機となる。そうした方向にあって、名古屋 COP 10 は、「コペンハーゲン」は国連の制度やグローバルな環境多国間主義全体の危機というよりも、気候変動の国際協力に関する政治力学に特化した現象だと示したことだけでも、必要かつ重要なステップであった。

今後の会合日程：

農業、食料安全保障、気候変動に関する国際会議： オランダ政府主催、エチオピア政府、ノルウェー政府、ニュージーランド政府、世銀、FAO 協力による本会合は、農業関連の投資、政策、措置の実施と長期的な炭素削減と適応の利点をリンクさせる具体的な活動を提供することを目的として、2010年10月31日—11月5日に開催地：オランダ・ハーグ、連絡先：オランダ農業・自然・食料品質省 E-mail: agriculture2010@minlnv.nl www: <http://www.afcconference.com/>

生態系に基づく漁業管理 (EBFM)の進展に関するシンポジウム： 第26回 Lowell Wakefield 漁業シンポジウムには世界の漁業科学者を一堂に集め、EBFM が成功裏に実施されているか評価を行う。FAO 共催。日程：2010年11月8-11日 開催地：米国アラスカ・アンカレッジ連絡先：Alaska Sea Grant 電話：+1-907474-7086 fax:



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

+1-907-474-6285 E-mail: seagrant@uaf.edu

www: <http://seagrant.uaf.edu/conferences/2010/wakefeldecosystems/>

UNFCCC COP 16 および COP/MOP16: UNFCCC 第 16 回締約国会議 および京都議定書第 6 回締約国会合にあわせて、第 33 回 SBI および SBSTA 会合が開催される。日程: 2010 年 11 月 29 日—12 月 10 日、開催地: メキシコ・カンクン、連絡先: UNFCCC 事務局、電話: +49-228-8151000 fax: +49-228-815-1999 E-mail:

secretariat@unfccc.int www: http://unfccc.int/meetings/cop_16/items/5571.php

2010 年農業・農村開発デー: 第 4 回農業・農村開発の日 (ARDD) がカンクン気候変動会議と併せて開催される。日程: 2010 年 12 月 4 日、開催地: メキシコ・カンクン、連絡先: ARDD 事務局 E-mail: info@農業day.org
www: <http://www.農業day.org>

森林デー4: イベントはカンクン気候変動会議と併せて開催される。日程: 2010 年 12 月 5 日、開催地: メキシコ・カンクン、連絡先: www: <http://www.cifor.cgiar.org/Events/ForestDay4/>

「気候変動の文脈における地域と生物多様性」会合: FAO、UNDP、UNEP 共催。日程: 2010 年 12 月 14—16 日、開催地: フランス・ブレスト、連絡先: FAO E-mail: Climate-change@fao.org、www: <http://www.fao.org/climatechange/49362/en/>

国連生物多様性年 (IYB) 閉年イベント: 国際森林年への貢献: CBD 事務局主催。日程: 2010 年 12 月 18—19 日 開催地: 日本・金沢、連絡先: David Ainsworth、CBD 事務局 電話: +1-514287-7011 fax: +1-514-288-6588 E-mail: david.ainsworth@cbd.int www: <http://www.cbd.int/events>

UNFF 9: 第 9 回国連森林フォーラムのテーマは人間、生活、貧困撲滅のための森林。UNFF 9 でも持続可能な森林経営の実施手段の検討を完了させることになっている。日程: 2011 年 1 月 24 日—2 月 4 日、開催地: 国連本部 (NY)、連絡先: UNFF 事務局 電話: +1-212-963-3401 fax: +1-917-367-3186 E-mail: unff@un.org www: <http://www.un.org/esa/forests/>

ITPGR GB 4: 食料・農業のための地球の遺伝資源に関する国際条約評議機関の第 4 回会合では、特に、条約の多国間システムに関する遵守や実施、懸案の資金的なルールなどを討議する。日程: 2011 年 3 月 14—18 日、開催地: インドネシア・バリ、電話: +39-06-57053441 fax: +39-06-570-56347 E-mail: pgrfa-treaty@fao.org www: <http://www.planttreaty.org/>

CITES PC 19: CITES 植物委員会第 19 回会合が CITES 事務局によって開催される。日程: 2011 年 4 月 18—21 日、開催地: スイス・ジュネーブ 連絡先: CITES 事務局 電話: +41-22-917-81-39/40 fax: +41-22-79734-17 E-mail: info@cites.org www: <http://www.cites.org/eng/news/calendar.shtml>

名古屋議定書 IC1: ABS に関する名古屋議定書第 1 回政府間委員会が CBD 事務局主催で開催。日程: 2011 年 6 月 6—10 日、開催地: 未定。連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: secretariat@cbd.int www: <http://www.cbd.int/>

第 6 回森林ヨーロッパ閣僚会議: 汎ヨーロッパ政策プロセスの枠組みの中で欧州大陸の森林の持続可能な経営のために開催される。日程: 2011 年 6 月 14—16 日、開催地: ノルウェー・オスロ、連絡先: Liaison Unit Oslo 電話: +47-64-94-8930 fax: +4764-94-8939 E-mail: liaison.unit.oslo@foresteurope.org www: <http://www.foresteurope.org/eng/Events/>



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

CGRFA 13: 食料および農業遺伝資源第 13 回委員会が、気候変動に関する特別イベントに先行して開催。日程: 2011 年 7 月 16—22 日。開催地: イタリア・ローマ、連絡先: CGRFA 事務局 電話: +39-065705-4981 fax: +39-06-5705-5246 E-mail: cgrfa@fao.org www: <http://www.fao.org/nr/cgrfa/cgrfa-home/en/>

CITES AC 25: CITES 事務局主催の CITES 第 25 回動物委員会会合。日程: 2011 年 7 月 18-22 日、開催地: スイス・ジュネーブ 連絡先: CITES 事務局 電話: +41-22-917-81-39/40 fax: +41-22-79734-17 E-mail: info@cites.org www: <http://www.cites.org/eng/news/calendar.shtml>

CITES SC 61: CITES 事務局主催の CITES 第 61 回常設委員会。日程: 2011 年 8 月 15-19 日、開催地: スイス・ジュネーブ 連絡先: CITES 事務局 電話: +41-22-917-81-39/40 fax: +41-22-79734-17 E-mail: info@cites.org www: <http://www.cites.org/eng/news/calendar.shtml>

UNCCD COP 10: 国連砂漠化対処条約(UNCCD)第 10 回締約国会議が 2011 年 10 月に開催。日程: 2011 年 10 月 10-21 日、開催地: 韓国・昌原市、連絡先: UNCCD 事務局 電話: +49-228-8152800 fax: +49-228-815-2898 E-mail: secretariat@unccd.int www: <http://www.unccd.int/>

CMS COP 10: 移動性野生動物の種の保全に関する条約第 10 回締約国会議の前に、第 17 回科学委員会 (11 月 17-18 日)、第 38 回常設委員会 (11 月 19 日)、第 1 回 が開催。その後には、ブハラ鹿 MoU 第 1 回締約国会合 (11 月 19 日)、アンデス・フラミンゴ MOU 第 1 回締約国会合 (11 月 26 日)、ゴリラ合意第 2 回締約国会議 (11 月 26-27 日)、アフリカ・ユーラシア水鳥合意(AEWA)第 7 回常設委員会会合 (11 月 26-27 日)が開催予定。日程: 2011 年 11 月 20-25 日。開催地: ノルウェー・ベルゲン。連絡先: UNEP/CMS 事務局 電話: +49-228815-2426 fax: +49-228-815-2449 E-mail: secretariat@cms.int www: <http://www.cms.int/news/events.htm>

名古屋議定書 IC 2: CBD 事務局主催の ABS に関する名古屋議定書政府間委員会第 2 回会合。日程: 2012 年 4 月 23-27 日。開催地: 未定。連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: secretariat@cbd.int www: <http://www.cbd.int/>

AEWA MOP 5: UNEP/AEWA 事務局主催のアフリカ・ユーラシア水鳥合意(AEWA)第 5 回締約国会合。日程: 2012 年 5 月 14-18 日。開催地: フランス・ラロッシュェル 連絡先: UNEP/AEWA 事務局 電話: +49-228-815-2414 fax: +49-228-8152450 E-mail: aewa@unep.de www: http://www.unep-aewa.org/meetings/en/mop/mop_overview.htm

バイオセーフティ議定書 COP/MOP 6: CBD バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第 6 回締約国会合は暫定的に 2012 年 10 月 開催を予定。日程: 2012 年 10 月 1-5 日。開催地: インド 連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: 事務局@cbd.int www: <http://www.cbd.int/>

CBD COP 11: 生物多様性に関する第 11 回締約国会議は暫定的に 2012 年 10 月 開催を予定。日程: 2012 年 10 月 8-19 日。開催地: インド 連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: 事務局@cbd.int www: <http://www.cbd.int/>



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

用語集

ABNJ	国家管轄権を超えた区域
ABS	遺伝資源へのアクセスと利益配分
AHTEG	アドホック専門家会合
CBD	生物多様性
CEPA	情報の伝達、教育、啓発
CHM	クリアリングハウス・メカニズム
COP	締約国会議
CPF	森林に関する協同パートナーシップ
EBSA	生態学的・生物学的に重要な区域
GBO	地球規模生物多様性概況
GEF	地球環境ファシリティ
GSPC	国際植物保全戦略
GTI	世界分類学イニシアティブ
IAS	侵略的外来種
ICG	政府間委員会
IIFB	生物多様性に関する国際先住民フォーラム
ILC	先住民および地元のコミュニティー
IPBES	生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム
IPR	知的所有権（知的財産権）
LDCs	後発途上国
MAT	相互に合意された条件
MEA	多国間環境条約
MPA	海洋保護区
MYPOW	多年度作業計画
NBSAP	国別生物多様性戦略および活動計画
NFP	各国のフォーカルポイント
PA	保護区
PIC	事前同意
REDD+	途上国の森林減少・森林劣化由来の排出量削減、および森林保全、持続可能な森林経および森林炭素吸収源の強化
SBSTTA	科学技術助言補助機関
SIDS	小島嶼途上国



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

TEEB	生態系および生物多様性の経済学に関する調査研究
TK	伝統知識
UNCCD	国連砂漠化対処条約
UNDRIP	先住民族の権利に関する国連宣言
UNFCCC	国連気候変動枠組み条約
WG	作業部会
WGRI	条約の実施レビューに関する作業部会
WIPO	世界知的所有権機関

GISPRI/仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.